

は じ め に

尾張旭市長
谷口幸治



本市は、名古屋市に隣接する都市でありながら、森林公園などの豊かな緑と、矢田川やため池などの水辺に恵まれた、快適な住環境を有しています。

こうした自然環境を生かした美しいまちづくりを進めるため、平成7年度に「尾張旭市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで土地区画整理事業を中心とした都市基盤整備を行うなど、健康で文化的な都市生活の実現に向け、各種事業に取り組んでまいりました。

しかしこの間、暮らしの多様化が一層進み、私たちを取り巻く社会環境もさまざまな分野で大きく変化しています。とりわけ人口減少や少子高齢化への対応が求められている中、今後は本市の良好な住環境を守り育てることはもちろん、その質の向上を目的とした成熟したまちづくりを進めていく必要があります。このため、平成19年度から4か年に渡って都市計画マスタープランの見直しを進め、あらためて今後の本市のまちづくりについて検討してまいりました。

なお、今回の見直しにあたっては、策定検討会議やまちづくりワークショップ、そして意識調査や懇話会、パブリックコメントなどを通じて、数多くの市民の皆様にご協力いただきました。これからのまちづくりには、市民と行政がともに手をたずさえ、着実に進めていくことが欠かせません。このため、今回のような積極的な市民参画によって見直された本プランは、まさに「活きたプラン」として、これからのまちづくりに大きく貢献するものと確信し、ご協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げるところであります。

今後、この新たな都市計画マスタープランを指針として、限られた財源を有効に活用しながら、さらに魅力あるまちづくりを目指してまいります。ぜひ市民の皆様におかれましても、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

目次

Contents

序章 都市計画マスタープランとは

I 都市計画マスタープラン見直しの考え方	2
1 都市計画マスタープランの見直しの背景	2
2 都市計画マスタープランの位置づけ	2
3 都市計画マスタープランの見直しの体制	3
4 都市計画マスタープランの構成	5

第1章 尾張旭市の現況と課題

I 尾張旭市の現状	8
1 自然特性、歴史的条件	8
2 人口・世帯の動向	10
3 土地・建物利用	12
4 産業構造	13
5 市街化の状況と動向	15
6 道路・交通体系、都市施設等	16
II 既都市計画マスタープランの検証	21
1 都市づくりの目標	21
2 土地利用の方針	21
III まちづくりワークショップでの検討結果	27
1 まちづくりワークショップの内容	27
2 まちづくりワークショップの活動実績	28
3 市民が考えるまちづくりの重要課題の整理	31
4 市民が考えるまちづくり課題の整理	32
5 市民が考えるまちづくり課題の解決アイデア	33
IV 現況等からのまちづくりの課題	35
1 まちの現状・問題	35
2 市民が考えるまちづくり課題	36
3 時代潮流	36
4 まちづくりの課題	37

第2章 都市づくりの目標

I 都市づくりの理念と目標	40
1 都市づくりの理念	40
2 都市づくりの目標	41
II 都市構造	43
1 都市構造の基本方針	43
2 ゾーンの方針	43
3 拠点の方針	44
4 軸の方針	44
III 将来フレーム	46
1 人口フレーム	46
2 土地利用フレーム	46

第3章 都市づくりの方針

I 前提	50
1 前提条件	50
II 土地利用の方針	52
1 これまでの主な取り組みと課題	52
2 めざすべき方向	53
3 土地利用区分の配置とその方針	54
III 緑と水に彩られたまちづくりの方針	58
1 これまでの主な取り組みと課題	58
2 各種方針	58
1) 自然環境の保全・活用の方針	
2) 景観形成の方針	
3) 公園・緑地の整備方針	
4) 下水道・河川の整備方針	
IV 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	65
1 これまでの主な取り組みと課題	65
2 各種方針	66
1) 市街地整備の方針	
2) 交通体系の形成方針	
3) 安全安心のまちづくりの方針	
4) 高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの方針	
V ともにつくるまちづくりの方針	76
1 これまでの主な取り組みと課題	76
2 各種方針	77
1) 市民と行政の協働によるまちづくりの方針	
2) 事業者等と行政の協働によるまちづくりの方針	

第4章 地域別構想

I 前提	80
1 前提条件	80
2 地域区分	80
3 地域別の将来人口	81
II 中部地域	82
1 地域の概況	82
2 市民の声	86
3 地域の目標・方針	88
4 土地利用の方針	89
5 緑と水に彩られたまちづくりの方針	89
6 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	90
7 ともにつくるまちづくりの方針	92
8 中部地域の取り組み方針	93
III 東部地域	94
1 地域の概況	94
2 市民の声	99
3 地域の目標・方針	101

4	土地利用の方針	102
5	緑と水に彩られたまちづくりの方針	102
6	活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	103
7	ともにつくるまちづくりの方針	104
8	東部地域の取り組み方針	106
IV	南部地域	107
1	地域の概況	107
2	市民の声	111
3	地域の目標・方針	113
4	土地利用の方針	114
5	緑と水に彩られたまちづくりの方針	114
6	活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	115
7	ともにつくるまちづくりの方針	116
8	南部地域の取り組み方針	117
V	西部地域	118
1	地域の概況	118
2	市民の声	123
3	地域の目標・方針	125
4	土地利用の方針	126
5	緑と水に彩られたまちづくりの方針	126
6	活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	127
7	ともにつくるまちづくりの方針	128
8	西部地域の取り組み方針	129
VI	北部地域	130
1	地域の概況	130
2	地域の目標・方針	131
3	土地利用の方針	131
4	緑と水に彩られたまちづくりの方針	131
5	活力とやすらぎのあるまちづくりの方針	132
6	ともにつくるまちづくりの方針	132
7	北部地域の取り組み方針	133

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

I	都市づくりの実現に向けて	136
1	都市づくりの実現に向けて	136
2	都市づくりにおける役割	136
3	計画の推進に向けた運用・連携の方策	137
II	実施スケジュール	139
1	基本的な考え方	139
2	実施スケジュール	139

巻末資料

参考資料	144
1 策定の経緯	144
2 策定検討会議	145

序章

都市計画マスタープランとは





I 都市計画マスタープラン見直しの考え方

1 都市計画マスタープランの見直しの背景

(1) 法律上での位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、市町村が主体となって、市民の意思を反映しつつ、概ね20年の中長期を見据えた将来像を定める都市計画に関する基本的な方針です。

(2) 見直しの背景

これまで本市では、「自然環境を生かした美しいまちづくり」を基本理念とした「尾張旭市都市計画マスタープラン（平成22年を目標年次として平成8年に策定。以降「既都市計画マスタープラン」といいます。）」に基づき、快適でやすらぎのある、また活力があり、心豊かな都市づくりをめざし、土地区画整理事業や公園整備等の都市計画事業の推進に取り組んできました。

こうしたなか、人口減少や少子高齢社会の到来、地方分権の進展や市民ニーズの多様化、大規模災害の頻発など、本市をとりまく社会経済状況は大きく変化しています。また、コンパクトな都市環境の形成などを目的として都市計画法が改正されるなど、まちづくりに関する仕組みも大きく変化してきています。

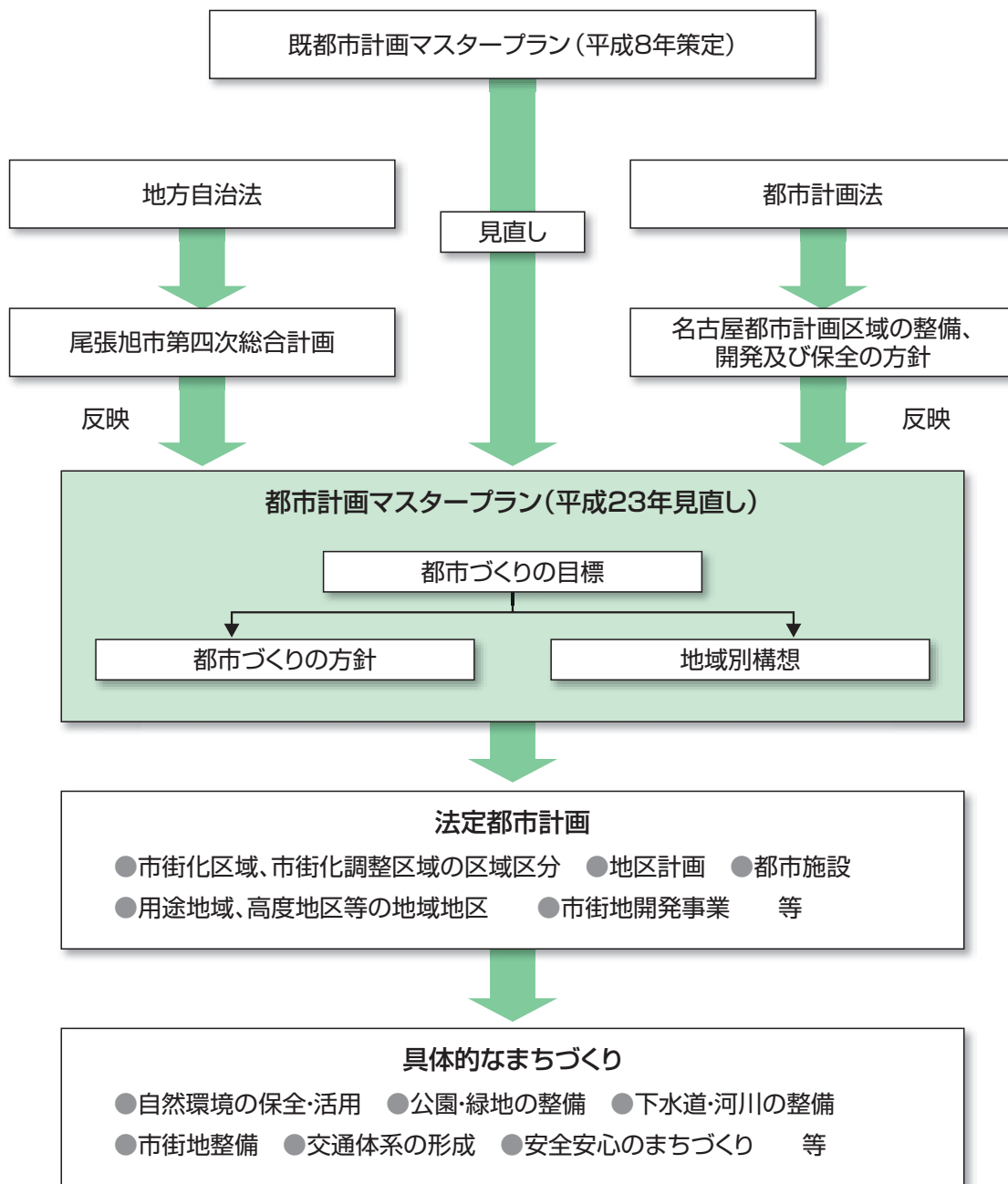
さらに、愛知県においては、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）」が策定（平成22年度策定）され、また本市においても第四次総合計画が平成21年度から後期期間に入り、中間見直しを実施されました。

このため、このような変化に的確に対応し、市民の皆さんとともに良好なまちづくりを進めることができるよう、都市計画マスタープランを今回見直しました。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

今回の見直しは、本市の現状や既都市計画マスタープランの検証、市民の皆さんのご意見・ご提案を基に行っています。また、これまで本市が進めてきたさまざまな都市づくりの計画や市総合計画、国・県の計画の内容と整合性を図っています。

■ 都市計画マスタープランの位置づけ



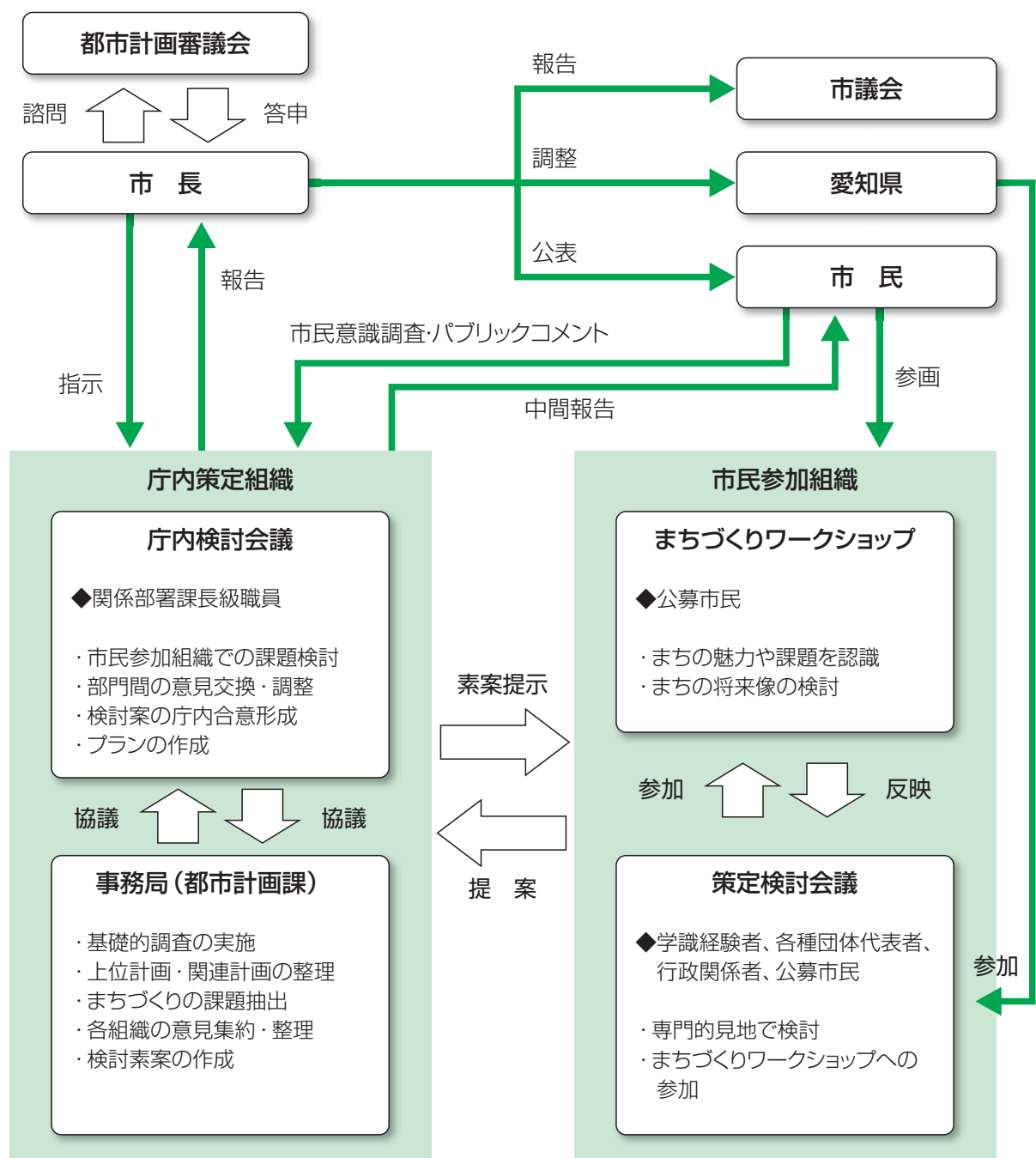
3 都市計画マスタープランの見直しの体制

今回の見直しは、市民協働によるまちづくりの第一歩として、市民意識調査や懇話会、ワークショップなどを実施し、市民の皆さんとともに行うこととしました。

このため、市民意識調査結果をもとに庁内組織である「庁内検討会議」で素案を作成し、これに市民参加組織である「まちづくりワークショップ」や、学識経験者・公募市民などからなる「策定検討会議」での検討・提案を受け、見直し作業を進めました。

また、これらの過程によってまとめられた計画案を、愛知県をはじめとする関係機関と調整し、最終的に都市計画審議会での審議を経て正式に決定しました。

■都市計画マスタープラン見直しに係る体制図



4 都市計画マスタープランの構成

(1) 都市計画マスタープランの構成

この都市計画マスタープランは、「都市づくりの目標」、「都市づくりの方針」そして「地域別構想」で構成し、次の事項を目標として策定しています。

●実現すべき具体的な都市の将来像を示します

多様化する市民ニーズに適応した都市づくりを進めるため、市民の皆さんが容易に都市計画に対し理解と参加をしていただけるように、実現すべき具体的な都市の将来像をわかりやすく示します。

●個別の都市計画の決定・変更の指針となります

都市計画マスタープランは、土地の利用などを直接制限するものではありませんが、具体的な利用規制を定めるうえでの指針となり、都市計画の提案の前提ともなります。また、都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針となります。

●個別のまちづくり事業の指針となります

都市施設（道路・公園等）、市街地開発等の個別のまちづくり事業に関する施策を展開するうえでの指針となります。また、地域レベルでのきめ細かな都市整備の指針ともなります。

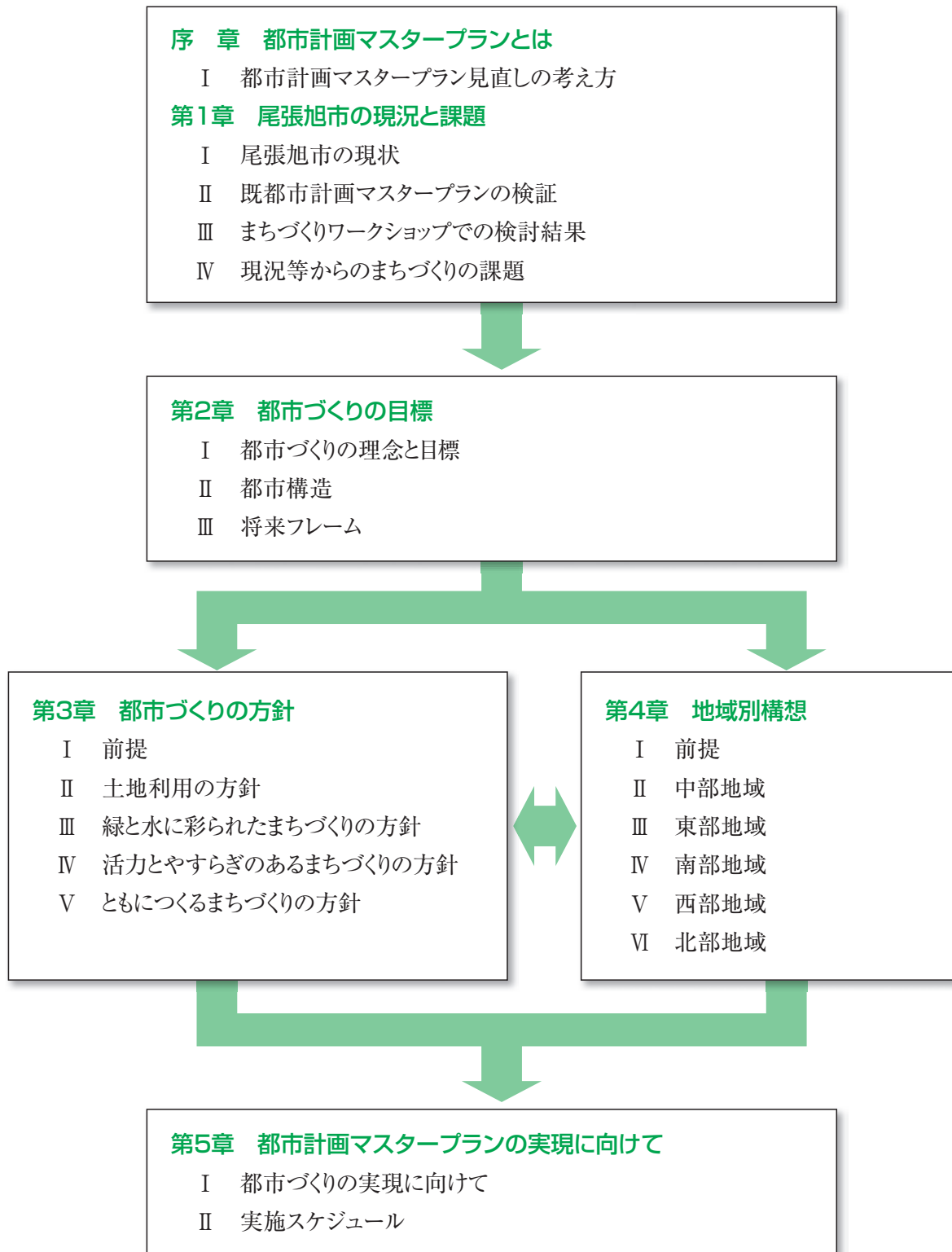
●市民によるまちづくり活動の方向を示します

まちづくりの実現のためには、都市計画法やその他の法律に沿った計画だけでなく、市民の皆さんの理解と協力が不可欠となります。このため、多様化する市民ニーズに適応したまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動等の方向を示します。

(2) 目標年次

この都市計画マスタープランは、平成23年度を初年度として、平成37年度の都市像や都市づくりの方針等を明らかにします。

■ 都市計画マスタープランの構成



第1章



尾張旭市の現況と課題

1 尾張旭市の現況と課題



I 尾張旭市の現状

1 自然特性、歴史的条件

(1) 位置

本市は、愛知県の北西部に位置し、周囲は西から北にかけて名古屋市、東に瀬戸市、南は長久手町に接しています。市域は、東西に5.7km、南北に5.6kmで面積は21.03km²です。

名古屋市の中心部（愛知県庁）からの直線距離は約15kmで、鉄道では名鉄瀬戸線を利用して栄町駅から約20分の距離にあります。

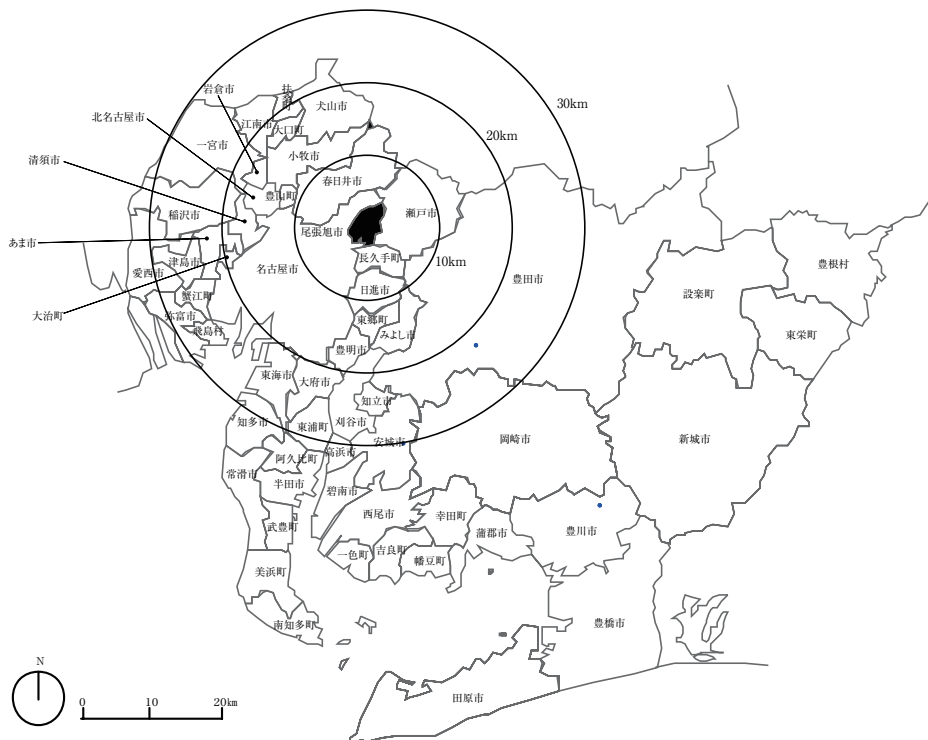


図1 尾張旭市の位置（平成22年4月1日現在）

(2) 自然（地形と地質）

本市の地形は、北部の丘陵地帯、中央部の沖積平野、南部の洪積台地に分けられます。

北部の丘陵地帯には森林公園をはじめとする緑地が多く残っています。また、市内を東西に流れる矢田川の右岸には肥沃な沖積平野が広がり、一方の左岸には古期洪積層の堆積面が残存しています。

地質としては、ほぼ水平構造であることから、断層やしゅう曲が少なく、ほとんどの地盤が洪積層で占められているのが特徴となっています。こうしたことから、矢田川両岸の沖積砂層を除いた場所においては、重量構造物の建造に比較的適しています。

(3) 本市の歴史・沿革

ア 歴史の概況

本市の歴史は、縄文・弥生時代にさかのぼり、弥生時代の居住地の遺跡が各地に確認されています。この時代の遺構としては、豪族の居住を示す古墳がいくつか存在しており、古代の農村計画としての条里制の遺構もみられます。さらに、官社の1つである式内社（浜川神社）もみられます。

中世には、尾張国八郡のうち山田郡に属し、各所に豪族が住んでおり、本市南西部は「小牧・長久手の戦い」の舞台にもなりました。

中世から近世にかけては、開田や開畑が進み、農業を中心とした営みが行われていましたが、1戸当りの耕地面積は少ない傾向にありました。

明治に入っても、産業の中心は、米作と養蚕を主とした農業でしたが、瀬戸市で陶磁器工業が盛んになるにともない、陶磁器業への就業と製品運搬が多くみられるようになりました。昭和初期に入ると陶磁器産業の外延化にともない三郷地区に陶磁器工場が立地するなど第2次産業が発展しました。

その後、戦災を経験したものの、戦後は順調な発展を遂げ、昭和30年代後半からは電機メーカーも進出するなど、産業構造も陶磁器産業中心から電機産業中心に変化してきました。

昭和45年には市制を施行し尾張旭市となり、名古屋市のベッドタウンとして、人口増加も著しく、住宅都市として発展してきました。

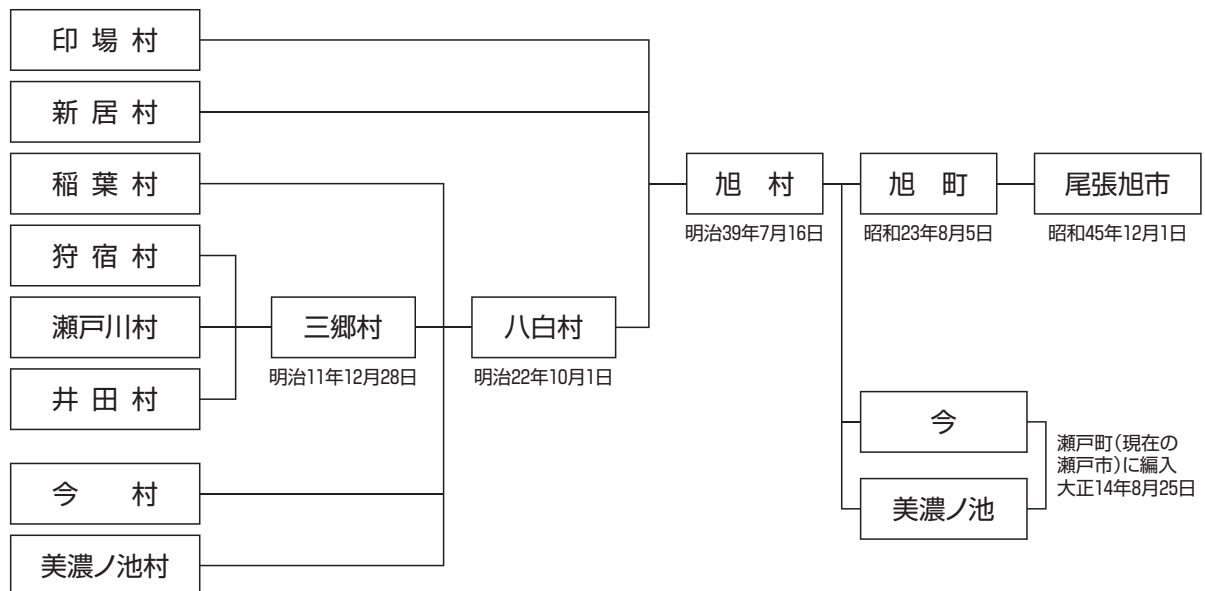


図2 市の沿革

資料：尾張旭市の統計

イ 文化財

平成22年1月現在、本市には県及び市指定の文化財が14件みられます。この内訳としては、円空仏などの有形文化財が6件、棒の手などの民俗文化財が5件、印場大塚古墳などの記念物が3件となっています。また、国登録文化財として建造物2件が登録されています。

2 人口・世帯の動向

(1) 人口・世帯の状況

ア 人口・世帯の推移

本市の人口は、高度成長期より順調に増加しているものの、近年の増加率には鈍化がみられます。こうしたなか、国勢調査によれば平成17年10月1日時点の人口は78,394人となっています。

また、世帯数は、人口と同様に増加を続けており、同日現在、28,899世帯となっていますが、一方で1世帯あたり人員は減少し続けており、2.71人となっています。

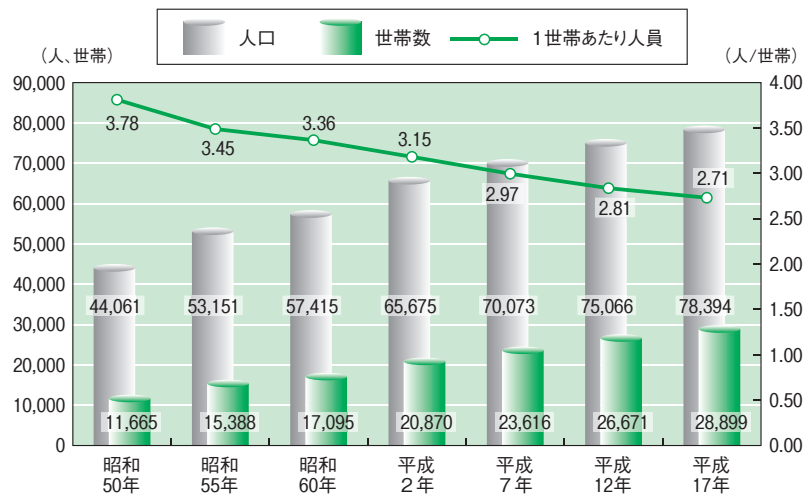


図3 人口、世帯数の推移

資料：国勢調査

イ 年齢別人口

本市の人口構成をみると、いわゆる「団塊世代」と「団塊ジュニア世代」が、突出して多くなっています。

5歳階級別人口の推移をみると、「団塊ジュニア世代」が社会移動により増加しています。また、幼児は増加しているものの微増にとどまっています。一方、高齢化は顕著に進行しています。

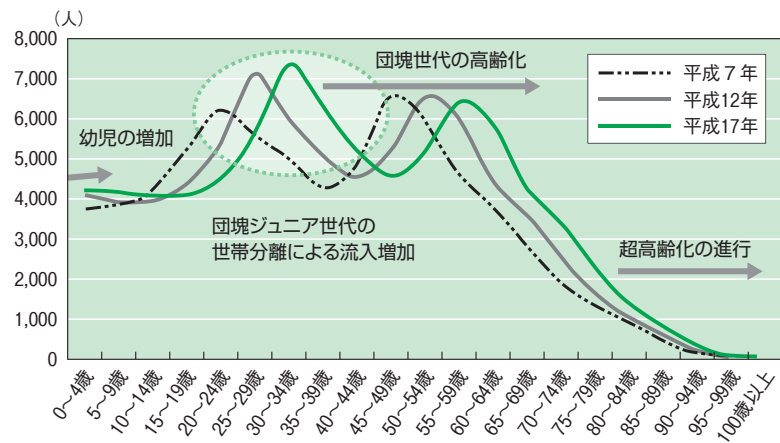


図4 5歳階級別人口の推移

資料：国勢調査

(2) 人口動態

人口動態をみると、自然動態・社会動態ともに増加を続けています。増加数は平成17年にかけて減少傾向にありましたが、平成18年に増加に転じており、平成20年では857人の増加となっています。

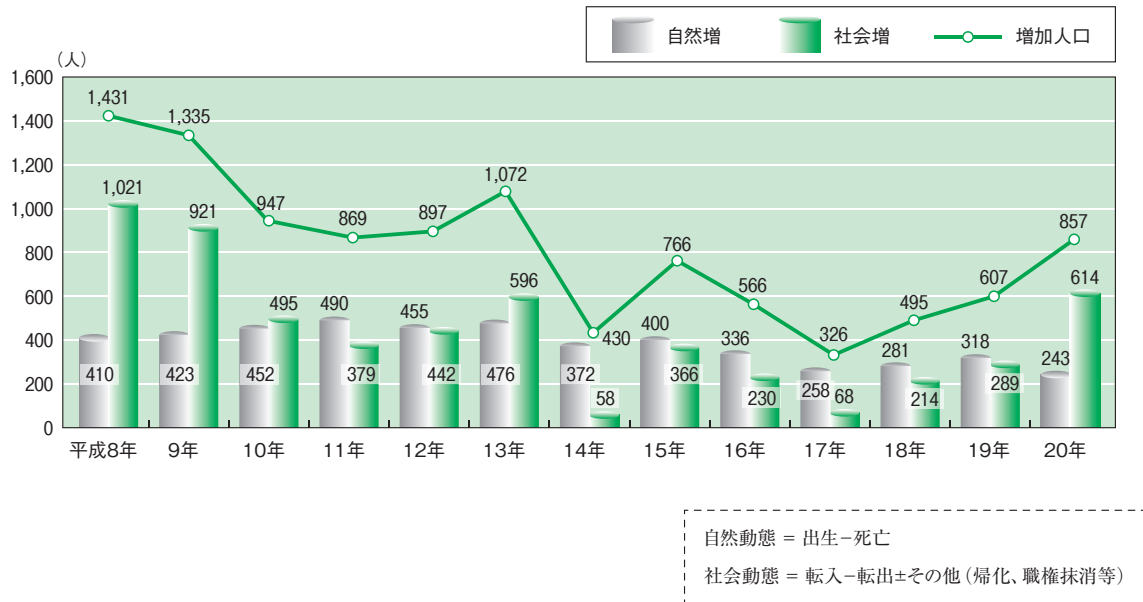


図5 人口動態の推移(各年1月1日～12月31日)

資料：市 市民課

(3) 流出・流入人口

平成17年の国勢調査によれば、15歳以上の通勤・通学に伴う本市から市外への流出人口は28,367人で、市外から本市への流入人口14,238人を大幅に上回っています。

また、流出流入先としては、ともに名古屋市が最も多く、特に流出人口は全体の約6割を占めています。なお、流入人口は、名古屋市に次いで瀬戸市が多くなっています。

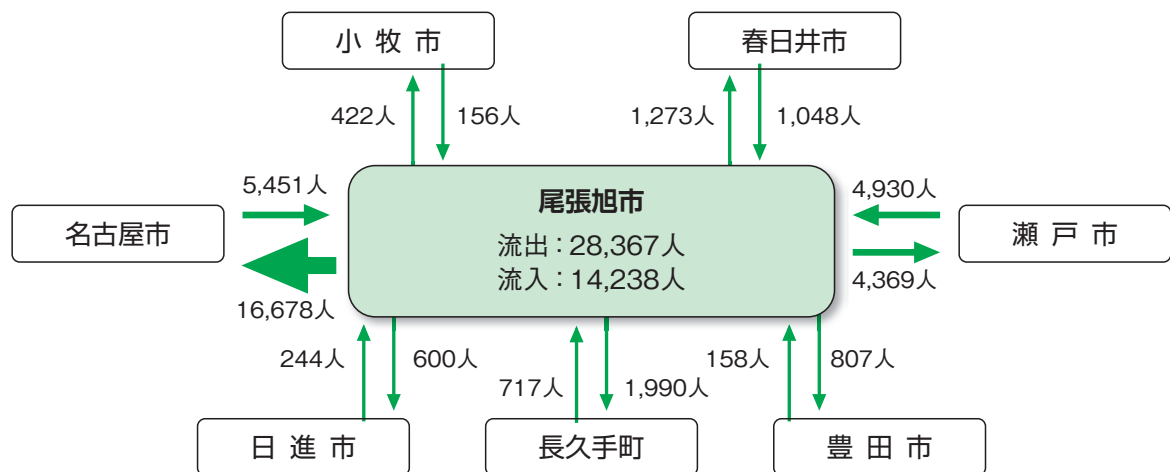


図6 流出・流入人口

資料：国勢調査(平成17年)

3 土地・建物利用

(1) 地目別土地利用

地目別の土地利用をみると、平成21年では市域全体の27.0%が住宅地、道路用地が20.2%と多く、続いて森林が14.2%、工業用地等が10.5%となっています。平成9年時点と比較すると、住宅地や道路用地が増加し、農地とその他が減少しています。

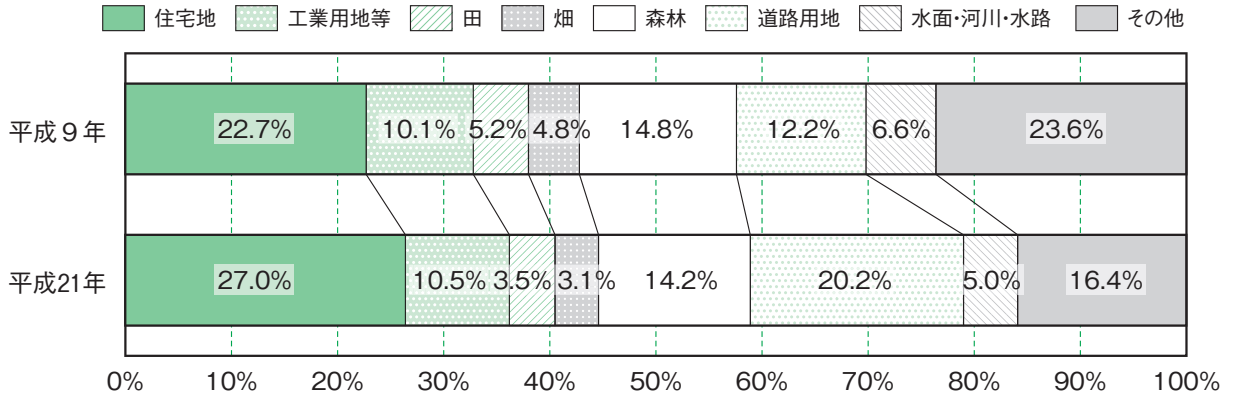


図7 地目別土地利用割合

資料：土地に関する統計年報

(2) 用途指定

用途地域の指定状況をみると、平成22年では住居系が83.1%、商業系が4.2%、工業系が12.7%となっています。

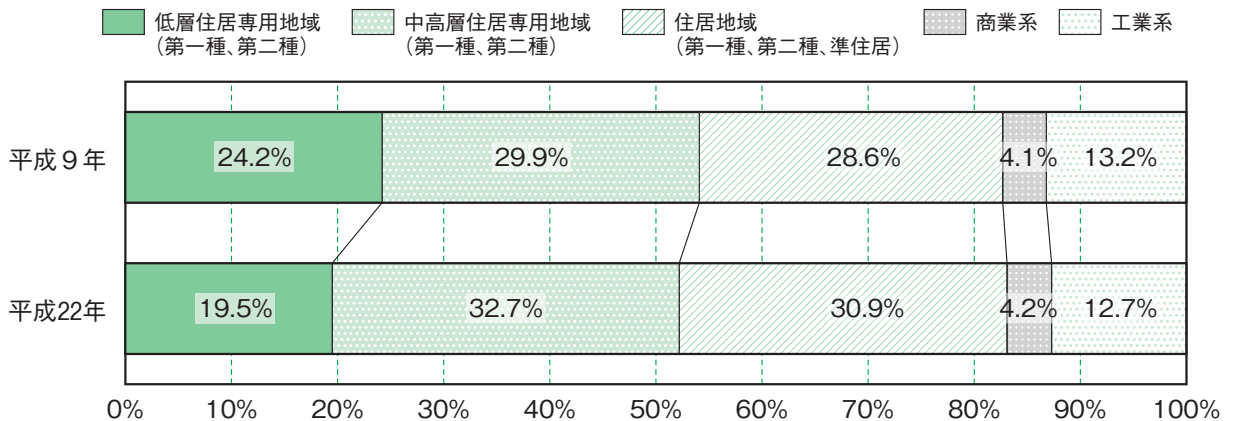


図8 用途地域面積割合

資料：市 都市計画課

(3) 新設住宅着工戸数

新設住宅の着工戸数は年間600～1,000戸程度で推移しています。年毎の推移をみると、平成12年より減少傾向にあり、平成14年に一旦下げ止まったものの、平成17年より再度減少し、平成20年には582戸となっています。

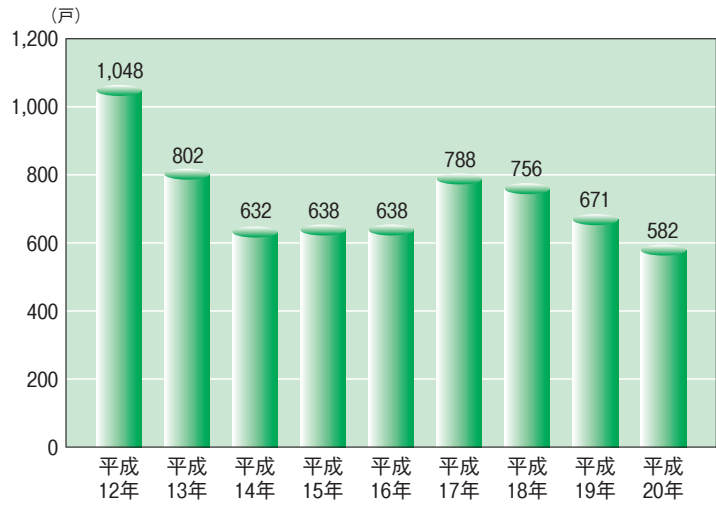


図9 新設住宅着工戸数の推移 資料：建築統計年報

4 産業構造

(1) 産業構成

従業者数の推移をみると、近年は鈍化しているものの増加傾向にあり、平成17年には若干減少し38,095人となっています。

産業別では、第3次産業が増加傾向にあり、平成17年には全従業者数の71.0%を占めています。第1次産業は0.4%となっており、第2次産業も平成2年をピークに減少に転じ、全従業者数の28.6%となっています。

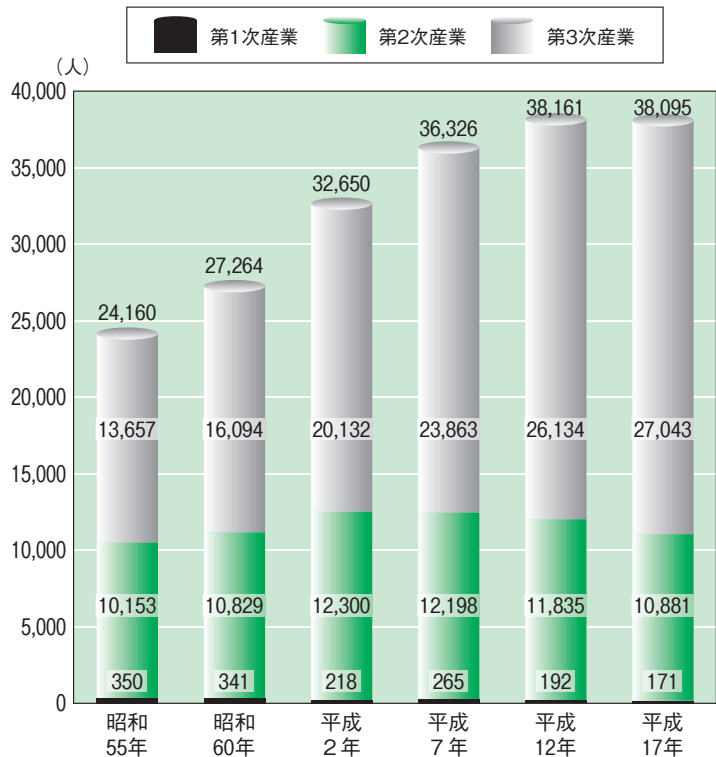


図10 産業別従業者数の推移 資料：国勢調査

(2) 農業

販売農家の経営耕地面積は大幅に減少しており、平成7年は10,552aであったものが平成17年には4,320aとなっており、利用種別では、田が55.6%、畑が32.2%、樹園地が12.2%となっています。

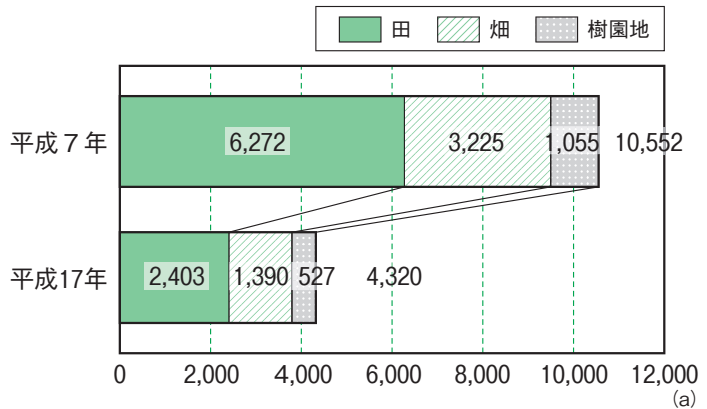


図11 経営耕地面積の推移 資料：農林業センサス

(3) 工業

事業所数は減少傾向にあるなか、1事業所あたりの製造品出荷額は増加傾向にあります。従業者数は平成19年に、製造品出荷額等は平成18年に増加に転じましたが、平成20年には再び減少しています。平成12年と平成20年の比較では、事業所数が2割程度減少していますが、その他については増加しています。

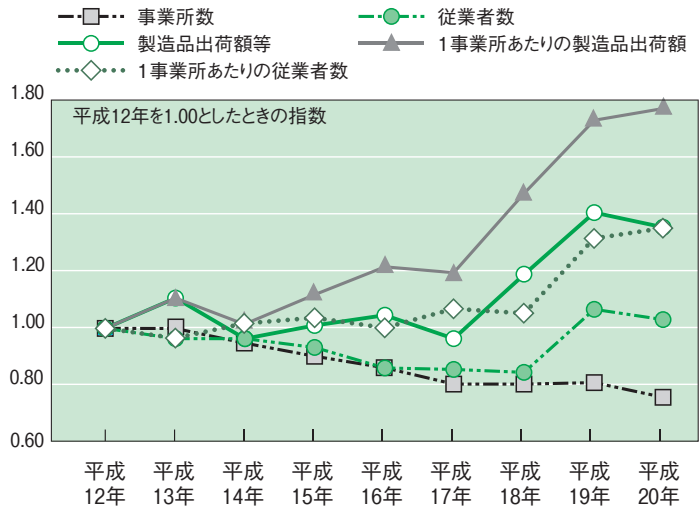


図12 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移 資料：工業統計調査

(4) 商業

年間商品販売額は平成16年をピークに、商店数と従業者数は平成11年をピークに減少へ転じ、以降引き続き減少傾向にあります。なお、平成19年の1店舗あたりの年間商品販売額や従業者数は、平成3年に比べ約1.7倍に増加しています。

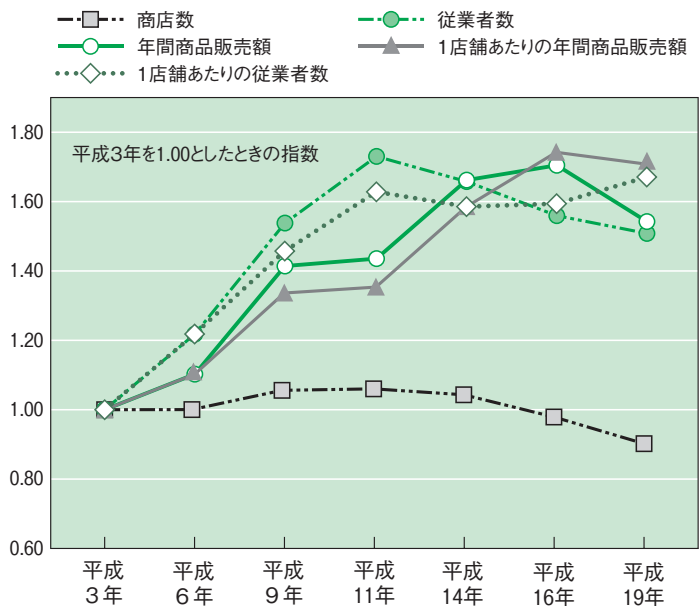


図13 商店数・従業者数・年間商品販売額等の推移 資料：商業統計調査

5 市街化の状況と動向

(1) 区域等の状況

本市における市街化区域の面積は1,178haとなっており、この面積は全市域の56.0%を占めています。

一方、市街化調整区域は925haで全市域の44.0%となっています。

また、人口集中地区の面積は、市街化区域を若干上回る1,279haとなっています。

	面積 (ha)	全市域割合 (%)
全市域	2,103	100.0
都市計画区域	2,103	100.0
市街化区域	1,178	56.0
市街化調整区域	925	44.0
人口集中地区	1,279	60.8

資料：都市計画年報（平成21年3月31日現在）

(2) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、平成22年4月現在、市施行で1地区（施行済1地区）、組合施行で16地区（施行済14地区、施行中2地区）、合計17地区で実施されており、総面積は市街化区域の53.9%にあたる635.4haにのぼっています。

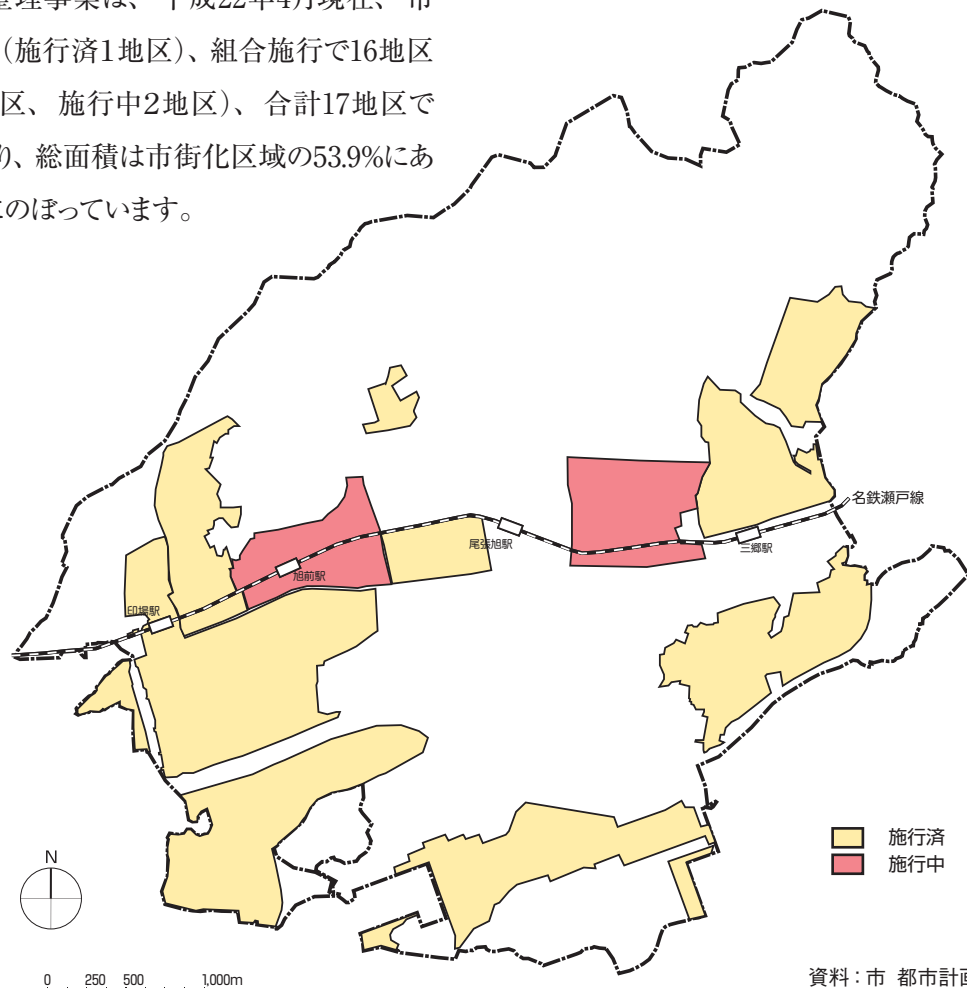


図14 土地区画整理事業の状況

6 道路・交通体系、都市施設等

(1) 道路

ア 道路の概要

道路交通網では、東名高速道路が市域の西側を縦断しており、市域から南へ3kmの距離に名古屋ICがあります。

また、市内には広域幹線道路である、(都)玉野川森林公園線、(都)名古屋瀬戸線、(都)瀬港線などの幹線道路が通っており、名古屋・瀬戸方面への広域交通を担っています。

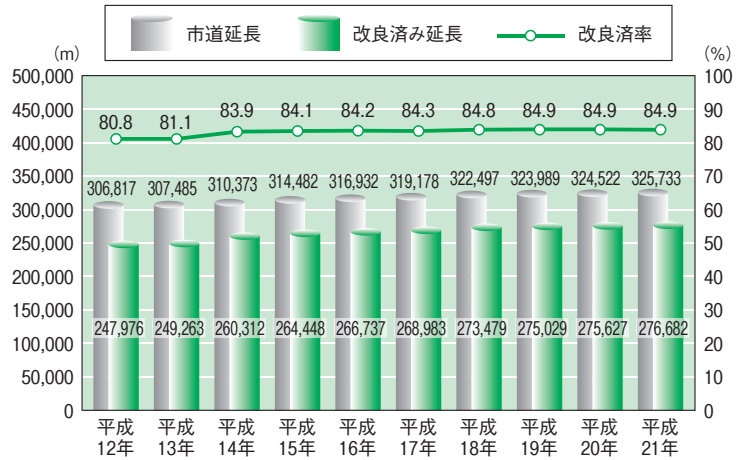


図15 市道整備状況(各年3月末)

資料：市 土木管理課

イ 市道等

市道の実延長は平成21年3月31日現在で325.7kmとされており、そのうち84.9%にあたる276.7kmが改良済みとなっています。

都市計画道路は平成22年4月1日現在で46.9kmが計画決定されており、そのうち65%にあたる30.7kmが整備済となっています。

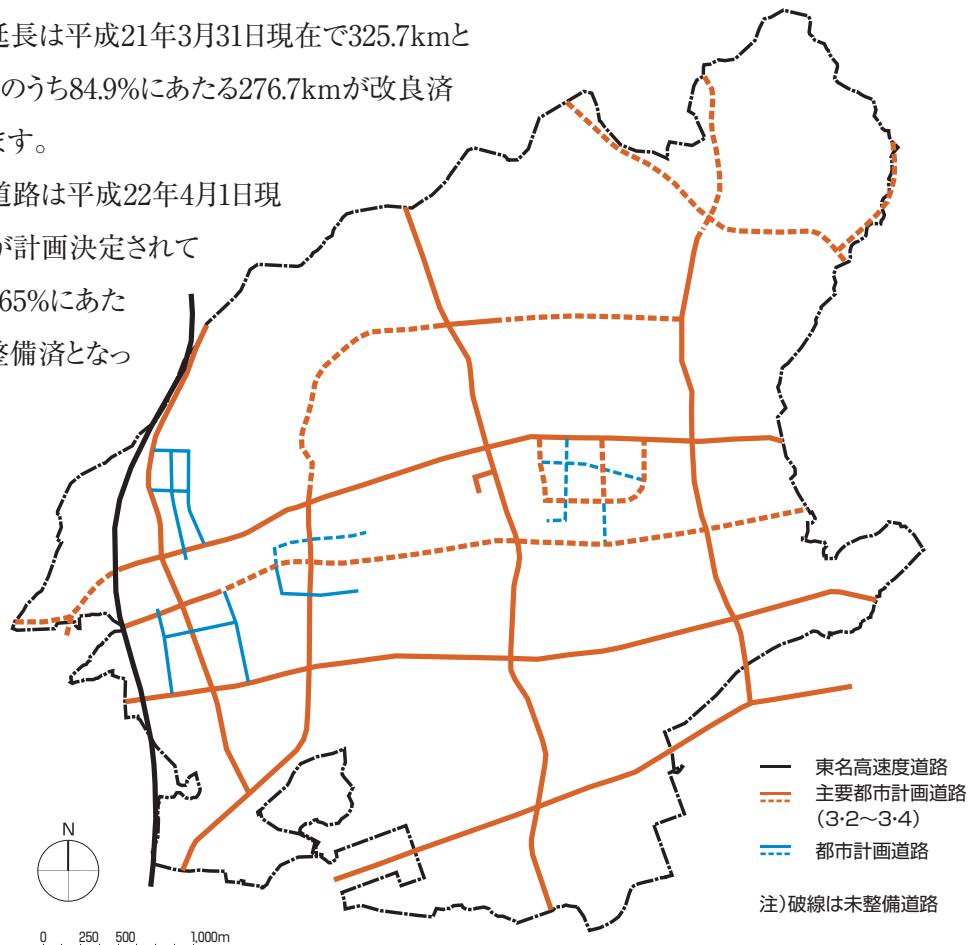


図16 都市計画道路

資料：市 都市計画課

(2) その他交通

ア 鉄道

名鉄瀬戸線各駅の乗車人数は、急行電車の停車する三郷駅、尾張旭駅が多くなっており、平成20年度はそれぞれ年間約359万人、283万人となっています。

その他の駅では、旭前駅が約171万人、印場駅が158万人となっています。増減の推移をみると、印場駅の新設に伴い、隣接する旭前駅で大きな減少がみられましたが、近年では大きな変化はみられません。

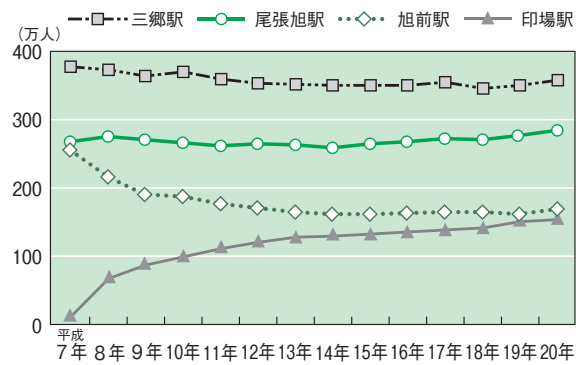


図17 尾張旭市内名鉄瀬戸線各駅の年間乗車人数の推移
資料：名古屋鉄道株式会社

イ バス

路線バスでは、名鉄バスのほか、名古屋市営バスが運行されています。また、コミュニティバスとして尾張旭市営バスが2ルート双方向ループ方式で運行されています。民間バスの路線廃止や運行本数が削減されるなか、尾張旭市営バスの利用者数は年々増加しています。

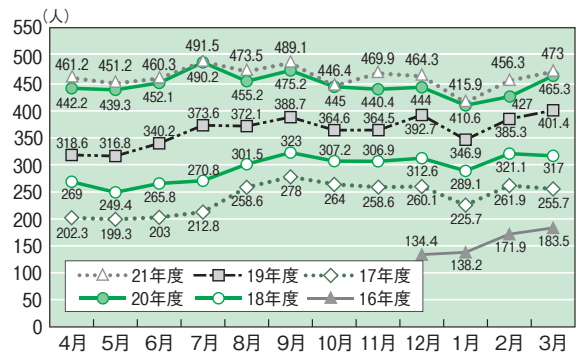


図18 尾張旭市営バスの利用状況(1日あたり)の推移
資料：市 都市計画課

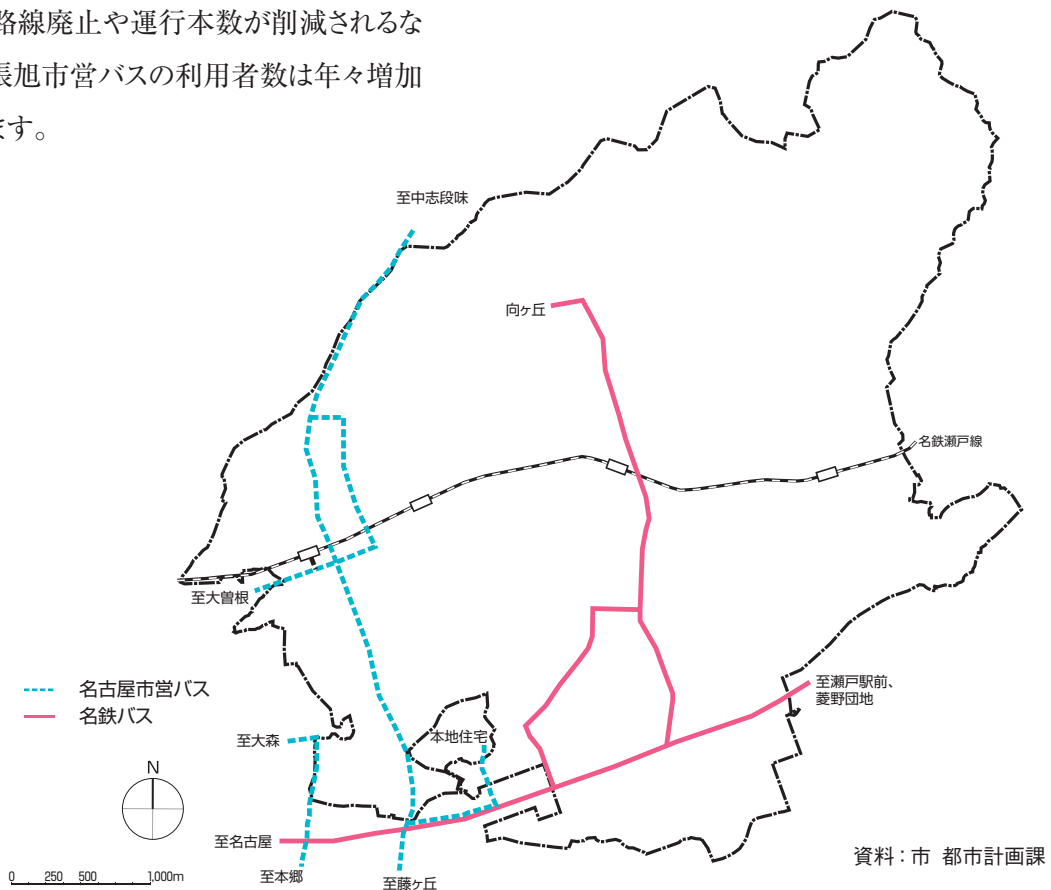


図19 尾張旭市内における民間バス路線図
資料：市 都市計画課

(3) 公園・緑地

都市計画決定されている公園・緑地等は、44か所74.82haあり、平成20年度末現在の「愛知県都市公園の現況」によると人口1人当たりの公園面積[※]は8.53㎡となっています。

※都市計画決定されていない公園や小幡緑地東園などを含んでいます。



図20 公園・緑地等の状況

資料：愛知県都市公園の現況

(4) 下水道

公共下水道の普及率は、平成21年現在60.6%となっており、県値(70.8%)や全国値(73.7%)を下回っています。

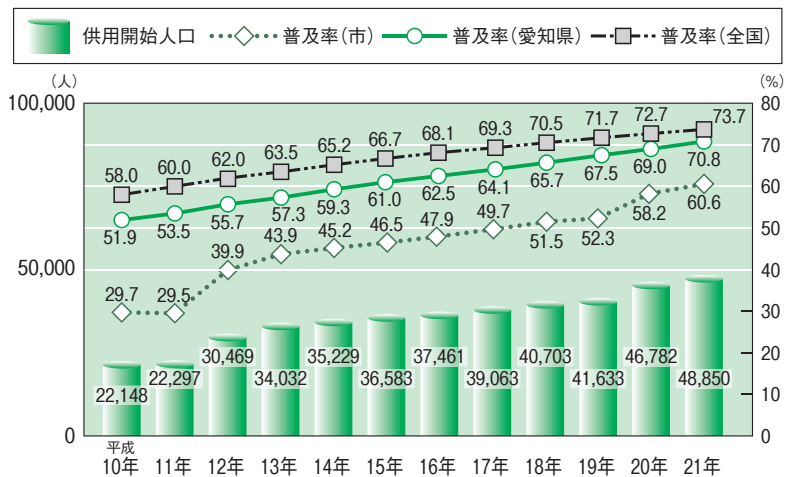



図21 公共下水道の普及率(各年3月31日現在)

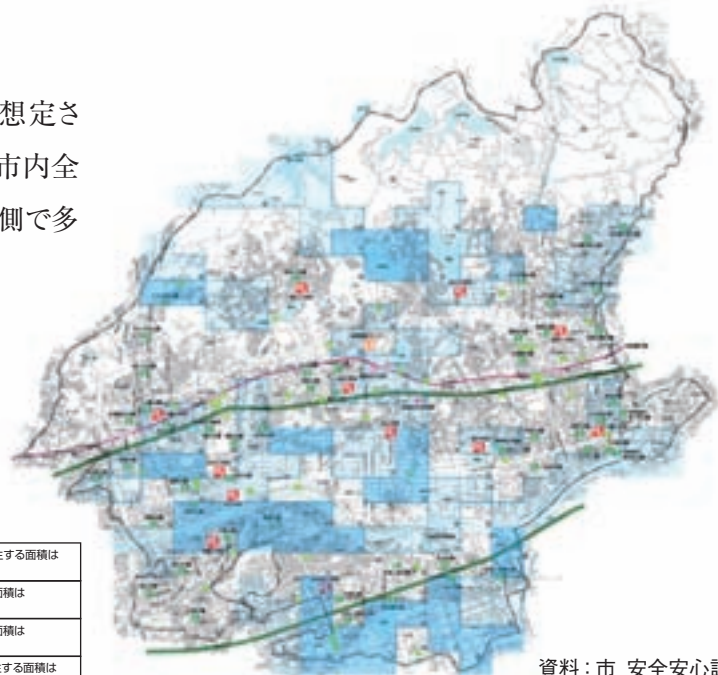
資料：市 下水道課(供用開始人口、普及率 市)
愛知県建設部下水道課(普及率 愛知県・全国)

(5) 安全・安心

ア 液状化想定区域

地震発生時における液状化が想定され、危険度が高いとされる区域は市内全域で見られますが、特に、矢田川南側で多くみられます。

液状化危険度	極めて高い	尾張旭市で発生する液状化危険度	液状化の危険度は極めて高く、液状化が発生する面積はこのうち18%程度である。
	高い		液状化の危険度は高く、液状化が発生する面積はこのうち5%程度である。
	低い		液状化の危険度は低く、液状化が発生する面積はこのうち2%程度である。
	ほとんどない		液状化の危険度はかなり低く、液状化が発生する面積はほとんどない。
 第二次緊急輸送道路			

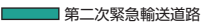


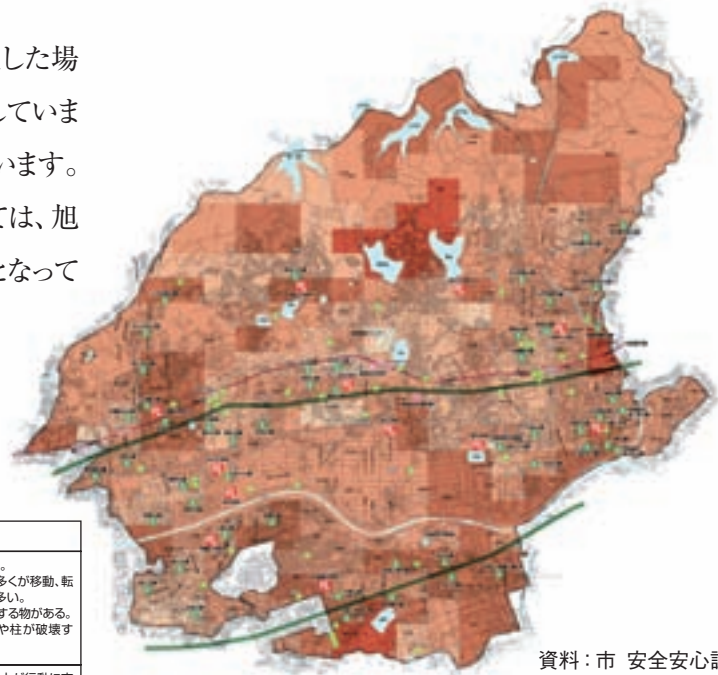
資料：市 安全安心課

図22 液状化想定区域

イ 地震による震度想定

東海東南海連動型地震が発生した場合の震度としては最大6弱を想定していますが、多くの場所では5強となっています。なお、6弱を想定している区域としては、旭ヶ丘町や根の鼻町、南栄町周辺となっています。

	震度階級	凡例	解説
震度	6弱	6.0	人間：立っていることが困難になる。 屋内の状況：固定していない家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。 木造建物：耐震性の低い住宅では、倒壊する物がある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破壊するものがある。
		5.9	
		5.8	
		5.7	
		5.6	
		5.5	
	5強	5.4	人間：非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。 屋内の状況：タンスなど重い家具が倒れることがある。 木造建物：耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。
		5.3	
		5.2	
		5.1	
		5.0	
		4.9	
5弱	4.8	人間：多くの人が、身の安全を回ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。 屋内の状況：座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。 木造建物：耐震性の低い住宅では、壁や柱が破壊するものがある。	
	4.7		
	4.6		
	4.5		
 第二次緊急輸送道路			

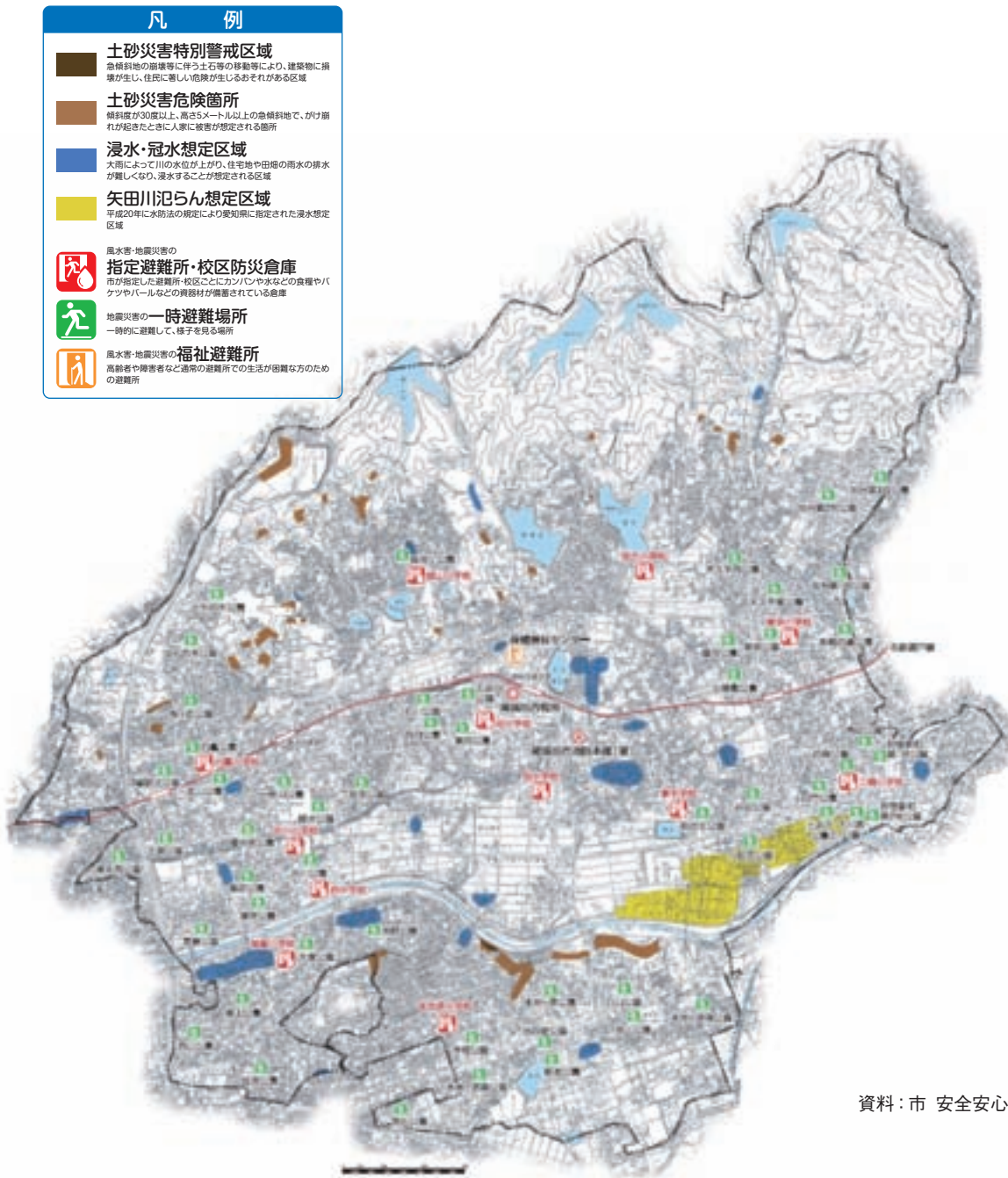


資料：市 安全安心課

図23 地震による震度想定

ウ 土砂災害及び水害想定区域

土砂災害や水害が想定される区域は矢田川周辺で多くみられますが、それ以外にも市内各地で想定区域等がみられます。



資料：市 安全安心課

図24 土砂災害及び水害想定区域



II 既都市計画マスタープランの検証

平成8年3月に策定した尾張旭市都市計画マスタープランに掲げた主な構想や整備方針などについて現況を把握しつつ、課題を整理します。

凡例



方針どおり進捗している



方針に向け進捗中である



方針どおり進捗していない

1 都市づくりの目標

■目標人口

方針	現況	評価
93,000人 【平成8年3月末比 22,900人増加】	平成20年10月1日現在 81,037人 【平成8年3月末比 11,000人増加 (目標比 48.0%)】	

■新規に必要な用地面積(土地利用フレーム)

方針	現況	評価
住宅地 92ha拡大 工業用地 12ha拡大 商業用地 15ha拡大 複合地区 78ha拡大 合計 197ha拡大	【平成8年3月末比】 住居系用途地域 3.4ha増加 工業系用途地域 9ha減少 商業系用途地域 14ha増加 合計 8.4ha増加	

2 土地利用の方針

■土地利用の方針(市街地エリア)

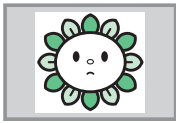
◎商業地区

方針	現況	評価
名鉄各駅周辺、(都)名古屋瀬戸線及び(都)瀬港線沿道に商業地区を配置	尾張旭駅周辺、(都)瀬港線沿道に近隣商業地域を設定	
課題 三郷駅周辺の準工業地域内にある商業施設の対応		


◎工業地区

方針	現況	評価
住工混在地区については、住居系又は工業系用途に純化	三郷地区の住工混在地区を、第一種住居地域及び近隣商業地域に指定	
課題 ・三郷駅周辺の準工業地域における住工混在の対応 ・稲葉町地内の工業利用の促進		

◎住宅地区

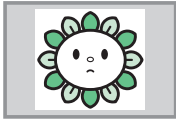
方針	現況	評価
市北部及び南部の低層住居中心地区を低層住居地区に指定	柏井町公園通を第一種低層住居専用地域に変更	
課題	霞ヶ丘町、平子町、旭ヶ丘町及び晴丘町地内などにおける面的整備	

◎その他

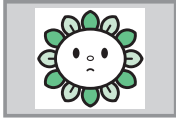
方針	現況	評価
良好な居住環境維持地区と土地の高度利用地区において、高度地区を設定。建築物の密集した火災危険率の高い区域は防火地域及び準防火地域を設定	商業系及び工業系用途地域以外のすべての地域を高度地区に指定。第二種住居地域及び準住居地域に準防火地域を指定	
課題	—	

■土地利用の方針(市街地外エリア)

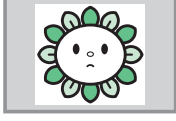
◎農業地区

方針	現況	評価
農地と集落地環境の保全。集落地内やその周辺における農業環境を阻害する開発を抑制	農地と集落地環境を保全し、開発許可制度などの運用により、集落地内及びその周辺における農業環境を阻害する開発を抑制	
課題	農地転用などによる一部地域での農地減少	


◎森林・レクリエーション地区

方針	現況	評価
保護・育成及び野外レクリエーション施設等の整備充実	森林を継続的に保護・育成するとともに、森林公園南口を設置してレクリエーション活動を支援	
課題	—	


◎公園・緑地・水辺環境整備地区

方針	現況	評価
保全。生態系に留意し憩いの場として整備充実	矢田川河川緑地、天神川、新池の整備を実施	
課題	—	

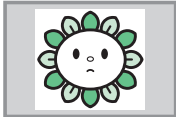
◎学術・研究地区

方針	現況	評価
良好な環境に恵まれた学術・研究ゾーンの形成	—	
課題	ゾーンの設定	


■交通施設の方針

方 針	現 況	評 価
未整備部分の積極的整備	(都) 名古屋瀬戸線の未整備部分の整備を県に要望	
旭前駅周辺の整備の実施	平成23年度整備予定	
三郷駅において必要な規模の駅前広場について十分検討し、設置	<ul style="list-style-type: none"> ・旧三郷市場用地を駐輪場及び駐車場として暫定利用 ・まちづくり検討会議を経て駅前広場基本計画(案)を検討 	
各駅前広場及びその周辺に、将来の駅勢圏人口を勘案した駐輪場を確保	市内4駅で25か所の自転車駐車を整備	
名鉄瀬戸線の鉄道立体交差について調査検討	霞ヶ丘地区と三郷地区を対象に鉄道事業者や県などと協議を実施	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業区域以外の(都)名古屋瀬戸線の整備 ・三郷駅前広場の整備 ・鉄道立体交差の検討 	


■公園緑地等の方針

方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の憩い、レクリエーション、都市防災等に対応するための公園緑地の整備 ・近隣公園については土地区画整理事業等により適正に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって近隣公園1か所、街区公園12か所を整備し、管理移管後、市にて供用開始 ・愛知用水敷を利用して街区公園2か所整備 ・新池公園を整備 	
城山公園及び旭平和墓園の拡張整備	旭平和墓園を1.9ha追加供用	
運動公園の新設整備	—	
北部丘陵地や市街地に残された樹林地の積極的保全・活用	森林公園から小幡緑地を結ぶ「山辺の散歩道」を整備	
河川やため池周辺での水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・維摩池、大森池を整備 ・矢田川河川緑地の一部を供用開始 	
課 題	運動公園の新設整備	


■低未利用地の積極的活用

方 針	現 況	評 価
市街化区域内の農地の積極的な活用により、住宅や宅地の供給を促進	地域地区制度の運用により、住宅や宅地の供給を促進	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地制度の運用 ・景気低迷による宅地売上の停滞 	


■河川・下水道整備の方針

方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道雨水幹線の整備と連携を図りながら計画的な河川、排水路の改修を実施し、浸水被害を防止 歩道、駐車場等において浸透施設を設置 	歩道浸透施設として透水性舗装を整備	
市街地開発においては、調整池等の貯留施設を整備し、総合的な雨水流出抑制対策を推進	北原山土地区画整理事業地内で調整池を整備	
<ul style="list-style-type: none"> 矢田川、瀬戸川の整備 天神川、郷倉川、石原川、二反田川の河川改修 	<ul style="list-style-type: none"> 県管理河川の未整備地区について整備要望 矢田川 井田町付近まで整備済 天神川 土地区画整理事業に伴い一部整備完了 郷倉川の改修を約430m実施 	
<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備計画に基づく整備の早期完了 将来の市街化区域拡大に合わせた下水道整備計画区域の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の見直しにより、非可住区域を除いた1,652haを下水道計画区域に変更 新たに認可区域内の299.5haの下水道整備を実施 西部浄化センターの供用を開始 	
下水道施設維持管理システムの充実	排水設備ファイリングシステム、下水道台帳管理システムを導入	
下水汚泥の資源化の検討	肥料・セメント原料への100%下水汚泥リサイクルを開始	
課 題	矢田川の整備	


■交通アクセスの充実

方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> 区画道路を歩行者空間も含めて整備し、鉄道駅やバス停、商業業務地区、都市機能拠点へのアクセスを充実 幹線道路整備に合わせ、市内循環バスの運行を検討し、公共施設や鉄道駅へのアクセスを向上 	試験運行を経て、市内の交通空白地を實質解消するように市営バスを運行	
課 題	市営バスの運行間隔及び時間帯の充実化	


■面整備事業の推進

方針	現況	評価
<ul style="list-style-type: none"> 東大道、西大道、北原山、北山、南原山における面的整備の実施 土地区画整理事業についての理解を促進し、事業を推進 	向、印場、晴丘東、旭前城前、北原山土地区画整理事業を施行	
課題 <ul style="list-style-type: none"> 西大道、北山、南原山地区における面的整備 新規での土地区画整理事業の実施 		


■地区計画等の計画

方針	現況	評価
都市基盤整備が完了した地区、今後整備される地区において、地区計画や建築協定等を活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市基盤整備が完了した晴丘東、向地区で地区計画を設定 平池地区で地区計画を設定し、整備を実施 	
課題 <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤整備中の旭前城前地区、北原山地区での地区計画等設定 		

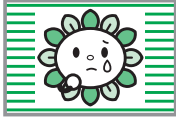
■公共施設の整備

方針	現況	評価
<ul style="list-style-type: none"> ポケットパーク等のオープンスペースを整備 警察署や将来の高齢化に対応した各種施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ポケットパークを10か所整備 毎年警察署の設置を要望 印場駅に交番設置 公共施設のバリアフリー化を実施 	
課題 <ul style="list-style-type: none"> 警察署の設置 		


■自然環境の保全

方針	現況	評価
北部丘陵地の樹林地、河川や調整区域内の農地の保全	山辺の散歩道及び矢田川の愛護会を発足し、保全を実施	
<ul style="list-style-type: none"> ため池周辺の樹林地の保全 史跡及び社寺の樹林地の保全 	保存樹や保存樹林地を指定し助成	
市街地内の丘陵地の斜面林や公共施設等の緑地の保全	緑化推進事業として公共施設の緑化を実施	
市街地での緑化促進	生垣助成や新築記念樹助成を実施	
課題 <ul style="list-style-type: none"> 農地転用などによる一部地域での農地減少 		

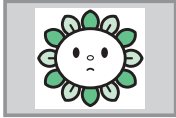
■都市景観の形成

方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史、伝統、自然等地域の特性を生かした都市景観整備計画を策定 ・公共事業において優れた都市景観の創造・保全 ・土地区画整理事業区域における景観向上のための地区計画の導入検討 ・市民の景観意識の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観基本計画を策定 ・シンボルロードで無電柱化を実施 ・土地区画整理事業が完了した晴丘東、向地区で地区計画を設定 ・市民との協働による違反屋外広告物除却活動を開始 ・都市景観の日に啓発活動を実施 	
課 題 <ul style="list-style-type: none"> ・景観に対する市民意識の醸成 ・景観行政団体への移行 		

■環境負荷の小さな都市環境の形成

方 針	現 況	評 価
<p>水の再利用、雨水の活用、太陽熱等のクリーンエネルギーの利用、ごみ焼却施設からの余熱の利用等の省資源、省エネルギー型社会の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅省エネルギー推進モデル事業、住宅用太陽光発電導入促進事業を実施 ・ごみ焼却施設からの余熱利用事業を実施 ・浄化槽雨水貯留施設転用補助事業を実施 	
課 題 <p>国の支援事業の停滞</p>		

■人にやさしいまちづくりの推進

方 針	現 況	評 価
<p>地方公共団体及び民間事業者による高齢者や障がい者等あらゆる人が利用しやすい施設づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者により特別養護老人ホームを3施設開設 ・人にやさしい街づくりモデル地区整備計画に基づき、モデル地区内の公共施設及び歩道整備などを実施 ・同モデル地区内の公共施設において誘導用ブロックの設置や車いす対応トイレの設置などを実施 ・歩道の段差解消、設置、信号交差点における誘導用ブロックの設置等を実施 ・名鉄瀬戸線尾張旭駅舎にエレベータを設置 	
課 題 <p>歩道のバリアフリー化</p>		



Ⅲ まちづくりワークショップでの検討結果

1 まちづくりワークショップの内容

(1) まちづくりワークショップの目的

市民の皆さんが尾張旭市のまちについて学び、話し合いをしながら、「市民と市が協働で取り組むこれからのまちづくり」について検討するとともに、具体的な提案をしていただくため、まちづくりワークショップを開催しました。

(2) まちづくりワークショップの役割

日頃から市民の皆さんが抱えているまちづくりの課題を解消するために、また、市民の皆さんが理想としているまちを実現するために、市民の立場で具体的な解決方法や提案事項を検討していただきました。

また、地域別の課題や将来像などについて、まちづくり学習や話し合い、意見交換などを通してグループとしての意見集約を行い、策定検討会議への提言としてまとめていただきました。

(3) まちづくりワークショップの運営方法

●参加者

公募による市民41名

●開催日時・場所

平日夜の約3時間・尾張旭市中央公民館

●進め方

▶開催回数

合計5回開催

▶グループ分け

第1回と第2回のワークショップにおいては、尾張旭市全体について検討するため、各地域の方が混在するグループで検討しました。

また、第3回から第5回のワークショップにおいては、自分たちの住んでいる地域について検討するため、地域ごとにグループ(1グループ10名程度)に分かれて検討を行いました。

2 まちづくりワークショップの活動実績

(1) 第1回ワークショップ

●開催日時及び場所

平成20年8月28日(木) 午後6時30分から9時まで
中央公民館 第3研修室

●開催内容

- ▶オリエンテーション
- ▶尾張旭市のまちづくりを学ぶ
- ▶尾張旭市のまちの概況について
- ▶尾張旭市の将来像(尾張旭のまちづくりの問題・課題)
- ▶グループ検討(尾張旭のまちづくりの問題・課題)

●参加者

22名



(2) 第2回ワークショップ

●開催日時及び場所

平成20年9月25日(木) 午後6時30分から9時30分まで
中央公民館 第3研修室

●開催内容

- ▶第1回まちづくりワークショップの結果報告
- ▶尾張旭市のまちの現状について
- ▶グループ検討(尾張旭市の「まちづくり課題」の確認、まちづくり課題の解決策の検討、将来まちづくりの「キーワード」出し)

●参加者

21名



(3) 第3回ワークショップ**●開催日時及び場所**

平成21年4月30日(木) 午後6時30分から9時まで

中央公民館 第3研修室

●開催内容

- ▶ 第1・2回まちづくりワークショップの結果報告
- ▶ 策定検討会議での検討状況報告
- ▶ 地域の現状について
- ▶ グループ検討(お住まいの地域の問題・課題)

●参加者

20名

**(4) 第4回ワークショップ****●開催日時及び場所**

平成21年5月26日(火) 午後6時30分から9時30分まで

中央公民館 第3研修室

●開催内容

- ▶ 第3回まちづくりワークショップの結果報告
- ▶ グループ検討(地域のまちづくり課題の確認、お住まいの地域の将来像)

●参加者

23名



(5) 第5回ワークショップ

●開催日時及び場所

平成21年7月10日(金) 午後6時30分から9時30分まで

中央公民館 第3研修室

●開催内容

- ▶ 第4回まちづくりワークショップの結果報告
- ▶ グループ検討(具体的なまちづくりアイデア)

●参加者

18名



3 市民が考えるまちづくりの重要課題の整理

まちづくりワークショップにおいて、特に重要な課題であるとしてシール投票（1人3票）されたものを分類すると、「交通」が19票と非常に重要視されていました。特に生活道路に関する課題は14票と市民にとって身近で重要な課題と認識されており、続いて「まちの活力」や「土地利用」、「公園・緑」、「人」が高くなっていました。

これらの結果を踏まえ、「今後予想される人口減少などに備え、まちの活力を維持するためには」という視点から、次の3つの方策が示されました。

- 1 公園・緑など尾張旭市の強みとなっている居住環境に、磨きをかけることを目的とした「**居住環境としての質を高めることによるまちづくり**」
- 2 工業や商業などの「**産業振興によるまちづくり**」
- 3 市民という人材を活用した「**協働によるまちづくり**」

今後は、この3つのまちづくりの推進により、まちの活力を維持・増進していくことが望まれていました。

順位	分野		票数	課題	票数
1位	交通 19票	幹線道路	3票	三郷駅等の駅周辺渋滞の解消	[1G 2票]
				南北幹線道路の整備推進	[1G 1票]
		生活道路	14票	生活道路の拡幅	[2G 6票]
				歩道の整備・改善（特に幹線道路） 自転車道の整備	[3G 6票] [2G 2票]
公共交通	2票	公共交通の充実（バス）	[2G 2票]		
2位	まちの活力	7票	人的交流の活性化（隣人、地域の人の顔を知る） 駅周辺のにぎわい創出（商業施設）	[3G 5票] [1G 2票]	
3位	土地利用	6票	近隣都市と連携した戦略的な都市計画 住宅地と産業地域のバランス	[1G 3票] [1G 3票]	
3位	公園・緑	6票	公園の充実管理（公園に緑を） 矢田川の美化 サイクリングロード延長整備	[1G 2票] [2G 2票] [1G 2票]	
3位	人	6票	世代間交流 市民マナーの向上（犬の散歩）	[1G 2票] [2G 4票]	
6位	快適な居住環境	4票	快適な居住環境の保全（自然が身近）	[1G 4票]	
7位	基盤整備	3票	シンボルロードの活用 車需要減少への対応（20、30年後には車の通行量が減るぞ!）	[1G 2票] [1G 1票]	
7位	下水	3票	下水道の整備促進	[3G 3票]	
9位	まち施設	2票	施設のもう一段のグレードアップ	[1G 2票]	
9位	まちの特色	2票	地域資源を活かした特色づくり（景観の活用）	[1G 2票]	
11位	安全・安心	1票	街路灯の整備	[1G 1票]	

4 市民が考えるまちづくり課題の整理

※凡例 (◎太字：5票以上、○太字：3・4票、△細字：1・2票、細字：0票)

項 目		市民課題
土地利用		○近隣都市と連携した戦略的な都市計画 ○住宅地と産業地域のバランス ・頭脳集約的企業誘致 ・駅周辺の有効利用 ・農地の保全 ・働き場として工業地等の充実 ・市街化調整区域の見直し
基盤整備		・シンボルロードの活用 ・特色のある基盤整備の実施 ・三郷駅の充実 ・車需要減少への対応 ・駅の機能充実 ・バスロータリーの充実
交通	幹線道路	△南北幹線道路の整備推進 △三郷駅等の駅周辺渋滞の解消
	生活道路	◎歩道の整備・改善 ◎生活道路の拡幅 △自転車道の整備
	公共交通	△公共交通の充実
公園・緑	充実した公園・緑	△公園の充実管理 ・水辺や丘陵緑地の保全・活用 ・公園の特色ある再整備検討 ・田園の保全 ・森林公園の活用
	水辺	△矢田川の美化 △サイクリングロード延長整備
下水		○下水道の整備促進
安全・安心	防災	・防災体制の充実 ・洪水、地震対策
	防犯	△地域の防犯能力の向上
	公害	・問題企業への対応強化
快適な居住環境		○快適な居住環境の保全
まち施設 (道路・公園・下水以外)		△施設のもう一段のグレードアップ ・地域資源の積極活用 △公共施設(市役所)移転
まちの活力		◎人的交流の活性化 ・駅周辺のにぎわい創出
まちの特色		△地域資源を活かした特色づくり ・健康のまちづくり
地域コミュニティ		・市民協働によるまちづくり
高齢化対応		・バリアフリー化の推進
人		○市民マナーの向上 △世代間交流
その他		・持続可能なまちづくり

5 市民が考えるまちづくり課題の解決アイデア

項目	市民課題	行政に求められる解決策	市民自らが行う解決策	
土地利用	働き場として工業地等の充実 近隣都市と連携した戦略的な都市計画 農地の保全、農地(荒れ地)活用→人手、自給率アップ	<ul style="list-style-type: none"> 工業系用途地域の有効活用 稲葉町周辺の調整区域を市街化→工業系 名古屋市(志段味地区)、長久手町、瀬戸市との連携強化(道路整備) 遊水地としての農地→住宅地化の方向で遊水地利用も考えたい 	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園としての活用(荒れ地対策) 	
基盤整備	駅の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> 駅前周辺の整備、有効活用(特に三郷駅) 核となるハコ物も必要 		
交通	幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路整備による周辺都市との連携←通過交通大 (都)名古屋瀬戸線、(都)稲葉線の片側二車線化 	<ul style="list-style-type: none"> 草刈りに協力する(道路、空き地) 路上駐車のない地域づくり 自転車の使用 不法駐車をしない 	
	生活道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の整備・改善 自転車の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業 歩道の整備(特に(都)名古屋瀬戸線、(都)瀬戸新居線) 側溝にふたをする 自転車の整備、自転車駐車場の整備、乗り捨てOK(1回100円) 	
	公共交通	公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市営バスの充実、路線&本数考えたい 南北の鉄道の整備 藤が丘方面への交通、将来人口、財政も考える 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通利用 市民として、どこまで負担して、バス網を維持、充実するか考える必要がある
公園・緑	充実した公園・緑	<ul style="list-style-type: none"> 水辺や丘陵緑地の保全・活用(バーベキュー) 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩道を造ったり、人が安全に入れたりするようにする 住民管理の時も市のチェックを。町内会からの市への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の草取り
	水辺	<ul style="list-style-type: none"> 矢田川の美化 サイクリングロード延長整備 	<ul style="list-style-type: none"> 矢田川の親水空間、公園づくり 瀬戸～名古屋までのサイクリングロードの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 矢田川サイクリングロードの認可への市民運動
下水	下水道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の配管整備。道路整備とともに早期整備 下水整備の促進 矢田川河川改修100% 		

項 目		市民課題	行政に求められる解決策	市民自らが行う解決策
安全 安心	防災	防災体制の充実・洪水、地震対策	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地化のために遊水地の確保を考える ボランティアセンターの整備 一時避難場所が近隣からなくなった→避難箇所の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会見回り充実
	防犯	地域の防犯能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 警察署設置=安全なまち宣伝 街路灯の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民による防犯活動の継続 防犯パトロールを実施する
快適な居住環境		快適な居住環境の保全(自然が身近)	<ul style="list-style-type: none"> 街路灯を拡充する(夜でも歩ける町にする) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域でゴミ拾いを定期的に行う 道路への庭木はみだし防止
まちの活力		人的交流の活性化 駅周辺のにぎわい創出(商業施設)	<ul style="list-style-type: none"> 他の市から一瞬でも人が集まる何かワンポイント 駅周辺のにぎわい創出 	<ul style="list-style-type: none"> 行政解決策に市民が参画 隣人、地域の人の顔を知る
まちの特色		地域資源を活かした特色づくり(景観の活用)		<ul style="list-style-type: none"> 行政と協働した地域資源PRイベントの開催(維摩池、シンボルロードなど)
地域 コミュニティ		市民協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり活動に参加することへの動機づけ メリットを与える 	
人		市民マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> モデル地区の計画 ポイ捨て禁止条例策定 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の体制強化 まちづくり活動への積極的な参加
その他		持続可能なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ゴミの最終処理問題の解決 市議会議員定数半減、日払い 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別・リサイクル 食料自給率100% CO₂排出量(少ない)日本一のまち 太陽光発電とLED照明の普及



IV 現況等からのまちづくりの課題

1 まちの現状・問題

(1) 土地利用

●全体

- ▶ 宅地の増加による農地（田・畑）・森林の減少【現況】
- ▶ 市街化区域内に隣接した市街化調整区域農地等への宅地開発圧力【現地踏査】
- ▶ 北部丘陵地における多くの樹林地や森林公園などの市民が自然に親しめる施設【現況】
- ▶ 都市化に伴う地形の改変、樹林地等の宅地化による自然環境の減少【現況】

●住宅

- ▶ 駅周辺などの商業系指定地域が、容積率を生かした高層マンションの立地によって住宅系土地利用へと転換【現地踏査】
- ▶ 三郷地域など東部地域を中心に住工が混在【現地踏査】
- ▶ 東名西町や上の山町など、一部の既成市街地における人口減少【現況】
- ▶ 住宅地に対する高い市民の満足度【市民意識調査】

●商業

- ▶ 名鉄駅周辺及び（都）名古屋瀬戸線や（都）瀬港線などの幹線道路沿いでの高い商業系土地利用【現地踏査】
- ▶ （都）稲葉線や（都）旭南線などの市街化調整区域の幹線道路沿いにおいても商業施設の立地が進行【現地踏査】
- ▶ 三郷駅周辺など古くからの商店街の衰退傾向。特に、駅から遠く、店舗前での駐車場の確保が困難な商店街は衰退傾向が顕著【現地踏査】
- ▶ 大型ショッピングセンターに対する高い満足度。地域の商店街の活性化に対する不満【市民意識調査】

●工業

- ▶ 事業所数や従業者数、製造品出荷額が減少傾向【現況】
- ▶ 非常に少ない農耕地から工業用地への転換【現況】
- ▶ 工業立地に対する市民の満足度は平均値よりも高いものの、若干の不満。ただし、重要度は非常に低い【市民意識調査】

(2) 基盤整備

- 市街化区域の基盤整備水準は高く、全体的に良好な市街地形成が図られているが、市街化区域内で市街化が遅れている地区や、市街化調整区域内でスプロールの市街化している地区が散見【現地踏査】

- 市街地内の土地区画整理事業が行われていない一部の地区においては、道路や公園の整備が遅れており、緑や水辺などの自然が少ない。また、住工混在地などでは、うるおいが感じられない地区も散見【現況、現地踏査】

(3) 交通

- 市街化の進展と拡大によって、名古屋市と結ばれる（都）瀬港線などの幹線道路で著しい混雑が発生。また、名鉄瀬戸線の踏み切りにおける朝夕の渋滞がみられ、特に印場駅及び三郷駅周辺の混雑は顕著【現況】
- 市民の幹線道路の満足度は若干不満【市民意識調査】
- 駅駐輪場は整備されており、路上駐輪はほとんどみられない【現地踏査】

2 市民が考えるまちづくり課題

(1) 市民が考えるまちづくりの方向性

- 居住環境としての質を高めることによるまちづくり
- 産業振興によるまちづくり
- 協働によるまちづくり

(2) 市民が考えるまちづくりの重要課題

- 最重要課題
「歩道の整備・改善」、「生活道路の拡幅」、「人的交流の活性化」
- 重要課題
「近隣都市と連携した戦略的な都市計画」、「下水道の整備促進」、
「市民マナーの向上」

3 時代潮流

(1) 成長社会から成熟社会へ（多様な価値観や心の豊かさが尊重される社会）

- 快適な生活環境の創造
公園や緑地をはじめとする公共空間の充実を図るとともに、民有地における街並み誘導などによって快適な生活環境を創造していく必要があります。
- 市民との協働によるまちづくりの推進
多様な市民ニーズに対応するため、市民参画型のまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢社会へ（家族や世帯、地域のあり方を見つめ直す社会）

●子育てしやすい環境の充実

子どもを産み育てやすい環境を充実していく必要があります。

●高齢者が安全・安心・快適に暮らせる環境の充実

高齢者が快適に利用できるように駅周辺や幹線道路、公園などを改善していく必要があります。

(3) 地方分権社会へ（地方の自主性・自立性が尊重される社会）

●財政状況に見合った効果的なまちづくり手法の選択

既存の施策にとらわれず、柔軟な発想で費用対効果の高いまちづくりの手法を選択する必要があります。

4 まちづくりの課題

(1) 土地利用

- 市街化調整区域における乱開発の防止
- 森林地域の活用と保全
- 住工混在市街地における土地利用の純化
- 基盤整備地区における住環境の向上
- 企業誘致による地域の活性化
- 駅周辺での商業系土地利用の増進
- 幹線道路沿道地区での計画的な沿道市街地の形成

(2) 基盤整備

- 基盤未整備地区における市街地整備の促進

(3) 交通

- 交通需要に対応した都市計画道路網の再編成と整備促進
- 駅のバリアフリー化の推進
- ニーズに対応した公共交通網の検討と整備促進

(4) 公園・緑・水辺

- 基盤未整備地区における公園整備の検討
- 地域ニーズに対応した既存公園の再整備
- 市街地の緑化推進による居住環境の向上
- 自然環境の保全と自然を生かした水と緑のネットワークの形成

(5) 下水

- 公共下水道の整備推進

(6) 安全・安心

- 基盤未整備地区の環境改善
- 避難場所の整備など防災対策の充実
- 防犯対策の充実

第2章



都市づくりの目標

2 都市づくりの目標



I 都市づくりの理念と目標

1 都市づくりの理念

本市は森林公園やため池などの豊かな自然に恵まれています。うるおいとやすらぎのあるまちづくりを実現するためには、これからも、このすばらしい環境を守り育てていく必要があります。

また、総人口が減少に転じ、少子高齢化が一層進む中にあるのは、まちづくりの方策も「成長型」から「成熟型」へと転換が求められています。このため、生活環境の質の向上を図り、誰もが「住んでよかった、住み続けたい、住んでみたい」と思える魅力あるまちづくりを進める必要があります。

そのうえ、大規模災害の発生や犯罪の増加によって、安全で安心なまちづくりが求められているとともに、急激な社会経済情勢の変化や地方分権の一層の進展により、地域の活性化と、選択と集中に基づく財政運営が喫緊の課題となっています。このため、市民と行政がともに手をたずさえ、着実にまちづくりを進める必要があります。

これらの多様な課題に対応するため、都市計画マスタープランにおける都市づくりのテーマを

ともに育てる 笑顔とうるおい あふれるまち

と定め、次に掲げる3つの理念に基づき都市づくりを進めます。

■ 緑と水に彩られたまちづくり

本市の特徴である緑豊かな公園やため池を活かしたうるおいのあるまちづくりを進めるとともに、優良農地の保全によって、環境負荷の小さいまちづくりを進めます。

■ 活力とやすらぎのあるまちづくり

商工業が盛んな、駅周辺や幹線道路沿いの活力を生み出す地域や、住宅地などのやすらぎを感じる地域など、それぞれの特性に応じたまちづくりを進めます。また、公共交通の充実や、防災防犯への配慮によって、すべての市民が、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

■ ともにつくるまちづくり

地域コミュニティの活性化を図り、市民や事業者、行政による協働（パートナーシップ）のまちづくりを進めます。また、自主自立のまちづくりを目指すとともに、歴史や伝統、文化などを守り、育て、活用し、個性的で魅力あふれるまちづくりを市民とともに進めます。

2 都市づくりの目標

「都市づくりの理念」を踏まえ、都市計画マスタープランにおける「都市づくりの目標」として、次の3つを設定します。

■ 「緑と水に彩られたまちづくり」の実現のために

- 緑地や河川、ため池などの豊かな自然を守り育てるとともに、レクリエーションや交流の場として活用し、健康でうるおいのあるまちづくりをめざします。
- 農業生産だけの場ではなく、緑地空間や良好な景観形成をもたらす優良農地を保全し、心地よいまちづくりをめざします。
- 公共公益施設や民有地の緑化を進め、緑豊かな都市景観の形成をめざします。
- 地域の特性に応じた適切な都市計画により、調和のとれた秩序ある土地利用を進め、快適に生活できるまちづくりをめざします。
- 公共下水道の整備を進め、快適で衛生的なまちづくりをめざします。
- 身近な場所で手軽に健康づくりができる環境整備を進め、健康に暮らせるまちづくりをめざします。

■ 「活力とやすらぎのあるまちづくり」の実現のために

- 商工業の活性化や鉄道駅周辺の都市施設の整備を進め、人が集い、にぎわいあふれるまちづくりをめざします。また、本市の持続的な活力を支えるため、良好な立地条件を活かして働く場の創出を図り、職住近接のまちづくりをめざします。
- 公共交通の充実や道路の整備などによって、円滑な道路交通ネットワークの実現をめざします。
- 子育てしやすく、高齢者が安心して住み続けることができるよう、都市施設のバリアフリー化を進め、都市機能の集約化を図ることで、生活機能がまとまった、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりをめざします。
- 耐震化の推進や延焼の防止、雨水対策の実施などにより、地震や火災、局所型の豪雨に対応できるまちづくりをめざします。
- 生活道路の整備など基盤整備が進んでいない地域については、地域の特性を活かした様々な整備手法を含め検討し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

■ 「ともにつくるまちづくり」の実現のために

- 地域コミュニティを活かし、人と人とが気軽にふれあい、助け合うことのできる、温かい交流に支えられた暮らしのできるまちづくりをめざします。
- 市民と事業者、行政が協働で、時間をかけてじっくりと解決策を検討する堅実なまちづくりをめざします。
- 社会経済情勢が「成長期」から「成熟期」に移行する中、これまでの行政主導による開発型のまちづくりから、土地利用の適正な規制と誘導を念頭に置いた市民との協働によるまちづくりへの転換をめざします。

- 歴史、文化、祭りなどの地域資源や既存の都市施設などを活かしつつ、個性的で活気に満ちたまちづくりを目指します。

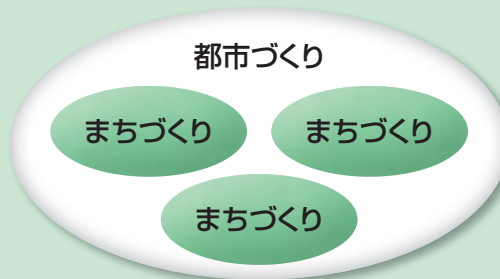
【参考】

※「都市づくり」と「まちづくり」の使い分けについて

本計画においては、市全体を対象として捉える場合は「都市」とし、地域を対象として捉える場合は「まち」として表現しています。

このため、「都市づくり」とは市全体を対象とした取り組みを示し、「まちづくり」とは市内の地域を対象とした取り組みを示しています。

▶使い分けのイメージ





II 都市構造

1 都市構造の基本方針

都市構造とは、都市づくりの理念や目標を実現するため、現在のまちの現状を踏まえつつ、将来の望ましい姿を、まちの骨格となる土地利用、拠点、軸などにより空間的に示したものです。

都市計画マスタープランでは、その都市構造の基本方針として、次の3つを定め、都市づくりを進めます。

■ うるおいが感じられる一体的な都市形成

- うるおい拠点の形成
- うるおいゾーン（森林・農業）の保全
- うるおい軸（緑・水）の形成
- うるおい拠点とやすらぎゾーン（住居）をつなぐ生活軸の強化

■ 活力を維持・向上する都市形成

- 活力拠点、地域拠点及び活力軸の形成
- 働く場を確保する新たな活力ゾーン（工業など）の形成
- 人口の維持・増加を支えるやすらぎゾーン（住居）の充実

■ やすらぎのある暮らしやすい都市形成

- やすらぎゾーンの質の向上
- 活力拠点や地域拠点と、やすらぎゾーンをつなぐ生活軸の強化
- 市内を結ぶ公共交通や歩行者道の充実

2 ゾーンの方針

(1) うるおいゾーン

- 森林公園や数多くのため池、矢田川河川緑地などは、都市の環境や風致を維持する重要な要素であるため、自然環境の保全やレクリエーションの場としての活用を図ります。
- 市街化調整区域に広がる優良な農地については、農業生産だけの場ではなく、都市の環境を維持する重要な要素であるため、その保全を図ります。

(2) 活力ゾーン

- 「活力拠点」や「活力軸」周辺にある商業地域については、本市のにぎわいや地域の生活を支える土地利用として充実を図ります。
- 工業地域としての「活力ゾーン」については、まちの活力を支える土地利用として、周辺の住環境や農業環境に配慮するとともに、その充実を図ります。

(3) やすらぎゾーン

- 良好な住環境を提供する「やすらぎゾーン」については、基盤整備状況など地区の特性に応じた住環境の維持又は改善を図ります。

3 拠点の方針

(1) うるおい拠点

- 森林公園を中心とする北部丘陵地や小幡緑地、城山公園、新池公園などを「うるおい拠点」と位置づけ、本市に欠かせない重要な財産として守り、広域的なレクリエーションの場として充実を図ります。

(2) 活力拠点

- 尾張旭駅及び三郷駅周辺については、本市の中核となる「活力拠点」として、商業・業務・文化等の都市機能の充実を図るとともに、本市の重要な交通結節点として交通機能の強化を図ります。

(3) 地域拠点

- 印場駅及び旭前駅周辺については、地域の中心となる「地域拠点」として、商業等の都市機能の充実を図るとともに、交通結節点として交通機能の強化を図ります。

4 軸の方針

(1) うるおい軸

- 矢田川と天神川を、「うるおい軸」として位置づけ、都市にうるおいをもたらす貴重な資源として、親水空間の確保や水辺環境の保全等を図ります。

(2) 活力軸

- (都)名古屋瀬戸線及び(都)瀬港線については、本市のにぎわいの核となる「活力軸」として位置づけます。

(3) 生活軸

- (都) 玉野川森林公園線、(都) 稲葉線、(都) 印場線、(都) 川南線及び(都) 平子線を「やすらぎゾーン」と「活力拠点」、「地域拠点」、「うるおい拠点」などと結ぶ「生活軸」として位置づけます。
- (都) 瀬戸新居線、(都) 霞ヶ丘線や(都) 旭南線を、名古屋市と瀬戸市を結ぶ「生活軸」として位置づけます。

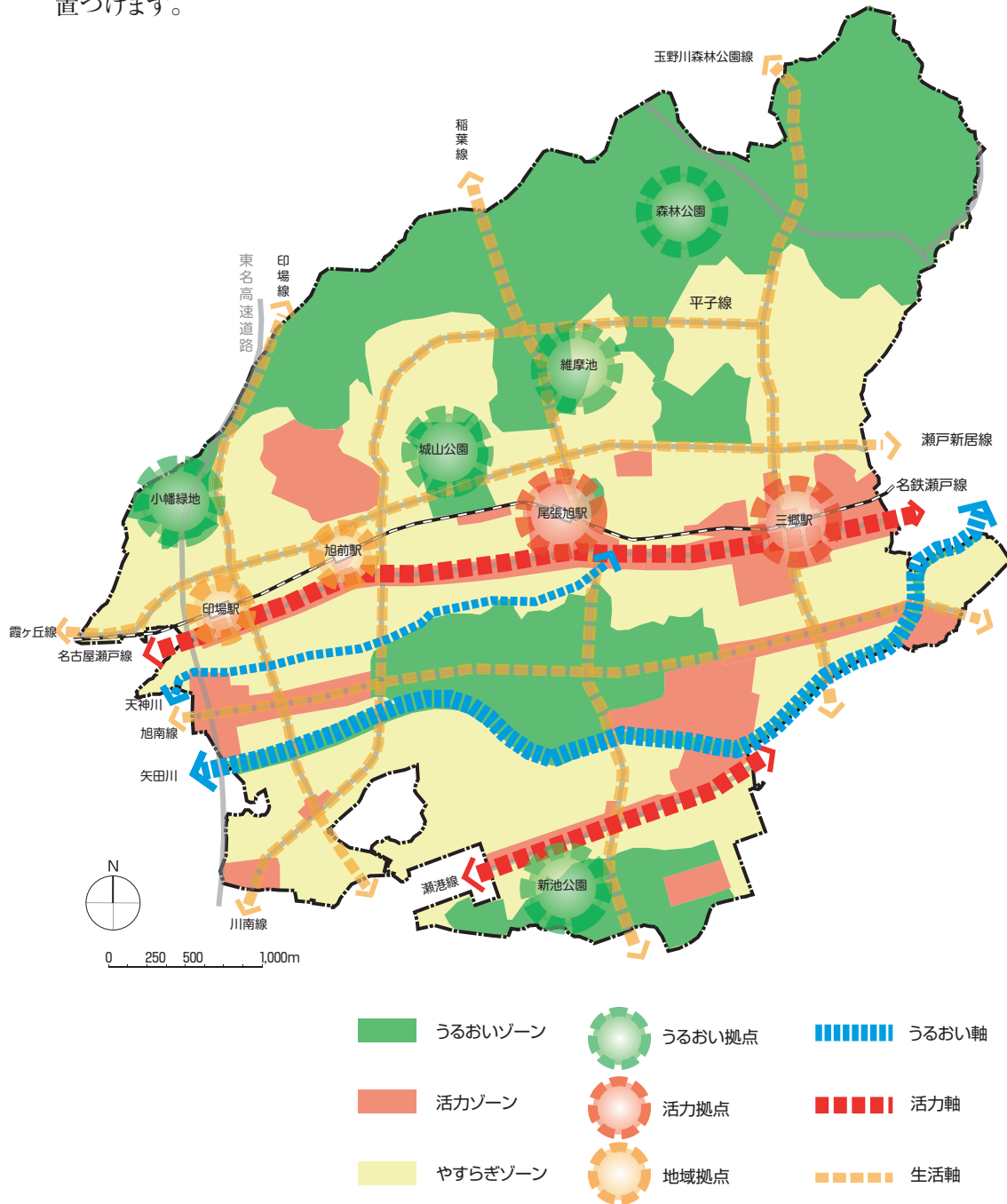


図25 都市構造図



Ⅲ 将来フレーム

1 人口フレーム

(1) 人口フレーム

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、都市計画マスタープランの目標年次(平成37年)における本市の総人口は81,723人と予測されています。(平成20年12月推計)

都市計画マスタープランでは、同研究所の推計や現在進行中の土地区画整理事業の計画人口を踏まえ、目標年次人口を84,000人と設定します。

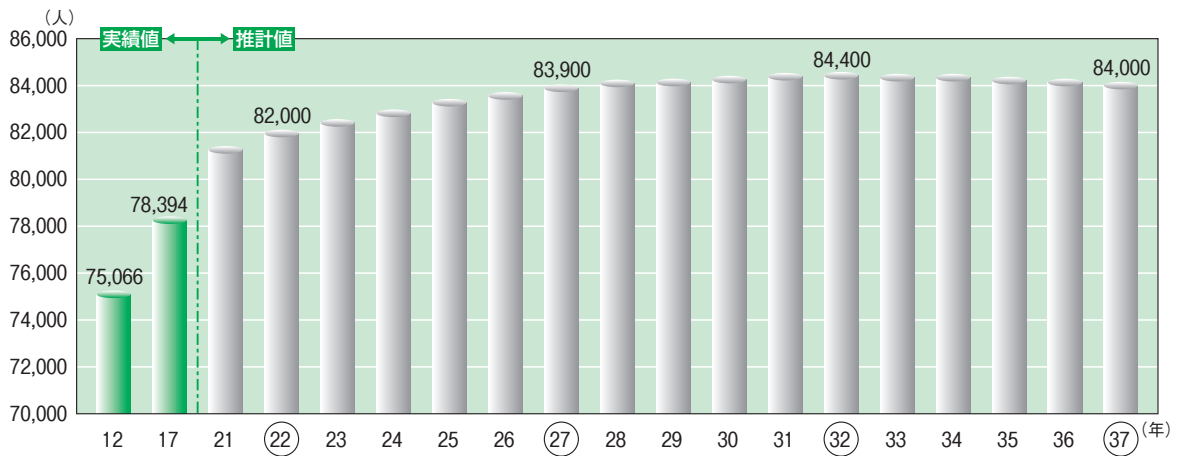


図26 人口推移と今後の見通し

2 土地利用フレーム

(1) 住宅用地フレーム

平成37年の住宅地の規模は、人口フレームと望ましい人口密度から推計し、平成18年の488haから56ha増加した544haとします。

なお、増加分の住宅地の確保については、現市街化区域内の住居系用途地域内の低未利用地、約150haを有効に活用することを優先し、基本的に新たな市街地拡大を行わないものとします。

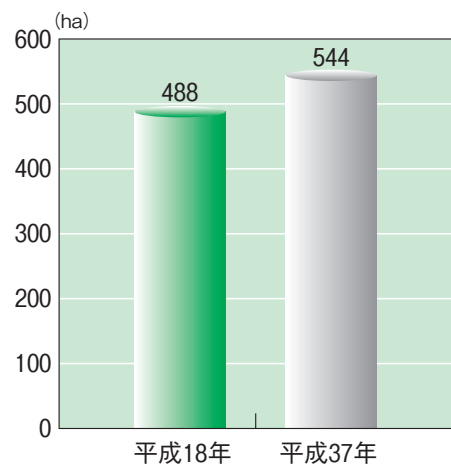


図27 住宅地規模

(2) 工業用地フレーム

本市の製造品出荷額は、今後減少傾向となることが推計されますが、都市づくりの理念を実現するためには、産業の活性化が不可欠であり、企業誘致等を積極的に推し進める必要があります。このため、新たな工業用地の拡大は位置付けませんが、今後の土地利用の需要や社会経済情勢の変化などによって工業用地の確保が必要と判断された場合には、都市計画審議会等での審議を経た後に、見直しを行うこととします。

【参考】

※工業地の配置について

都市計画マスタープランの上位計画である「名古屋都市計画区域マスタープラン」(平成22年度策定)では、次のとおり工業地の配置方針を掲げています。

第5章 主要な都市計画の決定等の方針(抜粋)

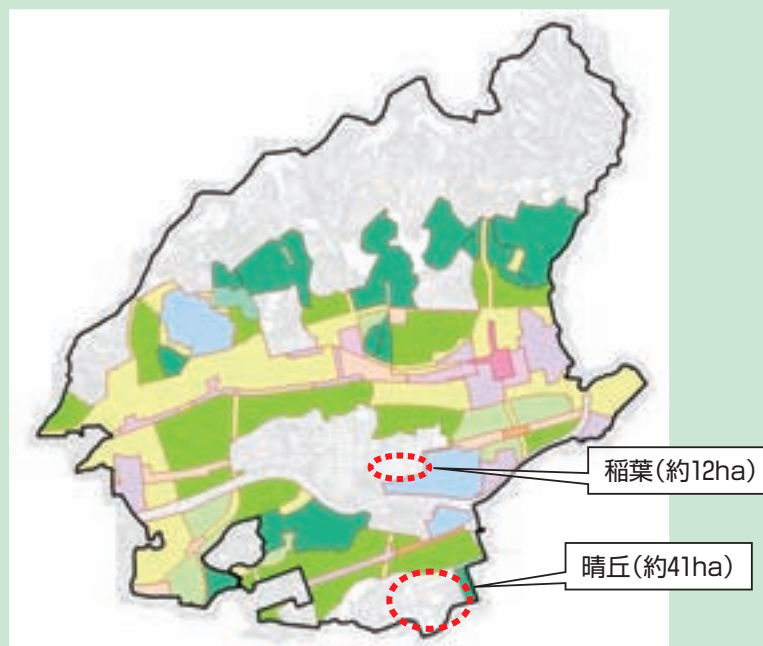
1 土地利用

(2) 主要用途の配置の方針

ウ 工業地

産業の動向や土地の利用転換などに合わせつつ、都市活力の維持・強化に向け、適切な工業用地の確保が必要です。東海環状自動車道、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道などのインターチェンジ周辺、主要な幹線道路の沿道や名古屋港の臨海部など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域、既に工場が集積している工業地や知の拠点の周辺に工業地を配置します。

市内でこの方針に適合する地域は、稲葉地区と晴丘地区の2か所が考えられます。



(3) 商業用地フレーム

近年の商品販売額は増加傾向にありますが、社会情勢を勘案すると、今後は現状維持又は減少傾向が続くものと予測され、大きな土地需要は想定されません。また、まとまった開発等ではなく個別立地への対応となることが想定されるため、今後は、新たに商業用地を拡大してその振興を図るのではなく、既存の用地の、より高度な利用を図ることによって対応することとします。

第3章



都市づくりの方針

3 都市づくりの方針



I 前提

1 前提条件

本章では、第2章で示した「都市づくりの理念と目標」と「都市構造」の実現を図るため、土地利用の方針と市街地整備などのハード事業の方針、そして市民との協働による環境整備などのソフト事業の方針を示します。

このうち、市街地整備などの都市基盤に係る整備は、都市計画マスタープランの計画期間内のニーズに対応するだけでなく、その後も長期にわたって都市活動を支えるものでなくてはなりません。また、整備自体も長期間を要する場合が多く、長期的な計画のもとで事業を進める必要があります。

このため、都市計画マスタープランの計画期間は、平成23年度から37年度までの15年間としています。本章で示す各種整備の方針は、計画期間の中で全て実施するものだけでなく、長期的な視野で検討・実施する事業も含めています。また、同時にこれらの方針は、今後長期にわたる都市づくりの根幹をなすものであり、計画期間終了後もこれを踏襲して、継続的な都市づくりにつなげていく必要があります。

さらに、今後の都市づくりにおいては、新規の都市基盤整備ばかりではなく、これまで長期にわたって整備してきた都市施設や、歴史的に継承されてきた貴重な資源を有効に活用・保全して、地域の魅力づくりにつなげていくことが必要となります。なお、こうした取り組みは、行政の力だけでできるものではなく、市民や事業者等との協働の取り組みが欠かせません。このため、本章では、行政だけではなく市民の皆さんが主体的に関わる取り組みも、都市づくりの方針として示しています。

- 本章では、既都市計画マスタープランに基づくこれまでの主な取り組みを検証し、その結果見出された課題や、将来想定される行政需要などを整理した後、今後の方針を第2章で掲げた「都市づくりの理念」に基づき設定しています。
- 各種方針においては、今後重点的に取り組む事項や既都市計画マスタープランからの継続事業などを、次のように表現しています。

表現方法	表現内容
◎	今後重点的に取り組む事項
◆	既都市計画マスタープランからの継続事業又は既に着手している事業
▽	計画期間中での取り組みを目標とする事項

- 文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画の熟度にしたがって、以下のように整理しています。

表現方法	実施主体など	計画熟度
～めざします。	市が主体、市民と協働	目標、方向性に関する事項
～研究します。	市が主体	事業着手に当たっての準備事項
～進めます。 ～定めます。	市が主体	すでに事業着手されている事項 おおむね計画期間内に取り組む事項
～努めます。	市が主体	目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項
～行います。	市民が主体	目標達成のため、継続して取り組んでいく事項
～検討します。	主体が決定していない	目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項
～誘導します。 ～促進します。	市が市民、事業者等の取り組みを誘導・促進	すでに事業着手されている事項 おおむね計画期間内に取り組む事項
～支援します。	市民が主体となる取り組みを市が支援	すでに事業着手されている事項 おおむね計画期間内に取り組む事項

- まちづくりワークショップで得られた意見に関する事項については、文末に次のように表現しています。

表現方法	表現内容
(※)	まちづくりワークショップでの提案結果に関する事項



Ⅱ 土地利用の方針

1 これまでの主な取り組みと課題

(1) 主な取り組み

- 都市基盤整備が立ち遅れていた北原山地区において、約8haの市街化調整区域¹を市街化区域²に編入して土地区画整理事業³を実施し、計画的なまちづくりを進めています。
- 商業系と工業系の用途地域、そして第一種・第二種低層住居専用地域を除く全ての住居系の用途地域⁴を「高度地区」⁵に指定し、快適な居住環境の維持につなげています。また、建築物の密集した商業系用途地域などを「準防火地域」⁶に指定し、災害に強いまちづくりを進めています。
- 住宅地と店舗、工業地が混在する地区において、「第一種住居地域」及び「近隣商業地域」を指定し、土地利用の純化を進めています。
- 開発許可制度⁷などの運用によって、集落地内及びその周辺における農業環境を阻害する開発を抑制しています。

(2) 課題

- これまでのような人口増加や経済の拡大を前提とした都市づくりは転換期を迎えており、今後は環境と経済、社会活動が調和した持続可能な都市づくりが必要とされています。
- 市街化調整区域における農地の宅地化が進行する一方で、市街化区域内には低未利用地⁸が残っています。このため、市街化調整区域におけるスプロール⁹化を抑制するとともに、市街化区域内における低未利用地の都市的土地利用¹⁰が求められています。



スカイワードあさひからの眺め

- 1 市街化調整区域：都市計画で定める都市の健全な発展を図るために市街化を抑制する区域。
- 2 市街化区域：都市計画で定めるすでに市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- 3 土地区画整理事業：都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
- 4 用途地域：都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。
- 5 高度地区：都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の最高限度または最低限度を定める制度。
- 6 準防火地域：市街地における火災を防ぐために指定する地域で、防火地域に準ずる地域について指定される。
- 7 開発許可制度：都市計画法による開発行為に対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限の一種。都市計画区域内で開発行為をしようとするものはあらかじめ、県知事の認可を受けなければならない。
- 8 低未利用地：本来、建築物等が建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地のうち、市街地内等に残る空き地や、商店街等で青空駐車場として利用されている土地等、効率的な利用がなされていない土地。
- 9 スプロール：市街化調整区域において市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
- 10 都市的土地利用：住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用。

2 めざすべき方向

(1) 市街化区域における土地利用

- 人口増加への対応は、現在施行中の土地区画整理事業における着実な新規住宅地の供給や市街化区域内の低未利用地における宅地化誘導によるものとし、基本的には、現在の市街化区域を維持するものとします。
- 良好な居住環境の維持を図る地区においては「高度地区」を定め、また、建築物の密集した火災危険率の高い区域においては、「防火地域」¹¹や「準防火地域」を定め、安心して暮らせる住環境の整備を進めます。

(2) 市街化調整区域における土地利用

- 市街化調整区域については、都市的な土地利用を抑制することを基本とし、自然環境や農地を保全するとともに、開発行為などに対しても、周辺的环境に配慮した土地利用を要請していきます。このため、農地などの自然環境の保全を図ることを前提として、防災機能の維持、向上が必要な既存住宅地については、引き続き道路の安全性を確保するものとします。

(3) 土地利用の区分

- 「都市構造の基本方針」に基づき、将来の土地利用の方向性を示す土地利用区分を次のとおり設定します。

都市構造におけるゾーン	土地利用区分
うるおいゾーン	自然環境保全・活用地区
	農業環境保全地区
やすらぎゾーン	低層住宅地区
	一般住宅地区
	既存市街地地区
活力ゾーン	商業業務地区
	沿道サービス地区
	工業地区
	住工複合地区

¹¹ 防火地域：市街地における火災を防ぐために指定する地域で、主として商業地などで建築物の密集した火災危険率の高い市街地に指定される。

3 土地利用区分の配置とその方針

(1) 自然環境保全・活用地区(森林公園・矢田川・ため池など)

配置

森林公園を始めとする北部丘陵地と、河川、ため池、公園及び緑地を位置付けます。

土地利用方針

◆緑豊かな自然環境が残され、貴重な動植物が多く生息し、本市ならではの重要な景観資源でもある森林公園を始めとする北部丘陵地については、引き続き現在の自然環境を保全し、緑地空間としての活用を進めます。(※)



森林公園

◆河川や、市内に数多く存在するため池については、引き続きその保全を行うとともに、市民の生活にうるおいを与える親水・緑地空間としての活用を進めます。(※)

◆市民の憩いの場として、また防災や環境上における貴重な空間としての役割を担う公園については、適正な配置と機能の充実に努めます。(※)

(2) 農業環境保全地区(西の野町・稲葉町・大久手町・城前町など)

配置

農作物の生産の場として農業基盤整備などを実施した優良農地を中心に、今後も保全が必要な農地などを位置付けます。

土地利用方針

◆農地は、都市にうるおいを与える機能とともに、温暖化を抑制する機能や、水害を防ぐ保水機能など多面的な機能を有しています。このような機能を維持するため、開発抑制を行うなど引き続き農地の保全に努めます。(※)



大久手町

(3) 低層住宅地区・一般住宅地区(旭台・緑町・印場元町・大塚町など)

配置

現況の土地利用において、大部分が住宅地として利用され、今後も住宅地としての利用を図っていくべき地区、又は計画的に住宅地として開発、整備する地区とします。そのうち、低層住宅を中心に誘導する地区を「低層住宅地区」、中高層住宅を含めて住宅が中心であり、その他の施設の立地もある程度許容する地区を「一般住宅地区」と位置付けます。



旭台

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

■土地利用方針

- ◎地区内にみられる低未利用地などについては、地権者との話し合いや民間活力などによって、日常的な生活利便性機能や多様な世代のニーズに対応した居住機能の立地を誘導します。
- ◆「低層住宅地区」においては、低層住宅を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、まちなみと調和した低層住宅が並ぶ、やすらぎのある良好な居住環境の維持、形成に努めます。
- ◆「一般住宅地区」においては、住居系土地利用を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、周辺環境に配慮しながら、店舗・事務所なども立地可能な、利便性の高い居住環境の維持、形成に努めます。
- ◆「一般住宅地区」については、良好な居住環境の維持を図るため、引き続き「高度地区」を定めます。さらに、店舗・事務所などの立地が多い地区においては、引き続き「準防火地域」に指定し、安心して暮らせる居住環境の維持を進めます。

(4) 既存市街地地区(霞ヶ丘町・旭ヶ丘町・平子町・上の山町など)

■配置

市街化調整区域内において、一団となってまとまりある住宅地や工業地などを形成している地区を位置付けます。

■土地利用方針

- ◆スプロール開発を抑制するとともに、道路の安全性を確保しながら、きめ細かな道路整備などを進め、自然環境などと共存する良好な低層住宅を中心としたゆとりある居住環境の保全と形成に努めます。

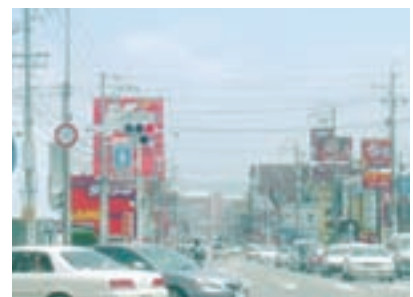
(5) 商業業務地区(三郷町・東大道町・旭前町・印場元町など)

■配置

既に商業・業務施設が面的あるいは路線的に集積し、今後にもぎわいのある商業地としての利用を図っていくべき地区を位置付けます。

■土地利用方針

- ◆商業施設を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、商業集積を高めることにより、更なる活性化に努めます。
- ◆建築物の不燃構造化を促進するため、引き続き「準防火地域」に指定し、災害に強いまちづくりを進めます。



(都) 瀬港線(国道363号)

(6) 沿道サービス地区(南本地ヶ原町・井田町・渋川町など)

■配置

主要幹線道路などの沿道で、路線上に各種の沿道立地型施設が複合的に立地している地区、又は沿道的サービスの

向上を図るため、今後、沿道立地型施設を中心に誘導すべき地区を位置付けます。

■土地利用方針

- ◆主要幹線道路の沿道的サービスを提供する商業施設を主体とした土地利用の維持に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、商業施設や事務所などの立地環境の維持に努めます。
- ◆建築物の不燃構造化を促進するため、引き続き「準防火地域」に指定し、災害に強いまちづくりを進めます。

(7) 工業地区・住工複合地区(下井町・旭前町・東栄町・狩宿町など)

■配置

既に工業施設が相当集積しており、今後も工業地として利用を図っていくべき地区とします。そのうち、広範囲にまとまりある工業地を形成している地区を「工業地区」、小規模な工業施設などと住宅が集まった地区を「住工複合地区」と位置付けます。



住工複合地区の例

■土地利用方針

- ◆「工業地区」においては、工業地としての土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続し、業務環境の維持に努めます。(※)
- ▽「住工複合地区」においては、特別用途地区¹²や地区計画¹³などを活用することにより、業務環境と住環境双方の改善と調和を進め、環境保全と安全の確保のもと、バランスの取れた職住近接の環境の維持に努めます。なお、土地利用の変化により、住宅地としての利用が顕著にみられる地区については、現在の土地利用状況と今後の動向を踏まえ、用途地域指定の見直しを検討します。
- ▽住工混在によって操業環境が悪化し、市外への移転などを模索する事業者の、受け皿となる用地確保を進めます。

12 特別用途地区：地域の特性に応じたある特別の目的から、特定の用途を利用できやすくしたり、環境の保護を図ったりするため、建築規制を強化したり緩和したりすることによって、用途地域の制度を補完するもの。

13 地区計画：一定の区域について、土地や建物の利用目的、形状などを規制・誘導する都市計画法に定められた制度。

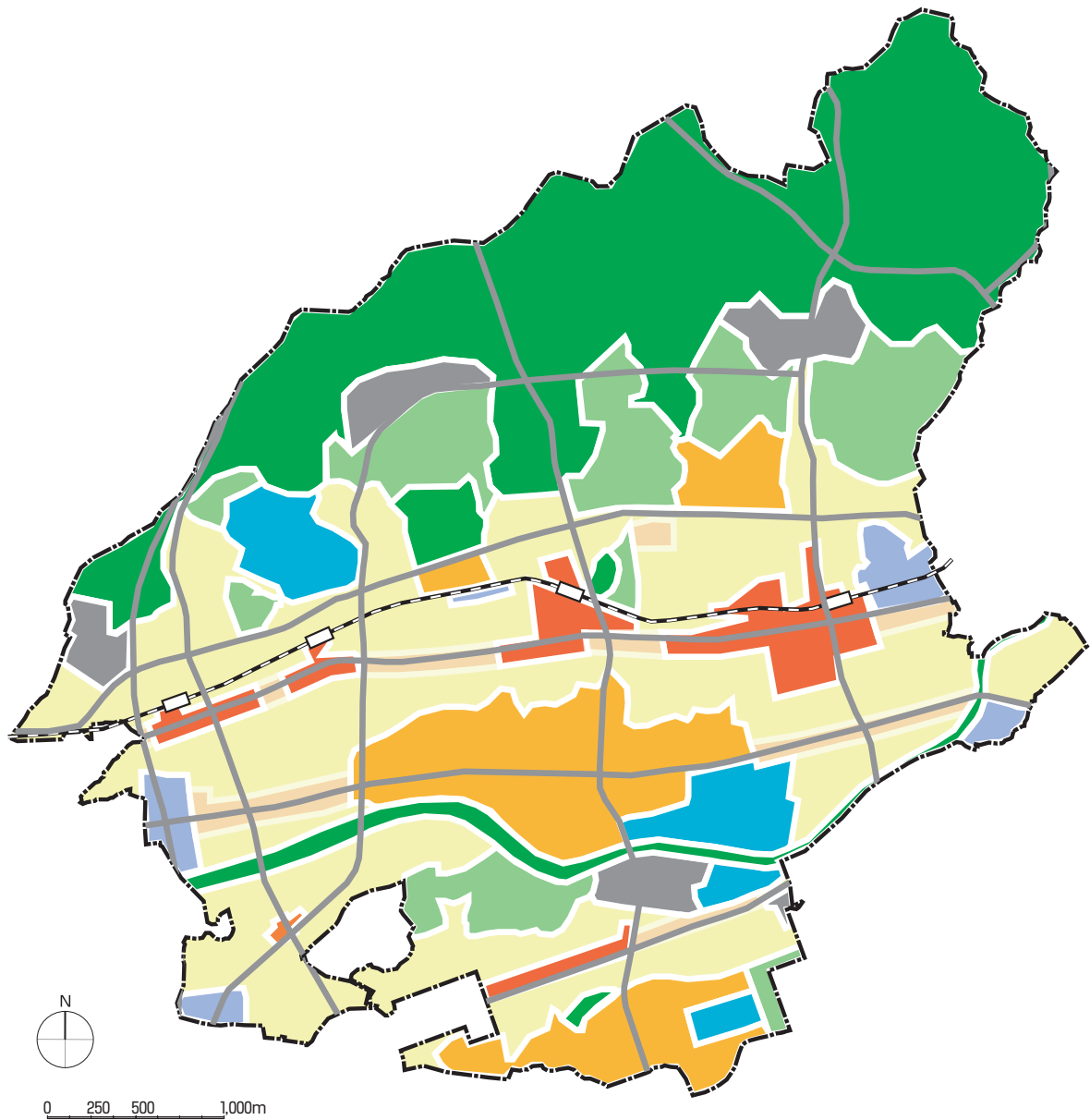


図28 土地利用計画図

- 自然環境保全・活用地区
- 農業環境保全地区
- 商業業務地区
- 沿道サービス地区
- 工業地区
- 住工複合地区
- 低層住宅地区
- 一般住宅地区
- 既存市街地地区



Ⅲ 緑と水に彩られたまちづくりの方針

1 これまでの主な取り組みと課題

(1) 主な取り組み

- 土地区画整理事業などによって整備された近隣公園¹⁴や街区公園¹⁵を供用開始し、市民の憩いやレクリエーションの場の創出と、都市防災などへの対応を進めています。
- 北部丘陵地において「山辺の散歩道」を、また、矢田川において「矢田川散歩道」を整備するとともに、市内各所のため池の整備を行い、自然環境の保全のみならず、積極的な活用につなげています。
- 尾張旭駅から維摩池間を「シンボルロード」として整備するとともに電線の地中化を実施し、良好な都市景観の形成を進めました。
- 西部浄化センターの供用開始を行うなど下水道整備を進めるとともに、下水汚泥の100%リサイクル化を図るため、リサイクル業者への汚泥の搬入を開始し、環境負荷の低減に努めています。

(2) 課題

- 森林や公園、緑地は、憩いややすらぎを享受できる空間であることに加え、災害発生時の避難地や復興活動の拠点としての機能、ヒートアイランド現象¹⁶の緩和や地球温暖化の防止に寄与する機能を有しています。また、少子高齢社会を迎える中、コミュニティ¹⁷の形成や地域づくりの拠点としても注目されており、多世代が安全安心に利用できる公園、緑地の整備が必要となっています。
- 近年の空間的なゆとりやうるおい、やすらぎを求める気運の高まりを受け、都市づくりにおいても機能性や利便性、安全性だけでなく、地域固有の歴史性、文化的魅力、自然的魅力などが重視されるようになってきています。このため、これらの個性ある魅力的な景観資源を活かした都市づくりが求められています。

2 各種方針

1) 自然環境の保全・活用の方針

(1) 方針

■ 自然環境への負荷軽減

- ◎ 市民は、環境への負荷軽減のため、積極的な公共交通機関の利用を行います。(※)

14 近隣公園：半径500メートルの範囲内に、1カ所当たりの面積2ヘクタールを標準とし都市計画法に基づき設置される公園。

15 街区公園：半径250メートルの範囲内に、1カ所当たりの面積0.25ヘクタールを標準とし都市計画法に基づき配置される公園。

16 ヒートアイランド現象：都市部の気温が周辺部より高くなる現象。

17 コミュニティ：共同体。地域社会。共同生活体。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 ※…ワークショップでの提案 P50・51参照

○公共交通機関の利用促進や、効率的な道路ネットワークの形成により、環境負荷の少ない都市の形成に努めます。

◆次世代に豊かな自然環境を継承していくため、「尾張旭市環境基本計画」に基づき、ごみの減量や適正な処理、資源の循環利用を進めます。

◆自然環境の悪化を未然に防ぐため、環境調査の継続的な実施や、公害防止対策の充実を進めます。

◆環境への負荷の少ない低炭素社会の実現を図るため、市民のクリーンエネルギー利用を支援します。

河川環境の保全

◆美しい河川環境を保全するため、公共下水道や合併処理浄化槽¹⁸の設置など生活排水処理施設の整備を進め、流域が一体となった公共用水域の水質保全に努めます。(※)



矢田川河川緑地

◆市民や事業者は、美しい自然環境を次の世代に引き継いでいくため、環境美化活動など、行政との協働による取組みを行います。(※)

農地の保全

◆農業関係事業者は、農産物の生産、供給のみならず、多様な公益的機能を有する農地について、農業の振興や適切な農地管理などを通じて、その積極的な保全を行います。(※)

(2) 具体的な施策例

- 公共交通網整備事業（既設公共交通網の整備・拡充と、新たな交通手段の確保を図る。）
- 生ごみ処理補助事業（生ごみの堆肥化容器や電動処理器などの購入者に対し補助を行う。）
- 資源ごみ分別収集事業（資源ごみの分別収集を行う。）
- 資源ごみ回収団体活動奨励事業（資源ごみを回収する団体に対し奨励金を支払う。）
- 太陽光発電システム設置推進事業（住宅用太陽光発電システム設置費補助金を交付する。）
- 浄化槽雨水貯留施設転用補助事業（下水道供用開始区域内で、公共下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う場合に要する費用の一部を補助する。）
- 河川水質の浄化推進事業（河川の水質浄化推進のため、生活排水クリーン推進員を委嘱し啓蒙活動を実施するとともに、河川水質の調査を行い現状を把握する。）
- 矢田川散歩道整備事業（矢田川散歩道とともに河川環境整備を進める。）
- 地域農業活性化事業（JAあいち尾東尾張旭事業本部が行う営農事業について補助を行う。）

18 合併処理浄化槽：生活排水のうち、し尿と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）をあわせて処理することができる浄化槽。

2) 景観形成の方針

(1) 方針

■景観形成推進施策の展開

○市民の誇りとなり、来訪者が尾張旭らしさを感じることでできる良好な景観の形成や、地域の特性を活かした景観の形成を図るため、景観行政団体¹⁹への移行に努めます。

◆良好な住環境の保全を図るため、建築物の建築形態などを取り決める地区計画を活用します。

▽まちの景観形成を推進するため、市民と協働したルールづくりに努めます。

■違反屋外広告物の除却

◆市民や事業者等は、行政との協働による違反広告物の除却活動に参加し、良好な景観の維持を行います。



事業者等との違反広告物の除却活動

■公共施設などにおける景観配慮

◆公共施設などについては、周辺環境との調和や敷地内の緑化を重視し、景観の向上に貢献するよう努めます。

■地域特性に応じた景観形成

○尾張旭駅前については、本市の玄関口にふさわしい、にぎわいとるおいのある景観形成に努めます。(※)

◆尾張旭駅から維摩池までのシンボルロードでは、現在の良好な景観を維持し、歩道のアメニティ²⁰向上を図るなど、ウォーキングに最適な、歩いて楽しめる景観形成に努めます。(※)

◆森林公園をはじめとした恵まれた緑地の保全を図り、豊かな緑地景観の形成に努めます。また、市内を流れる矢田川などの河川や、市内に数多く残るため池は、日常生活にうるおいとやすらぎを与える貴重な空間であるため、自然環境を保全しつつ、水に親しむことのできる空間の創出に努めます。(※)

▽三郷駅周辺については、店舗などが集積したにぎわいが感じられる魅力的な景観形成に努めるよう電線の地中化などを検討します。

▽印場大塚古墳や良福寺など歴史的資源の保存や活用を図るとともに、歴史を感じられる景観の保全に努めます。



良福寺


(2) 具体的な施策例

- 都市景観啓発事業（景観に対する市民意識の向上のため、啓発事業を実施する。）
- 屋外広告物適正化事業（違反広告物の簡易除却を推進し、申請内容の適正管理を行う。）
- 緑化推進事業（道路、公園、学校など、公共施設の緑化推進を図るため、植栽を行う。）
- 駅前広场景観形成事業（市の顔となる尾張旭駅前広場の景観演出を行う。）

19 景観行政団体：地域の特性に応じた風景や景色を守る取り組みなどを独自に行うことができる地方公共団体。（県の同意が必要）

20 アメニティ：環境の快適さ、心地よさのこと。



-  郷土景観としての北部丘陵地などの樹林
-  田園景観
-  川辺景観
-  ため池景観
-  玄関口としての駅前景観
-  緑豊かなまちなみ景観
-  工業地景観
-  山辺の散歩道
-  シンボルロード
-  歴史景観の保全
-  公共施設の景観配慮
-  街路景観(街路樹のある道路)

資料：市 都市整備課

図29 景観要素図

3) 公園・緑地の整備方針

(1) 方針

■緑のネットワークの形成

○河川、公園及び緑地などを結ぶ、緑のネットワークを形成するため、「尾張旭市緑の基本計画」に基づき、道路空間や親水空間²¹の緑化の充実や計画的な公園・緑地の整備などを進めます。

■公園などの整備

○気軽に健康づくりが出来る環境整備のため、自然に親しみながらウォーキングを楽しむ場として、北部丘陵地や矢田川河川敷などを一体的に整備し、「尾張旭市健康都市プログラム」に基づいた健康都市の取り組みを進めます。

◆森林公園や城山公園、新池公園などの規模の大きな公園については、市全域を対象とした、憩いやレクリエーション、スポーツの場などとしての総合的な利用を図るため、それぞれの公園の特徴を活かしつつ、保全と活用を進めます。(※)

◆市民は、地域のふれあいの場となる魅力ある公園づくりをめざすため、身近な街区公園などの整備計画の策定を行います。

◆市民は、公園愛護会²²制度に参加し、自主的な公園管理を行います。(※)

■緑地の保全・活用

◆緑豊かな都市環境の維持、形成を図るため、良好な自然的景観を形成している緑地や水辺などの保全に努めます。

◆樹林地や河川、ため池、水田などは、多様な動植物の生息環境となっており、防災や景観、環境面など多面的な機能を有しているため、適切な保全に努めます。

◆生垣設置助成制度²³や緑化事業などの活用により、市民と行政が一体となった緑化活動の推進に努めます。

◆大型開発事業に伴い築造される調整池²⁴については、景観面や緑地の確保に配慮して「地下式」とするよう、事業者への協力依頼に努めます。

▽市街地内に点在する小規模な緑地については、市民のやすらぎの空間として、市民との協働のもと、整備、保全に努めます。

▽市民は、憩いやレクリエーション、スポーツの場として重要な区域である矢田川河川緑地について、行政との協働により保全を行います。(※)



長池とマメナシ

21 親水空間：水辺に近づける、水に触れられるなど、水への親しみを感じられる空間。

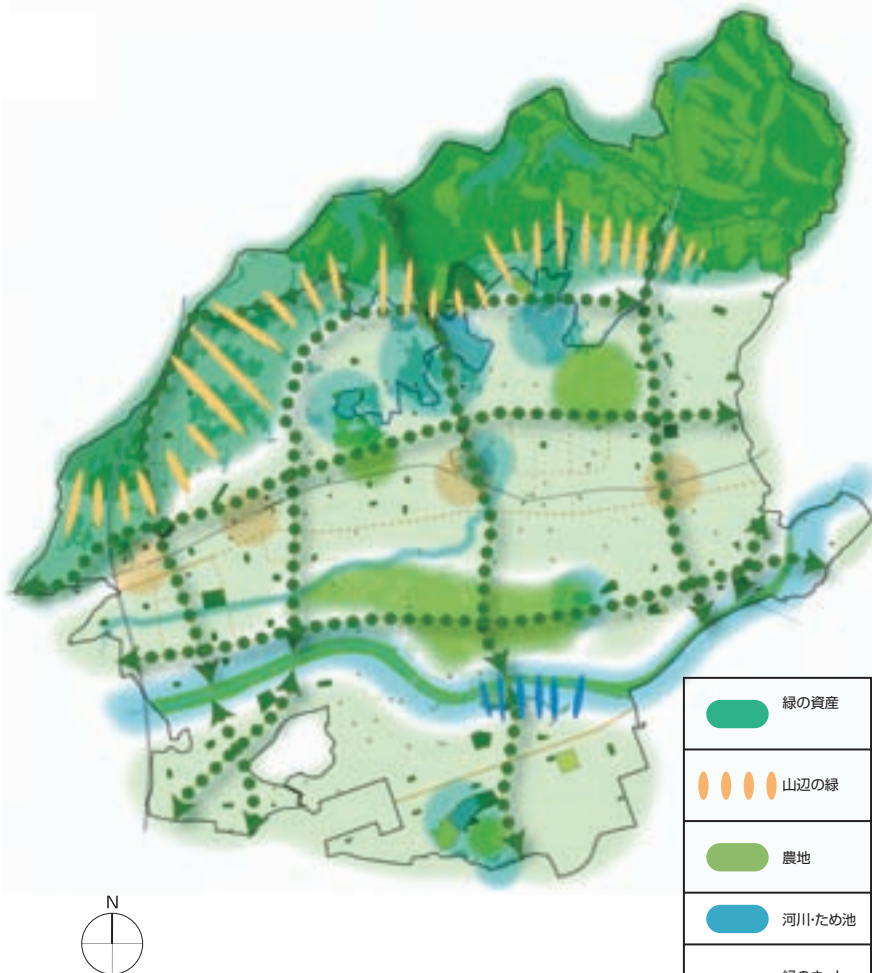
22 公園愛護会：自治会、町内会、子ども会、シニアクラブ又は公園周辺の地域住民により構成され、公園内の除草、清掃、公園愛護思想の普及啓発などの活動を行う組織。

23 生垣設置助成制度：民有地の緑化を進めるため、準公共空間である公道等に面している箇所への生垣設置に対し、助成金を交付する制度。

24 調整池：宅地開発などによる雨水流出の増大を防ぐため、開発面積に見合って造られる流出調整用の池。

(2) 具体的な施策例

- 緑化推進事業（道路、公園、学校など、公共施設の緑化推進を図るため、植栽を行う。）
- 矢田川散歩道整備事業（矢田川散歩道とともに河川環境整備を進める。）
- 濁池整備事業（濁池が安全で豊かな自然とふれあえる憩いの場となるよう、現在の環境に配慮した必要最小限の整備をする。）
- 都市公園新設事業（地域住民参加により整備計画を策定し、公園整備工事を行う。）
- 公園維持管理事業（都市公園、ちびっ子広場など公園施設の維持管理を行う。）
- 自然林保全事業（松林などの自然林などを保全する。）
- 保存樹等保全助成金（良好な自然環境を保全するために、保存する必要がある樹木を保存樹又は保存樹林として指定し、維持管理に対して助成する。）
- 生垣設置助成事業（民有地緑化を進めるため生垣の新設やブロック塀などから生垣への転換に対して助成を行う。）



資料：市 都市整備課









	緑の資産	●北部丘陵地の豊かな緑は資産であり、防災や環境保全、レクリエーション、景観形成などとして保全活用されています。
	山辺の緑	●北部丘陵地の緑辺部は市街地との間にある大切な緑であり、里山林や市民緑地、観察林などとして市民の身近な緑として親しまれています。
	農地	●まとまりのある優良農地は保全され、緑のもつ多様な機能を有している重要な緑として、農地に隣接するため池、公園などとネットワークされています。
	河川ため池	●公園や農地と連担した自然豊かな水辺として、河川、ため池周辺の農地などとネットワークされています。
	緑のネットワーク	●緑の主要な資産である北部丘陵地と矢田川を結び、周辺の公園や社寺林、農地、ため池などにつながる緑のネットワークは街路樹や沿道の民有地の緑などで緑豊かな空間になっています。
	公園都市の玄関口にふさわしい緑	●公園都市の玄関口にふさわしい緑豊かな駅前広場や駅周辺は建物緑化などにより、花や緑に彩られた空間になっています。
	緑のまちなみ	●市街地には公園、社寺林、ため池、学校、住宅地や事業所の緑など、多様な緑がまちなかにみられます。
	川辺の緑	●スカイワードあさひからも眺められる矢田川左岸の河岸段丘の貴重な樹林は川辺の緑として保全されています。

図30 緑のネットワーク図

4) 下水道・河川の整備方針

(1) 方針

■ 下水道の整備

○本市の下水道処理人口普及率は、近隣市町と比較して十分なレベルとはいえない状態にあります。このため、平成18年2月に見直された「尾張旭市公共下水道事業計画」に基づき、平成32年度の計画区域面積を1,652haとして整備を進め、水質の保全や周辺環境の改善に、より一層努めます。(※)



下水道工事の例

■ 河川改修の促進

◆矢田川については、親水性や環境面にも配慮した整備に関し、関係機関への働きかけを進めます。また、天神川についても、河川改修の本格整備に向け、関係機関への働きかけを進めます。

(2) 具体的な施策例

- 汚水管渠整備事業（汚水管渠工事の設計・施工により、下水道を普及・促進する。）
- 取付管設置事業（取付管設置工事の設計・施工により、下水道を普及・促進する。）
- 管渠施設維持管理事業（整備された下水道管渠を適切に管理する。）
- 矢田川散歩道整備事業（矢田川散歩道とともに河川環境整備を進める。）

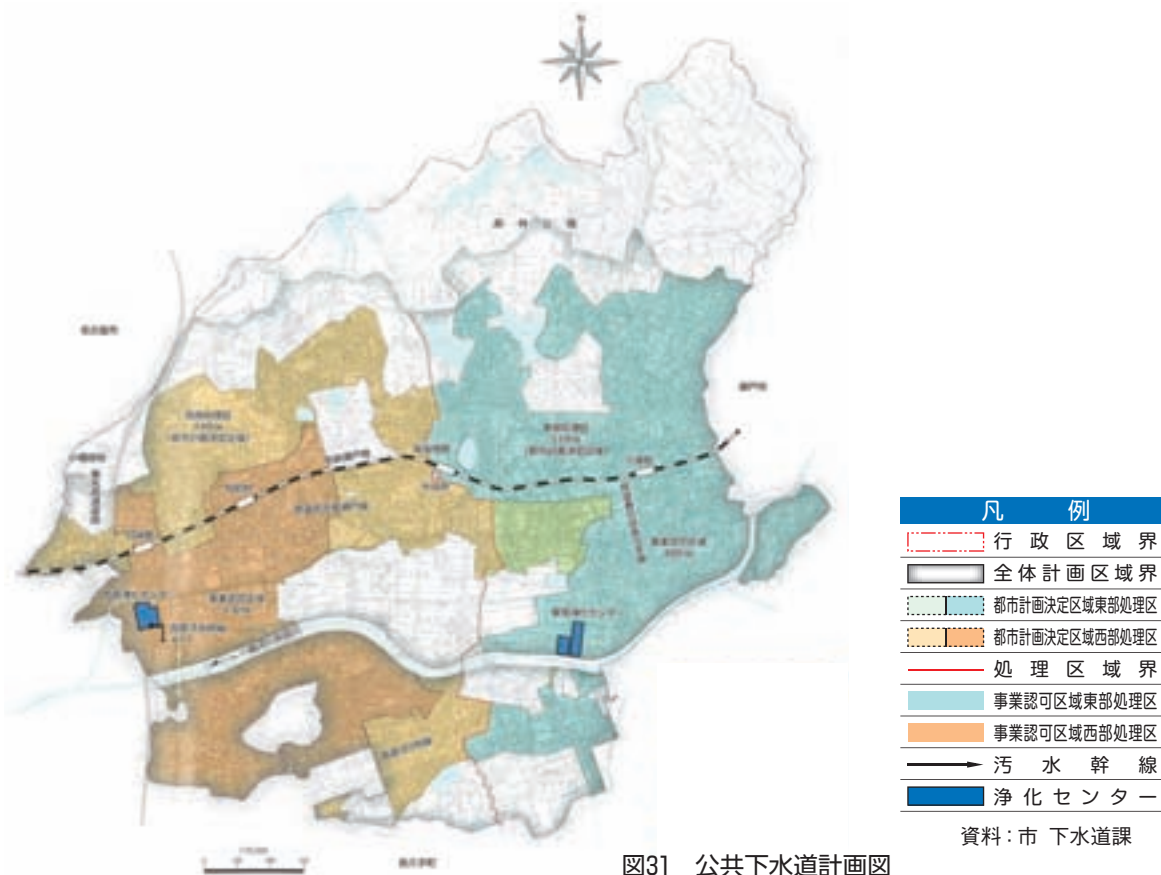


図31 公共下水道計画図

資料：市 下水道課



IV 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針

1 これまでの主な取り組みと課題

(1) 主な取り組み

- 平成8年度以降、市内6地区における土地区画整理事業を施行し計画的なまちづくりを推し進めるとともに、事業が完了した2地区で地区計画を設定し、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めています。
- 幹線道路の交通の円滑化を図るため、(都)稲葉線や(都)瀬戸新居線を全線開通するとともに、(都)平子線と名鉄瀬戸線との立体交差を整備し、快適で円滑な幹線道路ネットワークの形成を進めています。
- 試験運行を経て、市内の交通空白地を解消するよう市営バス(あさび一号)を運行し、鉄道駅や商業施設、公共施設へのアクセス向上と、車に頼らないまちづくりを進めています。
- 矢田川や天神川の改修を進め、浸水被害の防止に努めています。また、北原山土地区画整理事業地内においては調整池の整備を行い、その他の地域では、雨水浸透施設として歩道の透水性舗装²⁵を整備し、雨水流出抑制対策を進めています。
- 歩道の段差解消や、信号交差点における視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを実施するとともに、名鉄瀬戸線尾張旭駅へのエレベータ設置や、三郷駅の南北改札口のバリアフリー化²⁶の実施により、あらゆる人が利用しやすい施設づくりを進めています。

(2) 課題

- 今後のまちづくりにおいては、人口構成の変化に対応した施設のリニューアルを図るなど、これまで整備してきた都市基盤や都市施設を有効に活用し、適切な都市政策を実現していくことが必要となっています。
- 高齢者人口の増加に伴い、安全・安心なまちづくりへの関心が高まるとともに、高齢者の移動範囲の縮小や居住環境の問題が社会的に一層大きくなるものと考えられています。
- 高齢者から子ども連れまで、誰もが安全にかつ安心して外出・移動できるようにするため、交通事故などの心配のない生活道路の整備に取り組み、徒歩圏内に買物や医療、学習、交流などの機能を充実させることが必要となっています。
- 公共公益施設のみならず民間施設においても人にやさしいユニバーサルデザイン²⁷を導入することによって、建物と道路の連続性を高めていく必要があります。

25 透水性舗装：雨水を舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法。

26 バリアフリー：高齢者・障がい者などが社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障がいを取り除こうという考え方。

27 ユニバーサルデザイン：まちづくりや商品開発において、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが分け隔てなく快適に利用できるよう、形や機能を設計の段階から取り入れていく考え方。

2 各種方針

1) 市街地整備の方針

(1) 方針

■拠点的な市街地の整備

【多様で質の高い都市機能の集積】

○尾張旭駅や三郷駅周辺においては、高齢者や子育て世代に配慮したまちづくりを進めるため、バリアフリー化の促進に努めるとともに、にぎわいあふれる商業系施設の更なる集積を誘導します。(※)



尾張旭駅

▽拠点的な市街地においては、人口減少や超高齢社会の到来に備え、歩いて暮らせるまちづくりに努めます。また、駅周辺にふさわしい都市機能の更なる集積に努め、にぎわいと活力のあるまちづくりを促進します。(※)

【まちなか居住²⁸の推進】

▽三郷駅周辺については、急行停車駅であり、かつ高度利用が可能な商業地域という恵まれた立地条件を活かし、都市型住宅の供給を誘導して「まちなか居住」の推進を図り、コンパクトなまちづくりの実現に努めます。(※)

▽「まちなか居住」の推進に向け、民間の都市型集合住宅や高齢者向け住宅など、駅周辺への良質な住宅の供給促進を誘導します。また、「まちなか」への住み替えを希望する高齢者世帯に対し、希望者の所有住宅を活用した「住み替え支援制度」を研究します。

▽「まちなか居住」の推進を図るため、日用品などの最寄的な商業施設や、医療機関、さらには公共施設の集積に努めるなど、生活利便施設の維持確保に努めます。

■その他の市街地の整備

【住宅・住環境の整備】

○市街化区域内の既成市街地内で、道路や公園などの基盤施設が不足する地区や老築住宅が密集する地区では、地域住民の意向把握に努めながら、地区計画などの活用により、ゆとりある居住環境の整備を促進します。



スカイワードあさひからの眺め(城山町)

◆低層住宅や一般住宅、都市型集合住宅などの既存の住宅の立地状況を踏まえ、地域の住宅特性を活かしたメリハリのある住環境の維持形成に努めます。

◆地区計画が定められている地区については、まちなみと調和した良好な住宅地の維持、形成のため、壁面の位置や高さ、敷地面積の制限などの規制の適正な運用に努めます。一方、地区計画が定められていない地区については、市民と協働で地区計画の策定を検討するなど、住環境の維持

28 まちなか居住：郊外への宅地の進展による中心部の空洞化や公共投資の増加に対応するため、まちなかへの居住を誘導すること。

【凡例】 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 ※…ワークショップでの提案 P50・51参照

向上に努めます。

◆現在施行中の土地区画整理事業については、事業の円滑な進捗により、着実な市街化促進と人口の定着に努めます。

▽新たな住宅地の整備については、民間活力などによる土地区画整理事業の実施や地区計画の活用により、開発指導要綱²⁹の水準を満たした道路や公園などの都市基盤の整備に努めるとともに、事業期間の短縮によって効率化が図られる「ミニ土地区画整理事業」の支援策について検討します。

▽住宅と工場などの混在傾向がみられる地区において、土地利用の変化によって住宅地としての利用が顕著にみられる地区については、現在の土地利用状況と今後の動向を見極め、用途地域の見直しを検討します。

【高齢者住宅などの整備】

▽超高齢社会を迎えるなか、市営住宅だけでは高齢者の住宅需要を満たすことが難しいため、福祉施策と連携しながら、民間などによる高齢者住宅の普及や、高齢者向け地域優良賃貸住宅³⁰などへの支援を促進します。

【商業・業務地の整備】

▽高齢者や子育て世代に配慮した都市づくりを行うため、駅周辺などの公共交通の利便性の高い地域においては、病院などの公共公益施設の機能の維持、充実を促進するとともに、地域住民に対する日用品の供給を行う主要な商業施設などの機能維持を促進します。

▽三郷駅周辺の商業施設が立地する工業系用途地域は、商業機能の維持、充実につなげるため、商業系用途地域への見直しを検討します。

【工業地の整備】

▽地域経済の活性化や雇用の場の確保のため、周辺環境の保全に配慮しながら、必要な工業立地の促進に努めます。また、産業構造の変化によって生じた工業地域における未利用地などについては、既存工場に配慮しつつ、市としての活力を生み出すため、工業系を基本とした土地利用を検討します。(※)

(2) 具体的な施策例

- 歩道バリアフリー推進事業（歩道巻き込み部の車道と歩道のすりつけ勾配を緩和する。）
- まちなか居住の推進研究事業（まちなか居住の推進に当たり、各種制度の整備研究を行う。）
- 都市計画検討・策定事務（都市計画について立案するための基礎資料を策定する。）
- 地区計画審査事業（地区計画区域内での建築等の届出の審査を行う。）
- 各土地区画整理事業（組合事業全般に対して指導・助言を行い、土地区画整理事業の円滑な推進を図る。魅力ある街並み形成と住環境整備のため組合に対して資金援助を行う。）

29 開発指導要綱：開発による生活環境の悪化や乱開発を防止するため、宅地や集合住宅の開発事業者に対して地方公共団体が開発を許可する条件として定めたもの。

30 高齢者向け地域優良賃貸住宅：「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者が低廉な家賃で居住できる良好な居住環境を備えた優良な賃貸住宅。

2) 交通体系の形成方針

(1) 方針

■総合的な交通ネットワークの形成

▽自動車交通と、バス・鉄道などの公共交通との連携を強化するとともに、交通施設の利用分担の適正化を図ることで、新たな交通需要や都市構造に対応した誰もが移動しやすい総合的な交通ネットワークの形成に努めます。(※)

■主要幹線道路網の形成

【主要幹線道路の維持】

◆主に都市間交通を担う主要幹線道路として(都)瀬港線を位置づけ、現行の交通処理機能の適切な維持を進めます。

【幹線道路の整備(東西)】

◎市内を通過する交通の一部と市内の地区間交通を担う道路として、(都)旭南線、(都)名古屋瀬戸線、(都)瀬戸新居線、(都)霞ヶ丘線及び(都)霞ヶ丘南線を位置づけ、未整備区間の整備を進めます。

◆(都)霞ヶ丘南線については、名古屋市や鉄道事業者との連携を図りつつ整備に努めます。

【幹線道路の整備(南北)】

▽名鉄踏切による(都)玉野川森林公園線や(都)印場線、(都)稲葉線などの慢性的な渋滞を解消するため、鉄道高架を含めた幅広い観点から研究するとともに、(都)稲葉線の尾張旭1号踏切の立体交差化について研究します。(※)

▽(都)印場線では、踏切前後の信号現示³¹の最適化について、(都)玉野川森林公園線では、踏切信号の導入について研究します。

◆(都)瀬戸環状西部線と(都)第3環状線については、(都)玉野川森林公園線の渋滞緩和を図るための道路として、瀬戸市との連携を図りつつ、関係機関に対しその整備推進に係る要望に努めます。

【補助幹線道路の整備】

◆北原山土地区画整理事業区域の都市計画道路5路線については、土地区画整理事業の進捗に併せて整備を進めます。

31 信号現示：1つの交差点において、ある交通流に対して同時に与えられる通行権、またはその通行権が割り当てられている時間帯のこと。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

【構想路線の検討】

▽将来の交通需要への適切な対応と、各道路の交通処理上の役割を明確にすることを前提に、南北方向の交通処理能力を高めるための機能を持った道路を、構想路線として新たに配置することを検討します。(※)

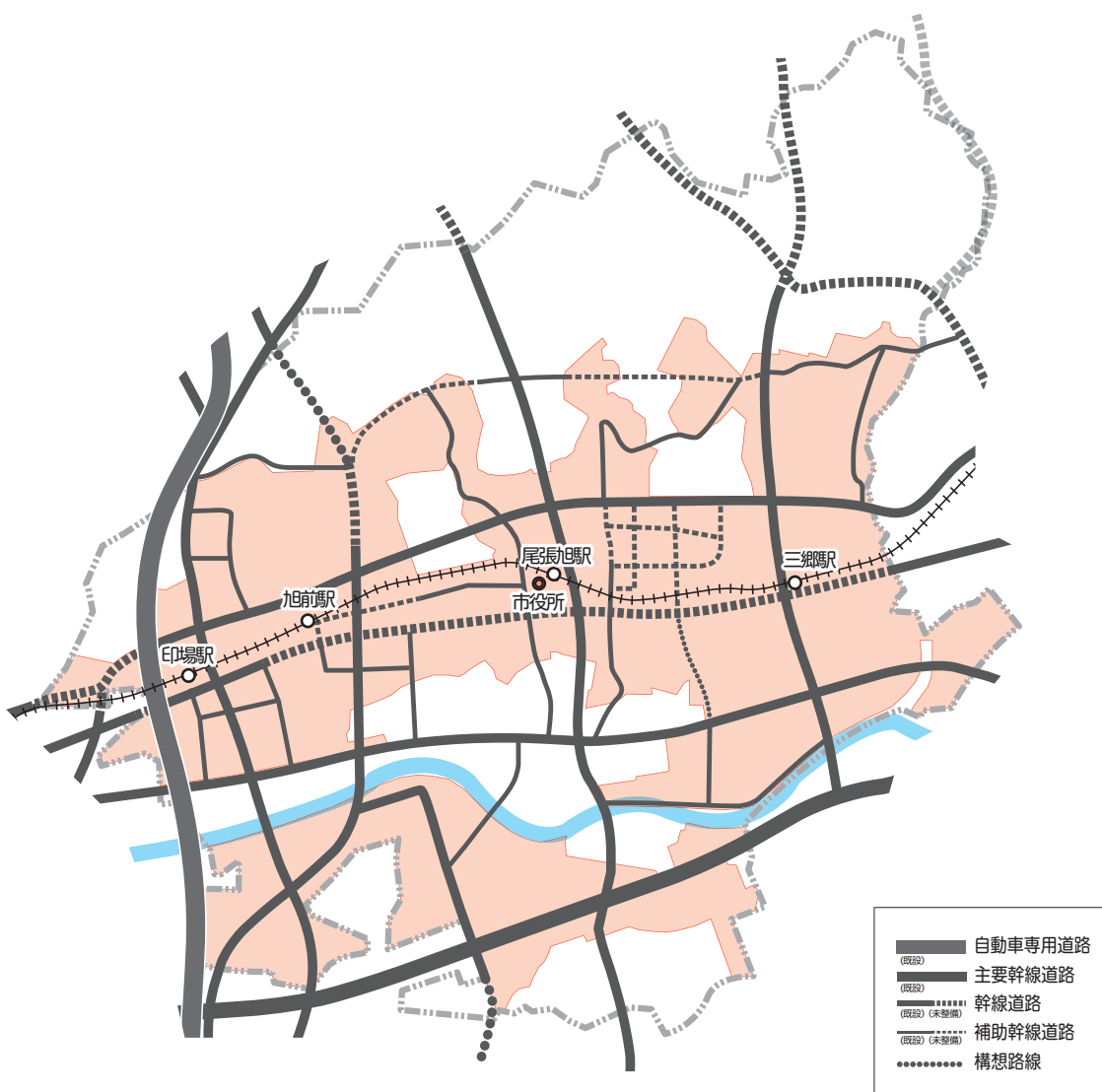


図32 将来道路網構想図

【生活道路の整備】

◆市街地や既存住宅の維持、形成に寄与する道路については、連続した道路空間が確保できるように局部的な改良や適切な維持管理に努めます。

▽主要幹線道路へアクセスし、ネットワークを形成する道路については、道路拡幅や交差点改良などの整備に努めます。

▽市民生活に密着した市街地内の狭あい道路³²については、防災や交通安全上の観点から、地域住民との合意形成を図りながら、拡幅整備に努めます。



生活道路の例

【安全で安心、快適な道路環境の創出】

◎全ての道路利用者が安全で安心して移動できるように、歩道と車道の段差解消を図るバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備に努めます。(※)

◆都市防災の観点から、市街地における延焼遮断帯として機能する道路や緊急輸送道路、避難路として位置付けのある道路の機能拡充に努めます。

◆定期的な橋梁の点検を行い、老朽度合の把握や損傷の早期発見に努めます。また、適切な維持管理を実施することにより、橋梁の長寿命化に努めます。

◆アダプトプログラム³³の拡大により、市民と行政が協働し、道路の美化に努めます。

▽道路の景観形成、防災力の向上を図るため、電線類の地中化を含めた歩道整備の手法を研究します。

【その他】

▽交通負荷や接続する路線幅員の状況などを踏まえ、豊かな自然環境や、まちが持つ賑わいを感じられる道づくりをめざし、(都)瀬戸新居線の4車線区間の車線の一部を活用して、自転車道や幅広の歩道整備、樹冠の大きい街路樹の整備を研究します。



シンボルロード

都市計画道路の見直し

▽人口減少や超高齢社会の到来などによって、将来交通需要が変化し、道路に求められる機能や必要性も変わりつつあります。このため、長期末整備の都市計画道路について必要性の検証を進めます。(※)

公共交通体系の確立

【地域公共交通体系の検討】

◎人口減少、超高齢社会の到来への対応や、渋滞解消など環境面への負荷軽減を考慮し、長期的な視野に立った地域交通の未来像と、望ましいあり方に関する総合的な対策の検討を進めます。

32 狭あい道路：幅員が4m未満の道路で建築基準法第42条第2項に規定される道路。

33 アダプトプログラム：ボランティアとなる市民や事業者が里親となり、道路等の公共施設の一定区間について美化・清掃活動等を行うに当たり、これを市が支援する制度。

【凡例】 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 ※…ワークショップでの提案 P50・51参照

- ◆誰もが移動しやすい持続可能なサービスが提供でき、まちに一体感が感じられる公共交通体系を実現するため、市民や有識者、交通事業者との協議、協働により、市営バスと、民間バス路線や鉄道との連携に努めます。

【鉄道の利用促進】

- 現在、駅前広場が設置されていない三郷駅については、交通機関相互の連携を強化するため、駅前広場やアクセス道路の整備をめざします。(※)



名鉄瀬戸線

- ◆本市中央部を東西に横断する名鉄瀬戸線は、市民にとって貴重な移動手段であるとともに、環境負荷の少ない交通手段でもあることから、更なる利便性の向上を図るため、必要に応じ、関係機関に対してダイヤ改正や増便、利便性の向上に資する施設整備などの働きかけを進めます。(※)

- ◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、印場駅や旭前駅の駅舎のバリアフリー化を鉄道事業者と協議し進めます。また、名鉄4駅周辺の交通施設のバリアフリー化など環境整備に努めます。(※)

【バス交通の利用促進】

- ◆市営バスの利用促進を図るため、運行事業者とともに、サービスの向上や啓発活動を進めます。(※)



市営バス(あさび一号)

- ◆市民は、市営バスが地域に密着した「市民の足」となるため、自らが守り育てていく取り組みを行います。(※)

- 幅広い市民の生活交通手段として市営バスが活用されるよう、運行ルートや運行本数、運行日などの見直しをめざします。(※)

- 公共交通体系における市営バスの位置づけを改めて検討するため、移動実態や潜在的なニーズ調査を進めます。(※)

- 法改正やバス路線の廃止などといった情勢の変化や、市民ニーズに基づき、利用者や交通事業者等が共通認識できる公共交通ビジョンの再検討をめざします。(※)

- ◆民間バス路線については、交通事業者を交えた協議を十分に行い、その維持と活性化に努めます。(※)

■ その他交通施設の整備

【駐車場・自転車駐車場の整備】

- ◆鉄道駅の交通結節点の機能強化を図るため、パークアンドライド³⁴などを含め、駐車場のあり方を検討します。



三郷駅自転車駐車場

34 パークアンドライド:最寄り駅やバス停までマイカーで行き、駐車場に停めて、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう移動方法。

- ◆環境負荷の少ない自転車の利用促進を図るとともに、サイクルアンドライド³⁵の推進に向け、鉄道事業者や関係機関の協力を得ながら、駅周辺における自転車駐車場の整備に努めます。(※)



図33 公共交通路線図

(2) 具体的な施策例

- 霞ヶ丘線整備事業（円滑な道路交通網の確立のため、(都)霞ヶ丘線の道路改良工事を実施する。）
- 交差点改良事業（交差点に右折帯を設置するなどによって、渋滞の緩和と、車両を安全に通行できるようにする。）
- 歩道バリアフリー推進事業（歩道巻き込み部の車道と歩道のすりつけ勾配を緩和する。）
- 橋梁長寿命化修繕事業（道路網の安全性・信頼性を確保するため、長寿命化修繕計画を策定し、必要に応じ予防的な修繕、計画的な架け替えを実施する。）
- 公共交通網整備事業（既設公共交通網の整備・拡充と、新たな交通手段の確保を図る。）
- 三郷駅前広場整備事業（現行の計画地の位置を見直し、市の表玄関にふさわしい規模、施設水準の駅前広場を築造する。）
- 自転車駐車場維持管理事業（自転車駐車場を維持管理する。）

35 サイクルアンドライド：最寄り駅やバス停まで自転車で行き、駐輪場に停めて、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう移動方法。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 ※…ワークショップでの提案 P50・51参照

3) 安全安心のまちづくりの方針

(1) 方針

■防災の推進

【防災拠点の整備】

◆「尾張旭市地域防災計画」に基づき防災施設の整備などを図り、災害に強いまちづくりに努めます。

▽災害時における迅速な対応を図るため、防災施設の核となる防災拠点の整備について検討します。(※)

【延焼遮断帯³⁶の形成】

◆市街地にある幹線道路、河川、鉄道などの空間は、火災の延焼を防止する機能を備えているため、沿道の建築物の不燃化とあわせて、都市の延焼遮断帯としての整備に努めます。



既成市街地の例

【老築住宅既成市街地の解消】

○既成市街地には、老築住宅が密集している地区も多く、地震発生時の建物倒壊や火災による大きな被害が想定されることから、地域住民の意向把握に努めながら面的整備などを検討します。

◆多様な手法も柔軟に取り入れながら、都市基盤の整備をめざします。

【避難地などの確保】

○倒壊などによる道路閉塞の危険性を低減し、緊急車両の進入ができるよう狭あい道路の拡幅や整備などに努めるとともに、災害時に避難路として利用できるように道路の防災機能の充実に努めます。

◆一時避難場所としての公園・緑地の整備や、緊急輸送道路としての幹線道路の整備に努めます。(※)

【建築物などの耐震・不燃化】

◆多くの市民が利用する公共施設については、「尾張旭市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化を促進し、災害時における市民の安全の確保に努めます。

◆市民の日常生活で重要な役割を担う道路や橋梁については、震災時における機能確保を図るため、重要構造物の計画的な耐震化を推進するなど、安全・安心な社会基盤施設の整備に努めます。

◆既成市街地における延焼や倒壊による危険性を低減するため、耐震化の啓発に努め、建築物の耐震化や不燃化を促進します。

◆上・下水道施設については、老朽化施設の計画的な改修などによって耐震化を図り、災害時における住民の安全で衛生的な生活環境の確保に努めます。



耐震補強の例

■治水対策の推進

◆矢田川や天神川、郷倉川などの河川においては、護岸の損壊などによる浸水を未然に防止するた

36 延焼遮断帯：道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設とその沿道の不燃建築物を組み合わせることにより、火災時の延焼拡大を遮断する連続した帯状の不燃空間。

め、関係機関と連携して、改修効果の大きい箇所、又は緊急度の高い箇所の改修に努めます。

- ◆保水機能を有する土地の開発に当たっては、調整池の設置など、代替機能の確保を促進します。(※)

■雨水対策の推進

- ◆雨水の流出抑制対策を多面的に行い、総合的な治水対策を推進するため、農業用ため池の調整池としての活用や、農地の保水機能の確保、道路における浸透枘の設置や透水性舗装の実施など、雨水の地下浸透施設や再利用施設の普及に努めます。(※)

- ◆都市化の進展による雨水流出量の増大に対処するため、公共下水道の整備や改良、その他一般排水路の改修や浄化槽の雨水貯留施設への転用を進め、浸水区域の解消に努めます。

▽都市型豪雨に対応するため、調整機能を持つ施設として、公園などの公共施設の活用について研究します。

■交通安全などの対策の推進

- ◆交通量の増加や、道路整備による自動車や歩行者の流れの変化に応じ、信号機やガードレールなどの交通安全施設の整備を、地域や警察署などと連携して進めます。

- ◆児童・生徒の安全な通学の確保のため、通学路を中心とした歩道の整備に努めます。(※)

- ◆交通事故多発交差点などの改良改善に努めます。

- ◆市民が安全で安心して歩行ができるように、交差点などにおける道路照明灯の設置に努めます。(※)

- ◆自治会や町内会は、防犯灯の設置や、維持管理を行います。(※)

- ◆公園や公共施設における植栽の剪定によって見通しを良くするなど、死角の排除に努めます。(※)

- ◆市民は、道路交通の妨げとなる宅地内の庭木などの剪定を行います。(※)

(2) 具体的な施策例

- 公共施設耐震診断・補強計画調査進行管理事業（公共施設の耐震診断とその結果に基づく補強計画の作成を行う。）
- 都市計画検討・策定事務（都市計画について立案するための基礎資料を策定する。）
- 排水施設維持補修事業（河川、排水路などの施設の安全性を確保するため、維持補修を行う。）
- 民間木造住宅耐震改修費補助事業（耐震診断結果の判定値を一定基準以上にするための耐震改修工事に対し補助金を交付する。）
- 浄化槽雨水貯留施設転用補助事業（下水道供用開始区域内で、公共下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う場合に要する費用の一部を補助する。）
- 浸水対策事業（大雨時に浸水の恐れのある箇所を解消するため、排水施設を整備する。）
- あんしん歩行エリア整備事業（道路管理者と公安委員会が、あんしん歩行エリア内の交通事故を抑制するために、歩道設置や交通安全施設の整備を行う。）
- 防犯灯設置・維持管理補助事業（自治会等が行う防犯灯の設置、器具取替、維持管理の費用の一部を補助する。）

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

4) 高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの方針

(1) 方針

■基本的な考え方

◆すべての人が利用しやすい空間を形成するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を踏まえ、都市空間や公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの普及に努めます。(※)

◆高齢者や障がい者などをはじめとするすべての市民にとって、身近で重要な移動手段である公共交通機関を、誰もが安全で快適に移動できるよう整備に努めます。(※)

▽高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送れるよう住宅や住環境の整備に努めます。また、障がい者が、地域社会の一員として自立した生活を送れる住宅・住環境の整備に努めます。

■誰もが活動しやすい都市空間の整備

◆高齢者や障がい者などが安心して移動できるように、歩道の設置や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を進めるほか、すべての人が利用しやすいデザインの普及を促進します。特に駅周辺や公園など拠点となる地区においては、重点的に進めるとともに、無電柱化の取り組みについても研究します。

■誰もが利用しやすい公共交通機関の充実

◆駅舎におけるエレベータやエスカレータの整備など、駅周辺の歩行環境の改善を図り、高齢者や障がい者などが利用しやすい環境整備を進めます。

■誰もが利用しやすい住宅の供給

▽市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、「まちなか居住」の誘導にあたっては、高齢者や障がい者などが自立した生活を維持できるよう、住宅性能のあり方を研究します。



新池交流館・ふらっと



三郷駅スロープ

(2) 具体的な施策例

- 歩道バリアフリー推進事業（歩道巻き込み部の車道と歩道のすりつけ勾配を緩和する。）
- 生活道路改良事業（道路の機能性などを高めるため、側溝改修など道路施設の改良を行う。）
- 市営住宅施設管理事業（室内などのバリアフリー化を行う。）
- 高齢者住宅整備資金借受者利子補給補助事業（高齢者の住みよい環境づくりを目的として、高齢者の専用居室などを新築・増築・改築又は改造するために必要な資金を県から借受けた者に対して、利子補給を行う。）



V ともにつくるまちづくりの方針

1 これまでの主な取り組みと課題

(1) 主な取り組み

- 土地区画整理事業を組合施行で実施し、地元と行政が協働してまちづくりに取り組んでいます。
- あんしん歩行エリア³⁷事業では、地元と警察、行政が協力して交通安全対策に取り組んでいます。
- 公園愛護会制度の運用により、公園の維持管理などを市民参加型で進めています。
- 生垣設置助成制度の運用により、宅地内での緑化推進に努めています。
- 良好な景観形成のため、違反広告物の除却活動を市民参加型で進めています。
- アダプトプログラムの運用により、市民と行政が協働して、道路の美化を進めています。
- 都市公園の整備改修の計画づくりを、市民参加型で進めています。

(2) 課題

- 近年、市民の住環境に対する考え方や価値観は多様化し、まちづくりや環境問題に対する関心も高まりつつあります。このため、これからのまちづくりにおいては、市民、事業者、行政などの各主体が連携しながら責任と役割を担う、協働によるまちづくりを基本に進める必要があります。
- 都市計画提案制度³⁸などの活用によって、市民と行政の協力のもとにまちづくりを実践していくため、指針となる考え方の整理やルールづくりを行う必要があります。また、市民の参加を促進するうえでは情報公開が重要となるため、都市計画の構想・計画段階から、説明会や公聴会、パブリックコメント³⁹を実施するなど、市民意向を計画に反映するための仕組みを充実する必要があります。
- いかにかきれいに整備された地区であっても、適切に管理されなければ、時間の経過とともに、相続などを契機とした敷地の細分化、街並み景観の悪化や土地利用の未利用地化などにより質の劣化を招く可能性があります。成長都市の時代から成熟都市の時代への移行に伴い、行政による規制を中心としたまちづくりから、民間、市民による管理運営を中心に据えたまちづくりへと移行する必要性が認識されています。

37 あんしん歩行エリア：歩行者や自転車利用者の死傷事故を抑止するため、警察庁と国土交通省が市街地の事故発生割合の高い地区を指定し、歩行空間の整備や交差点の改良など、安全で快適な歩行空間の確保を推進するエリア。

38 都市計画提案制度：市民や団体等が行う自主的な取り組みを都市計画行政に反映させることを目的とし、市民等が都市計画に積極的に参加し、都市計画の変更等の提案を行政に対して申し出ることができる制度。

39 パブリックコメント：政策等に対する市民の理解と信頼を深めるため、政策決定プロセスにおける情報を積極的に提供することで得られた、市民の政策に対する意見や提案。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

2 各種方針

1) 市民と行政の協働によるまちづくりの方針

(1) 方針

■市民のまちづくりへの参加

◆市民は、計画づくりの段階からワークショップ⁴⁰やパブリックコメントなどを通じて、積極的にまちづくりへの参加を行います。(※)

◎市民は、国や県などの既存の事業制度などを積極的に活用し、地域独自のまちづくり方策の積極的な検討を行います。



ワークショップの例

■まちづくりへの支援

▽地域ごとのきめ細かなまちづくりを進めていくため、地域住民による自主的なまちづくり組織の運営などの取り組みを積極的に支援します。

▽市民へのまちづくり情報の提供や、まちづくり相談窓口などの整備に努めます。

■その他の取り組み

▽適切な自然環境の保全活用を図るため、関連する学習機会の創設に努めます。

▽市民は、学習機会への積極的な参加を行います。

▽近年、身近な環境や安全・安心といった課題への関心が高まり、開発（ディベロップメント）だけでなく、維持管理・運営（マネジメント）の必要性も認識されるようになってきています。このため、市内に住む人、自営業を営む人、働く人など様々な形で関わっている方々が、主体的に地域に関わる「エリアマネジメント」⁴¹と呼ばれる取り組みについて研究します。

(2) 具体的な施策例

- 市民活動支援事業（コミュニティ活動の充実と支援のため、ボランティアやNPOなどの市民活動を支援する。）
- 道路清掃事業（道路に集まった土砂やゴミの処理及び路肩の草刈りなどの清掃作業を行う。）
- 三郷駅前広場整備事業（三郷駅前広場の整備を検討するため、三郷駅周辺まちづくりワークショップを開催し、駅前広場整備の実現に向けて意見集約を行う。）
- 北山地区まちづくり運営委託事業（北山地区のまちづくりについて、地区住民が主導となって調査、検討する。）
- 都市公園新設事業（地域住民参加により整備計画を策定し、公園整備工事を行う。）

40 ワークショップ：参加者全員が小グループで討議し、一緒に考え、作業をしながら目標に向かって意見を積み上げ、提案していく手法。

41 エリアマネジメント：一定の広がりを持った特定のエリアについて継続的な視点で都市づくりから地域管理まで一貫して行う活動のこと。

2) 事業者等と行政の協働によるまちづくりの方針

(1) 方針

■事業者等のまちづくりへの参加

▽市内で活動する事業者等⁴²は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域の実現に寄与することが求められています。また、まちづくりの主体として事業活動を行うとともに、周辺環境への配慮や環境保全、都市施設の整備に対し貢献・協力することが期待されています。このため、事業者等は、事業活動を通じまちづくりへの参加を行います。

▽事業者等は、具体的な事業を進めるうえでの資金、人材、情報、ノウハウなど、多くの面で、自身が持つ力を活用し、まちづくりへの貢献を行います。

(2) 具体的な施策例

- 都市計画検討・策定事務（都市計画について立案するための基礎資料を策定する。）
- 道路清掃事業（道路に集まった土砂やゴミの処理及び路肩の草刈りなどの清掃作業を行う。）

⁴² 事業者等：主として民間企業のほか、NPOや大学等、まちづくりに関わる団体。

第4章



地域別構想

4 地域別構想



I 前提

1 前提条件

本市には歴史や環境の異なるさまざまな地域があります。第3章の「都市づくりの方針」では、本市の全体構想としての各種方針を明らかにしましたが、具体的なまちづくりを進めていくためには、地域ごとの問題点やまちづくりの課題にできるだけ細かく対応していくことが必要となります。

このため、本章では、地域特性に応じた個性あるまちづくりを進めていくため、市内を5つの地域に区分し、第3章の「都市づくりの方針」との整合性を図りながら、各地域の課題や魅力等からまちづくりの目標を設定し、それを実現するための方針を具体的に示します。

- 本章では、地域の概況を説明した後、これまでの主な取り組みの検証結果と、市民意識調査やまちづくりワークショップなどで得られた意見を踏まえ地域の目標を掲げ、今後の各種方針を、第2章で掲げた「都市づくりの理念」に基づき設定しています。
- 「今後重点的に取り組む事項」や「既都市計画マスタープランからの継続事業」、「計画期間中での取り組みを目標とする事項」といった表示方法や、文章表現（語尾の記述）の整理方法、まちづくりワークショップで得られた意見の表示方法は、第3章で掲げた前提条件と同じです。（P50・51参照）

2 地域区分

地域区分は、小学校区を基本としつつ、現況市街地の状況、駅勢圏⁴³などに配慮し、尾張旭駅及び旭前駅の駅勢圏である中部地域、三郷駅の駅勢圏である東部地域、矢田川以南のまとまりである南部地域、印場駅及び旭前駅の駅勢圏である西部地域、森林公園を中心とした北部地域の5地域を設定します。

43 駅勢圏：駅の勢力圏で駅利用者の居住地、就業地、就学地の範囲。

【参考】

※地域区分の設定

(愛知県作成 市町村都市計画マスタープラン作成マニュアルから抜粋)

地域の区分については、以下の考え方を参考とする。

- ・上位計画や関連計画で設定されている地域
- ・データ集計の上では、都市計画基礎調査の調査区が望ましい
- ・1地域あたりは人口18,000人～40,000人程度が目安となる
- ・生活圏(町内会、小・中学校区、駅勢圏等)、市街地条件、分断要素(道路、河川、鉄道等)
- ・市街地と市街地外の区分

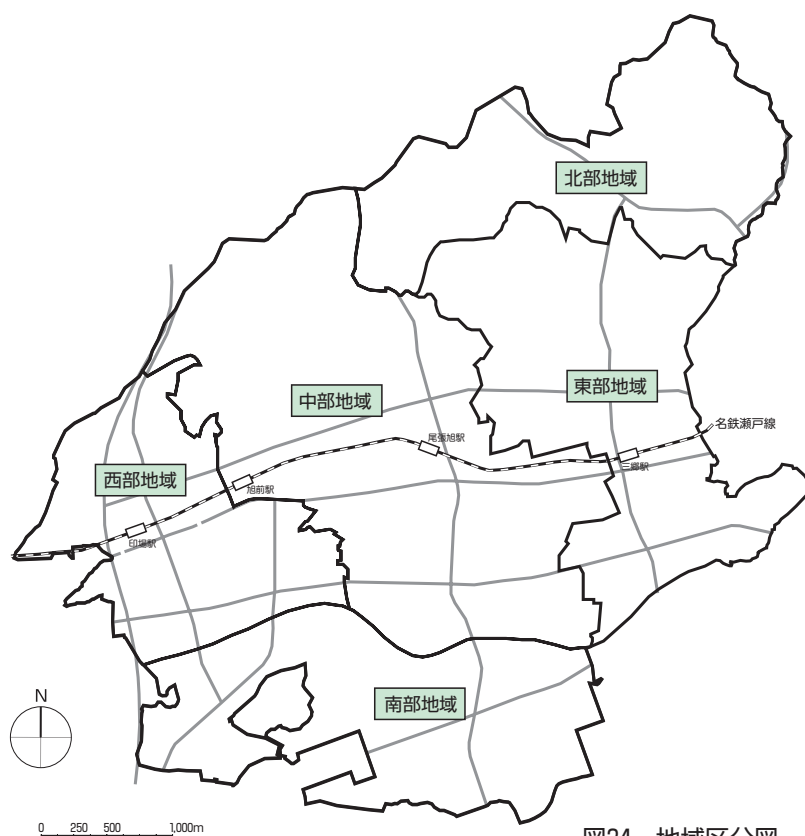


図34 地域区分図

3 地域別の将来人口

- 目標年次(平成37年)における各地域の将来人口を、以下のように設定します。

地域	将来人口	平成17年からの増加人口
中部	24,491	△632
東部	23,073	1,908
南部	20,830	1,913
西部	15,606	2,417
合計	84,000	5,606

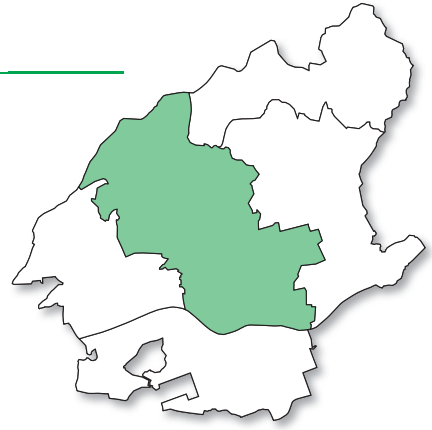


II 中部地域

1 地域の概況

(1) 位置

- 本市の中央部に位置し、森林公園と隣接する北部の丘陵地から矢田川北側の平坦地までの南北に長い地域となっています。
- また、面積は655haで市域の31.2%を占め、5つの地域の間で最も広がっています。

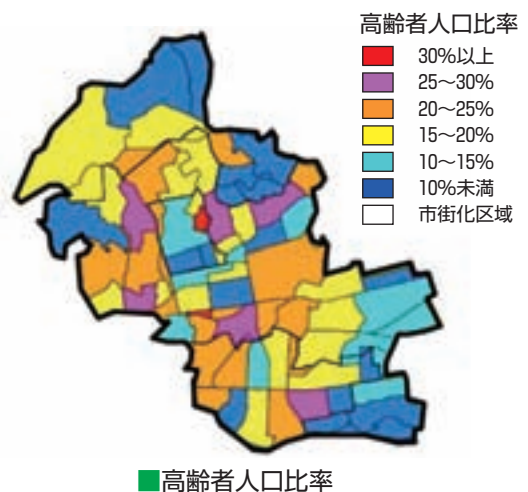
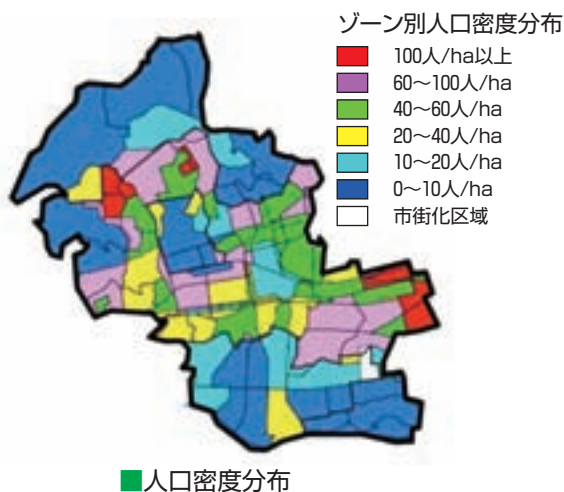


(2) 人口特性

※ ()内は市平均

地域人口		地域世帯数		世帯人員		高齢化率(H17)
平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	
25,021人	25,123人	8,855世帯	9,206世帯	2.8人	2.7人	18.2% (16.4%)

- 平成17年国勢調査における人口は平成12年と比べ増加していますが、その割合は0.4%で市内で最も低く、市平均の4.4%を下回っています。また、世帯数についても増加していますが、その割合は4.0%で市平均の8.4%を下回っています。
- 高齢化率⁴⁴は市平均を若干上回っています。
- (都)名古屋瀬戸線沿線などでは、人口密度が60人/ha以上の地域が広がっています。また、平子町中通や南原山町赤土などにおいては、人口密度が100人/ha以上の地域が見受けられます。
- 昭和40年代に開発された地域を中心に、比較的高齢者人口比率の高い地域が広がっています。



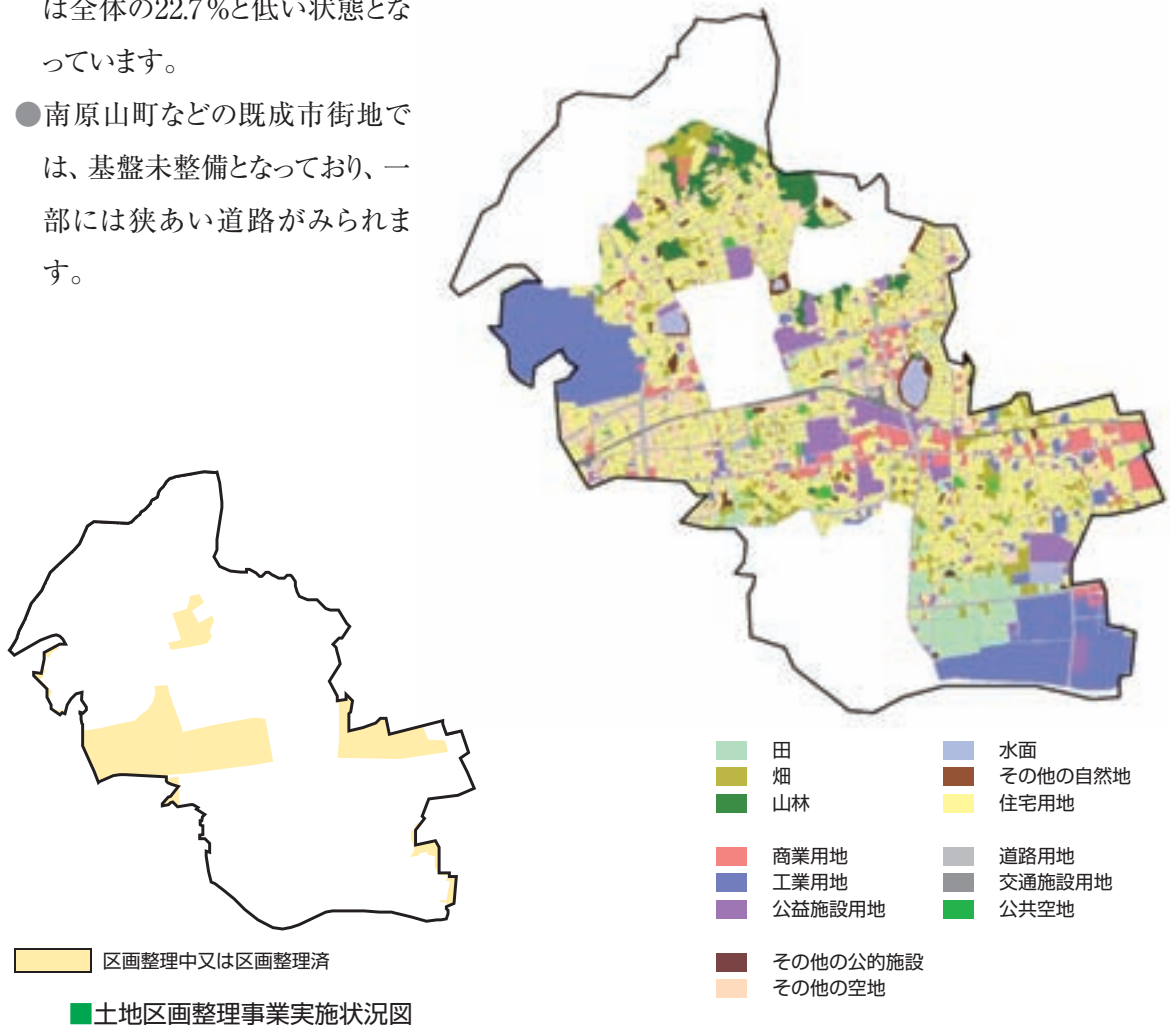
資料：H19都市計画基礎調査

資料：H19都市計画基礎調査

44 高齢化率：総人口に占める高齢者人口の比率。国際的には、65歳以上を高齢者人口と定義しており、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」という。

(3) 土地利用

- 平子町や城前町、西の野町、稲葉町の一部などで緑地や農地の自然的土地利用がされています。
- 尾張旭駅や旭前駅周辺の平坦地を中心に、住宅や商業の都市的土地利用がされています。
- 北部の丘陵部や矢田川沿いの南部の農地の多くが市街化調整区域となっていることから、市街化区域面積は364haと少なく、地域の55.6%にとどまっています。
- 地域内の市街化区域に対して向地区や旭前城前地区など土地区画整理事業による市街地開発は全体の22.7%と低い状態となっています。
- 南原山町などの既成市街地では、基盤未整備となっており、一部には狭あい道路がみられます。



資料：市 都市計画課

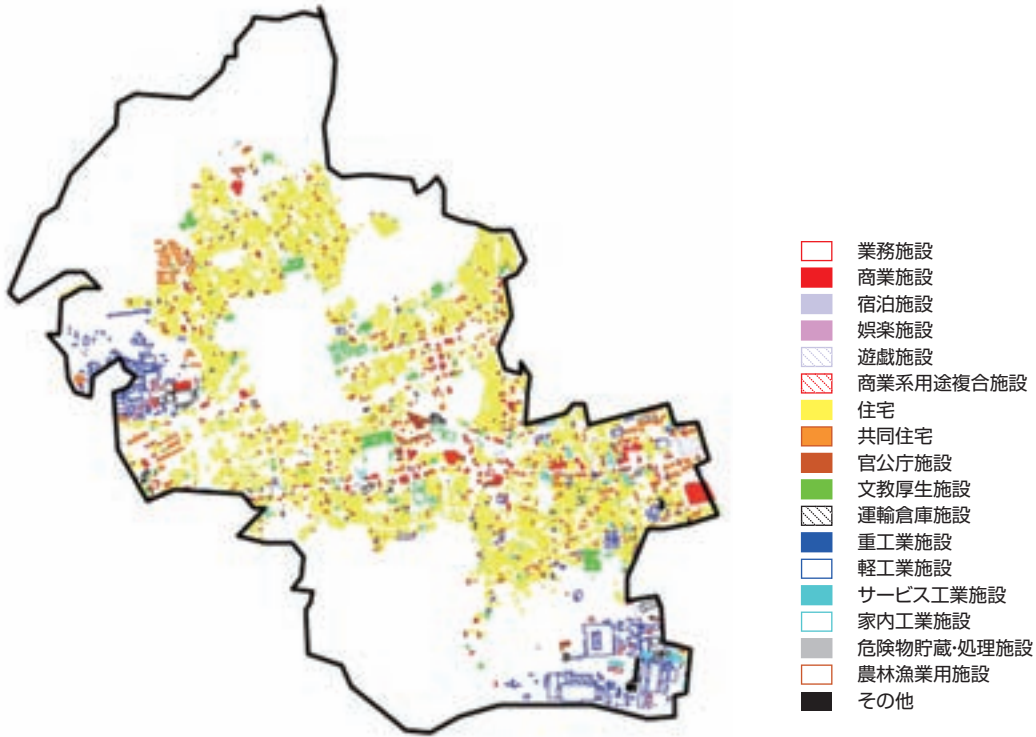
■土地利用現況図

資料：H19都市計画基礎調査

■土地利用の状況

土地利用		面積 (ha)	比率 (%)	土地利用	面積 (ha)	比率 (%)
農地	田	19.48	4.57	工業用地	64.12	15.04
	畑	22.85	5.36	公的・公益施設用地	24.93	5.85
山林	14.52	3.41	道路用地	60.57	14.21	
水面	8.98	2.11	交通施設用地	4.21	0.99	
その他自然地	5.51	1.29	公共用地	3.13	0.73	
住宅用地	145.1	34.04	その他の空地	32.09	7.53	
商業用地	20.78	4.87	総面積	426.27		

※市街化調整区域の一部を含む

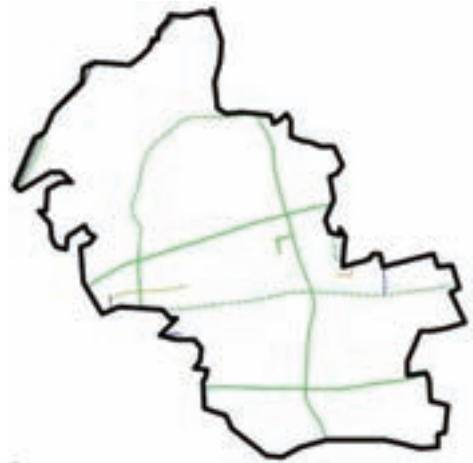


■建物用途別現況図

資料：H18都市計画基礎調査

(4) 交通・道路

- 地域のほぼ中央に名鉄瀬戸線尾張旭駅があり、瀬戸市や名古屋市を結ぶ重要な交通拠点となっています。また、地域の西には名鉄瀬戸線旭前駅があります。
- 幹線となる都市計画道路としては、(都) 稲葉線、(都) 平子線、(都) 瀬戸新居線、(都) 名古屋瀬戸線、(都) 旭南線の5路線があり、(都) 瀬戸新居線及び(都) 旭南線は整備済みとなっており、(都) 平子線が一部未整備、(都) 稲葉線及び(都) 名古屋瀬戸線が一部供用開始と整備が進んでいます。



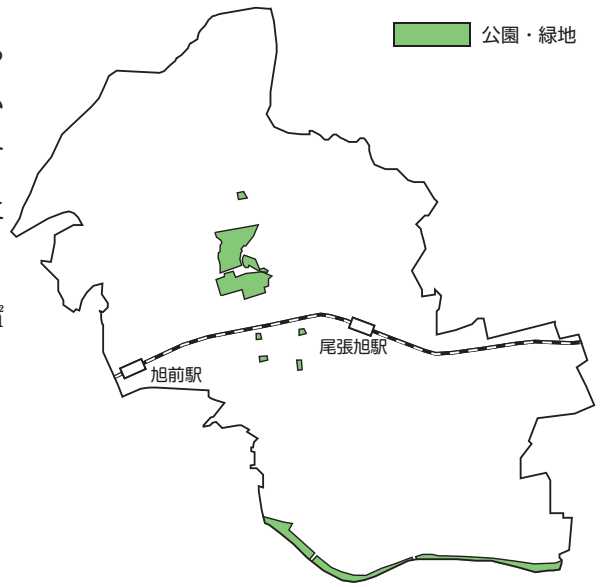
- 一般街路(幅員16m以上22m未満)完成
- - - 一般街路(幅員16m以上22m未満)概成済
- 一般街路(幅員16m以上22m未満)未整備
- 一般街路(幅員16m未満)完成
- - - 一般街路(幅員16m未満)未整備
- 区画道路未整備

■都市計画道路整備状況図

資料：市 都市計画課

(5) 公園・緑地

- 公園としては、総合公園⁴⁵である城山公園があるものの、土地区画整理事業の施行箇所が少ないことから、他地域と比べ街区公園が少なくなっています。また、矢田川河川緑地が地域の南部にあります。
- 一人当たり公園面積は5.54㎡で、市平均の8.53㎡を下回っています。(平成20年度現在)

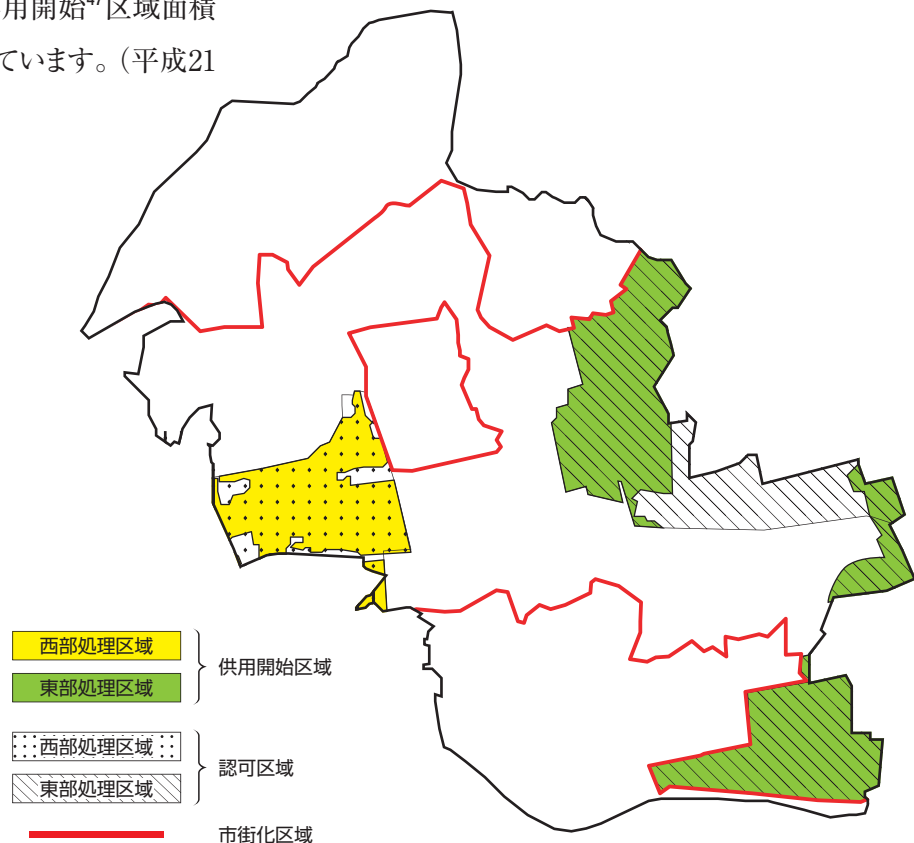


■公園緑地整備状況図

資料：市 都市計画課

(6) 下水道

- 認可区域⁴⁶面積は、総面積の約22%であり、そのうち供用開始⁴⁷区域面積は、約79%となっています。(平成21年度現在)



■下水道認可・供用開始区域図

資料：市 下水道課

45 総合公園：住民の休息、鑑賞、遊戯、運動などの総合的な利用を目的とした都市公園。

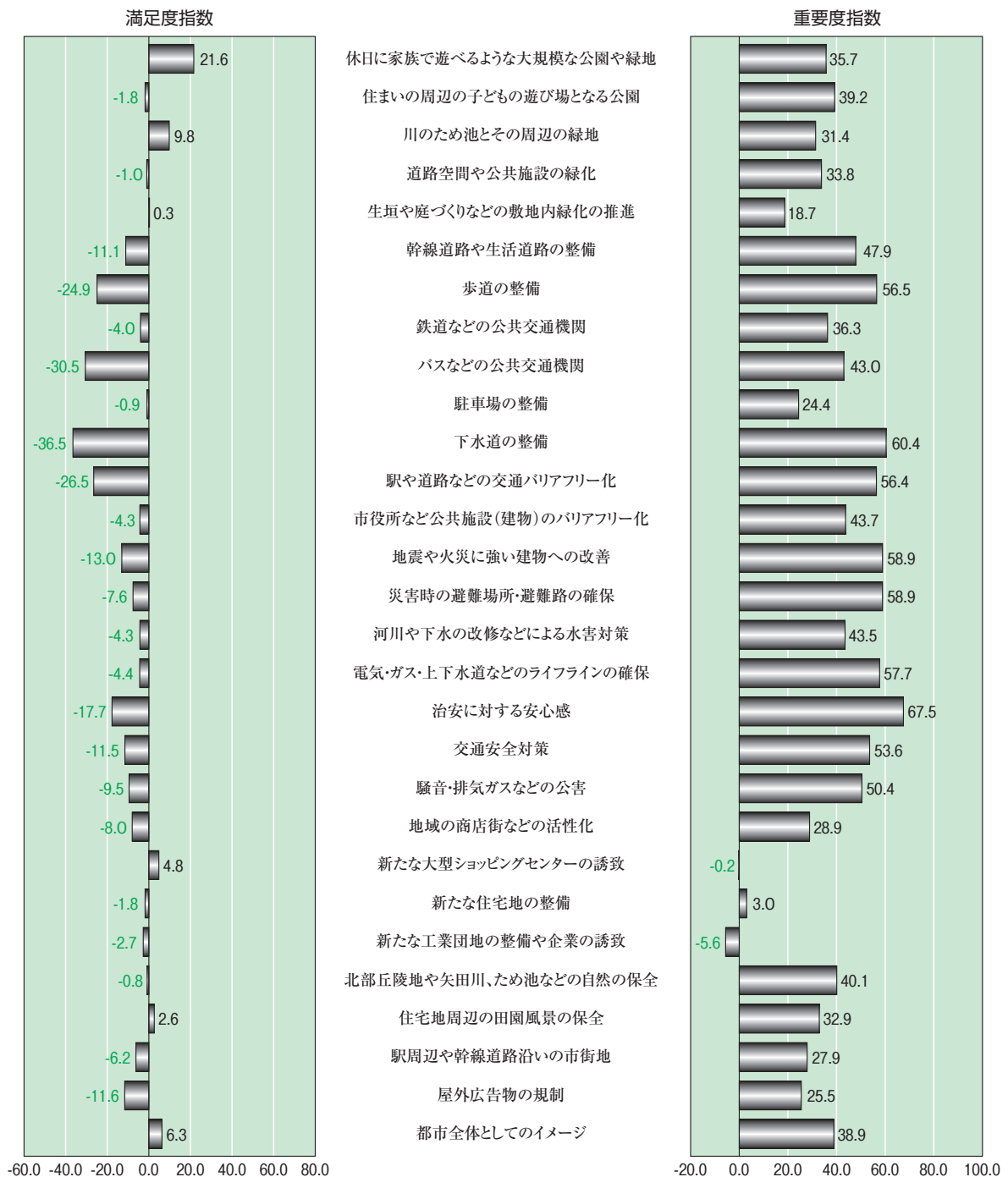
46 認可区域：国の許可を得て、下水道を整備することができる地域。

47 供用開始：下水道が整備され、下水を下水処理場により処理することが可能となること。

2 市民の声

(1) 市民意識調査結果(平成19年12月実施)

- 個別施策について、満足度と重要度を点数化した結果は、次のとおりとなりました。
- 満足度指数が低く重要度指数が高い施策として、「下水道の整備」「バスなどの公共交通機関」「駅や道路などの交通バリアフリー化」「歩道の整備」「治安に対する安心感」などが挙げられています。

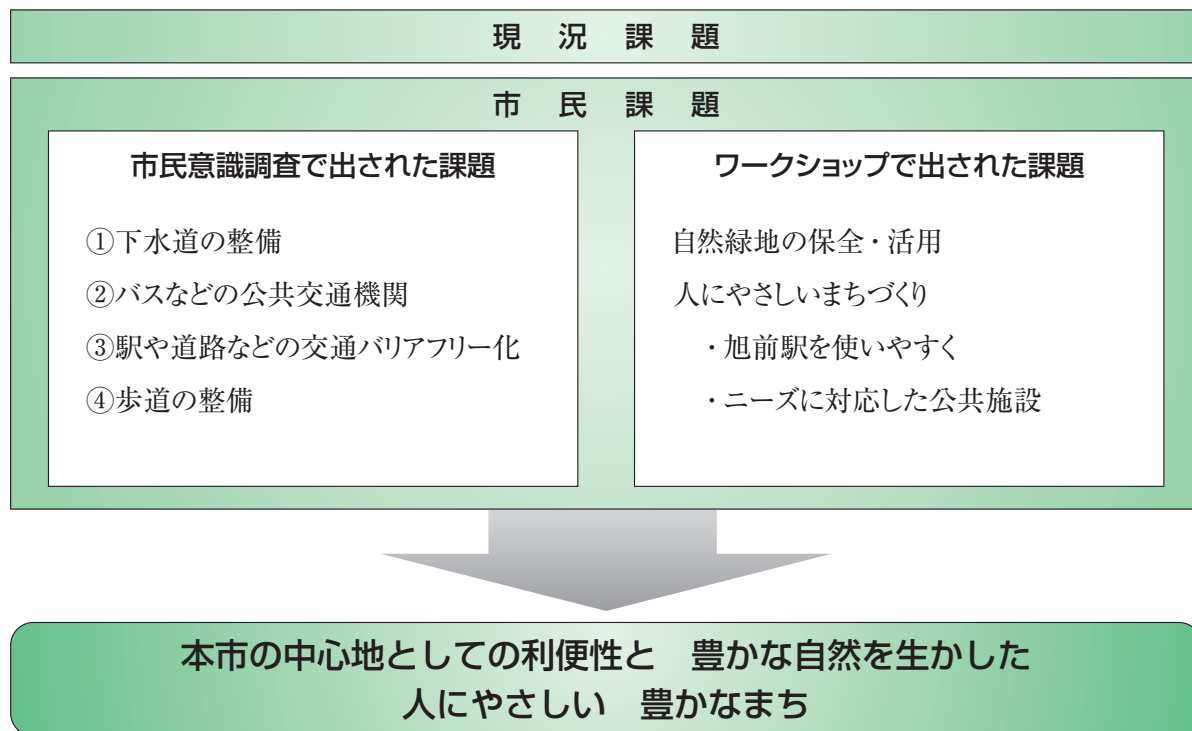


(2) ワークショップでの意見

	中部地域
まちの特色	北部の自然・ため池、自然豊かな 駅・公共施設が集まっている 生活しやすい
まちの課題	自然緑地の保全・活用 人にやさしいまちづくり (旭前駅を使いやすく。公共施設が実情に合っていない)
まちの将来像	自然を生かしたまちづくり 尾張旭へ帰ろう 人にやさしいまちづくり ・北部の自然・緑地 ・駅を使いやすく ・景観(城山公園・田)
プロジェクト提案	<p>◎公共施設見直しプロジェクト</p> <p>内容 利便性の向上、活用の多様化、施設の充実化</p> <p>市民の役割 市民の参加(利用)</p> <p>◎自然を生かしたまちづくりプロジェクト</p> <p>内容 地域の清掃活動等積極的に参加して皆で景観自然を守っていく</p> <p>市民の役割 地域の清掃活動等への積極的な参加</p> <p>◎尾張旭へ帰ろうプロジェクト</p> <p>内容 まちを知ってもらい、好きになってもらう</p> <p>市民の役割 市民参加</p> <p>◎人にやさしいまちづくりプロジェクト</p> <p>内容 子どもが安全に安心して暮らせるまちづくり</p> <p>市民の役割 通学路での交通安全活動に参加する</p>

3 地域の目標・方針

(1) 地域の目標



(2) 地域の重要方針

● 城山公園などの充実した公園・緑地の保全

城山公園などの公園・緑地は、市街地における貴重な緑であるため、本市の重要なうおい拠点として保全に努めます。

● 維摩池などの水辺空間の活用

維摩池などのため池や矢田川などの河川は、市街地にうおいを与える貴重な水辺空間であるため、その活用を促進します。

● 尾張旭駅・旭前駅の拠点性強化

尾張旭駅周辺は交通ターミナル及び商業の拠点であり、本市の顔となる場所であることから、重要な活力拠点として商業・業務の拠点性の強化をめざします。

また、旭前駅周辺については、地域拠点としての強化を促進します。

● (都) 名古屋瀬戸線と(都) 稲葉線の交差点における交通渋滞の解消

尾張旭駅周辺の交通渋滞は、朝夕に慢性的に発生し、地域住民の生活に大きな影響を与えていることから、さまざまな解決手法を検討します。

● 安全で快適な住まいづくり

地域内には道路や公園などの基盤施設が不足する地区や老築住宅が密集する地区も多くみられることから、地区計画の活用など市民との協働で安全で快適な住まいづくりをめざします。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

4 土地利用の方針

(1) 課題

尾張旭駅・旭前駅周辺の拠点性強化のため、商業機能を充実することが求められています。また、西の野町などの市街化調整区域内の農地におけるスプロール化の抑制が求められています。

(2) 方針

■自然的土地利用

- ◆北部丘陵地については、引き続きその保全を行うとともに、市民の生活にうるおいを与える緑地空間としての活用を進めます。(※)
- ◆西の野町や城前町周辺などの優良農地は、都市にうるおいを与える機能とともに、温暖化を抑制する機能や、水害を防ぐ保水機能など多面的な機能を有していることから、開発抑制を行うなど引き続き農地の保全に努めます。

■都市的土地利用

- ◆活力拠点である尾張旭駅周辺の商業地については、商業施設を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとします。また、地域拠点である旭前駅周辺については、駅前広場の整備によって、商業集積を高めるなど、更なる活性化に努めます。
- ◆下井町の工業地区においては、工業地としての土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続し、業務環境の維持に努めます。

5 緑と水に彩られたまちづくりの方針

(1) 課題

北部丘陵地や西の野町などの農地、そして矢田川河川緑地や維摩池を、市街地に憩いややすらぎを与える貴重な自然地として保全・活用していくことが求められています。

(2) 方針

■自然環境の保全・活用の方針

- ◆うるおい軸である矢田川や天神川の河川環境を保全するため、公共下水道や合併処理浄化槽の設置など生活排水処理施設の整備を進め、流域が一体となった公共用水域の水質保全に努めます。
- ◆農産物の生産、供給のみならず、多様な公益的機能を有する西の野町や城前町周辺などの優良農地については、農業の振興や適切な農地管理などを通じて、その積極的な保全を促進します。(※)

■景観形成の方針

- ◆市役所などの公共施設については、周辺環境との調和や敷地内の緑化を重視し、景観の向上に貢献するよう努めます。
- 尾張旭駅前については、本市の玄関口にふさわしい、にぎわいとおいのある景観形成に努めます。また、旭前駅についても地域拠点としてふさわしい景観形成に努めます。
- 尾張旭駅から維摩池までのシンボルロードでは、現在の良好な景観を維持し、歩道のアメニティ向上を図るなど、ウォーキングに最適な、歩いて楽しめる景観形成に努めます。
- ◆北部丘陵地の保全を図り、豊かな緑地景観の形成に努めます。また、矢田川や維摩池などの水辺は、日常生活にうおいとやすらぎを与える貴重な空間であるため、自然環境を保全しつつ、水に親しむことのできる空間の創出に努めます。(※)
- ▽多度神社などの歴史的資源の保存や活用を図るとともに、歴史を感じられる景観の保全に努めます。

■公園・緑地の整備方針

- ◆城山公園については、憩いやレクリエーション、スポーツの場などといった総合的な利用を図るため、公園の特徴を活かしつつ、その保全と活用を進めます。(※)
- ◆道路沿いにはポケットパークを設置し、道路用地の残地や都市公園内などにはスポットガーデンを設置するなど、環境美化や緑の創出に努めます。
- ▽旭前城前特定土地区画整理事業地内においては、土地区画整理事業との調整を図りながら、街区公園の整備を進めます。

■下水道の整備方針

- 下水道の整備については、「尾張旭市公共下水道事業計画」に基づき、基盤整備の完了している地域から順次整備を進め、水質の保全や周辺環境の整備改善に、より一層努めます。

6 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針

(1) 課題

尾張旭駅・旭前駅周辺の拠点性を強化するため、交通結節点⁴⁸としての機能を充実するとともに、駅周辺の商業や住宅を充実し、歩いて暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

(2) 方針

■市街地整備の方針

- 活力拠点である尾張旭駅周辺においては、高齢者や子育て世代に配慮したまちづくりを進めるた

48 交通結節点：複数あるいは様々な交通手段の接続が行われる場所。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

め、駅周辺のバリアフリー化に努めるとともに、にぎわいあふれる商業系施設の更なる集積を誘導します。

▽尾張旭駅・旭前駅周辺においては、人口減少や超高齢社会の到来に備え、歩いて暮らせるまちづくりに努めます。また、駅周辺にふさわしい都市機能の更なる集積に努め、にぎわいと活力のあるまちづくりを促進します。

◎既存市街地内には、道路や公園などの基盤施設が不足する地区や老築住宅が密集する地区も多くみられることから、地域住民の意向把握に努めながら、居住環境の改善を促進します。

◆現在施行中の旭前城前特定土地地区画整理事業については、事業の円滑な進捗により、着実な市街地促進と人口の定着に努めます。

◆北山町などについては、地域住民との話し合いなどによって、多様な手法による市街地整備に努めます。

◎地域経済の活性化や雇用の場の確保のため、周辺環境の保全に配慮しながら必要な工業立地の促進に努めます。また、産業構造の変化によって生じた工業地域における未利用地などについては、既存工場に配慮しつつ、市としての活力を生み出すため、工業系を基本とした土地利用を検討します。(※)

交通体系の形成方針

▽名鉄瀬戸線の踏切による(都)稲葉線などの慢性的な渋滞を解消するため、幅広い観点から研究します。

▽主要幹線道路へアクセスし、ネットワークを形成する道路については、道路拡幅や交差点改良などの整備に努めます。

◎生活軸である(都)稲葉線などの幹線道路については、歩道と車道の段差解消を図るバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備に努めます。

◎旭前駅については、交通機関相互の連携を強化するため、駅前広場の整備をめざします。(※)

◆旭前駅の駅舎のバリアフリー化を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、鉄道事業者と協議し進めます。(※)

◆鉄道事業者や関係機関の協力を得ながら、尾張旭駅・旭前駅周辺における自転車駐車場の整備に努めます。(※)

安全安心のまちづくりの方針

◆緊急輸送道路である(都)名古屋瀬戸線などの幹線道路の整備について道路管理者と協議を行うとともに、沿道建物の耐震化を促進します。

◆公共施設の耐震化についても順次実施するように努めます。

◆大雨時に浸水の恐れがある地区住民が、安心して生活できるようにするため、排水施設の整備に努めます。

◎尾張旭駅・旭前駅周辺での自転車盗・オートバイ盗などの対策として、防犯灯の設置を進めるとともに、防犯カメラの設置についても検討します。

■高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの方針

- ◆尾張旭駅・旭前駅周辺については、高齢者や障がい者などが、安心して移動できるように、歩道の設置や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を進めるほか、すべての人が利用しやすいデザインの普及を促進します。(※)
- ◆旭前駅における歩行環境の改善を図り、高齢者や障がい者などが利用しやすい整備を進めます。(※)

7 ともにつくるまちづくりの方針

(1) 課題

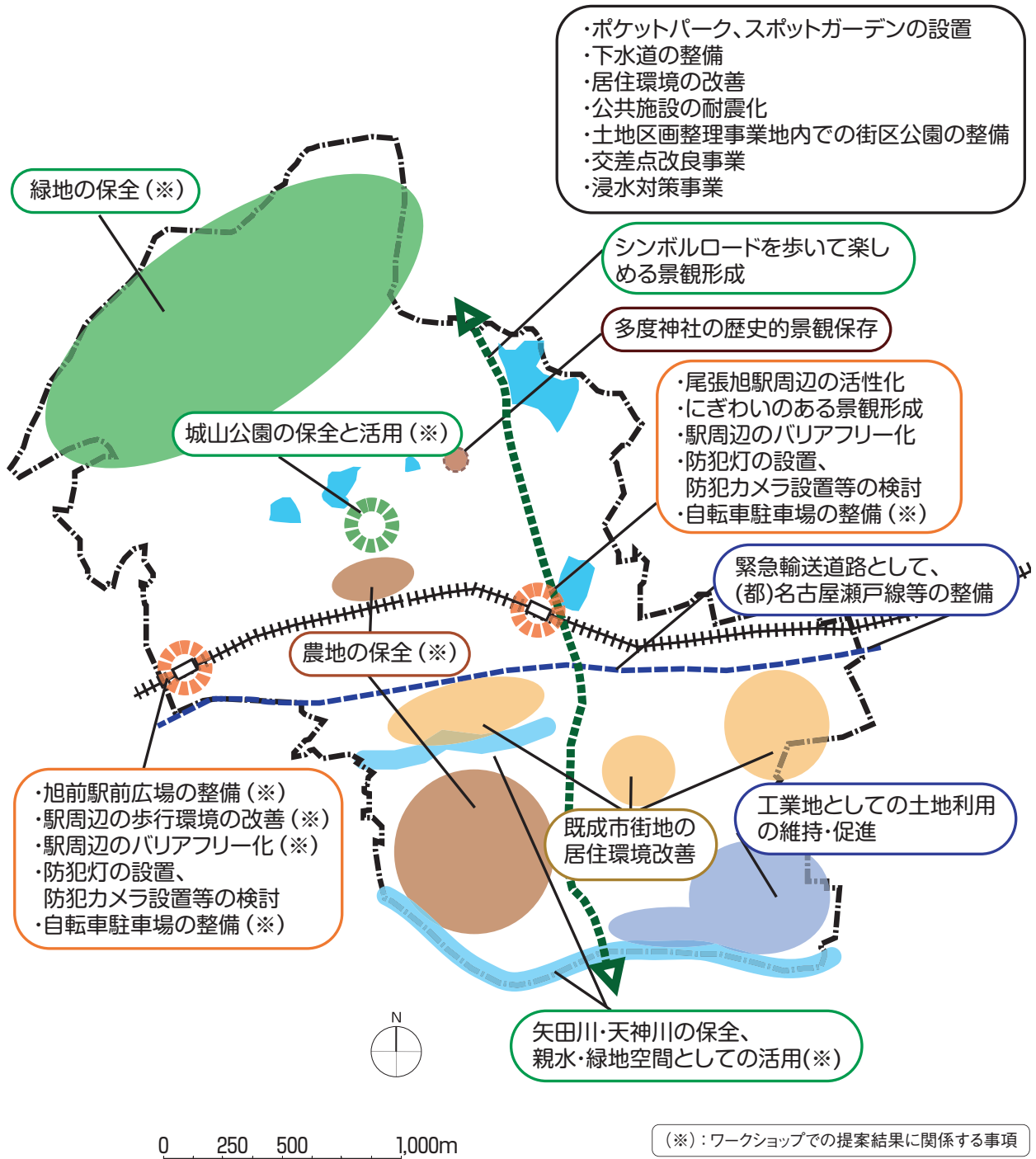
これからのまちづくりにおいては、市民、事業者、行政などの各主体が連携しながら責任と役割を担う「協働によるまちづくり」を基本に進める必要があります。また、「行政による規制を中心としたまちづくり」から、「民間、市民による管理運営を中心に捉えたまちづくり」へと移行する必要性が認識されています。

(2) 方針

■市民のまちづくりへの参加

- ◆市民は、ワークショップやパブリックコメントなどを通じて、積極的にまちづくりへの参加を行います。(※)
 - ◆市民が主体となってさまざまな整備手法を研究し、北山地区のまちづくりを行います。
 - ◆地権者などで組織する土地区画整理組合によって、土地区画整理事業を行います。
- ▽市民は、土地区画整理区域内の都市公園の整備計画作りのため、積極的な参加を行います。
- ◆市民は、アダプトプログラムや公園愛護会制度に参加し、道路などの美化や公園管理を行います。(※)
 - ◆市民は、通学路の交通安全確保のため、登下校指導等への参加を行います。(※)

8 中部地域の取り組み方針



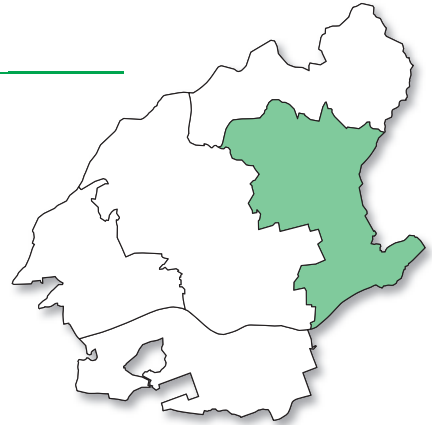


Ⅲ 東部地域

1 地域の概況

(1) 位置

- 本市の東部に位置し、森林公園と隣接する北部の丘陵地から矢田川北側の平坦地までの南北に長い地域となっています。
また、面積が443haと市域の21.1%を占めています。

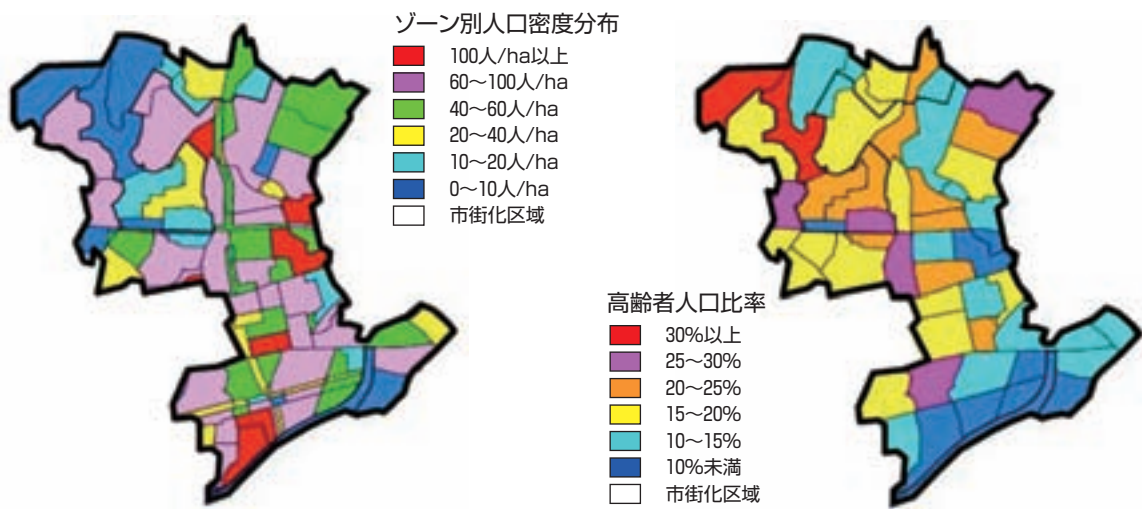


(2) 人口特性

※()内は市平均

地域人口		地域世帯数		世帯人員		高齢化率(H17)
平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	
20,062人	21,165人	7,119世帯	7,760世帯	2.8人	2.7人	16.6% (16.4%)

- 平成17年国勢調査における人口は平成12年と比べ5.5%増加しており、市平均の4.4%を上回っています。また、世帯数の増加割合は9.0%で、こちらも市平均の8.4%を上回っています。
- 高齢化率は市平均と同様の状況となっています。
- 全域において、人口密度が60人/ha以上の地域が広がり、マンションが多数立地する東栄町や井田町では100人/ha以上の地域も見受けられます。
- 名鉄瀬戸線の北部では、比較的高齢者人口比率が高くなっています。一方で、矢田川沿いの地域では、高齢者人口比率が10%未満の地域が広がっています。



■人口密度分布図

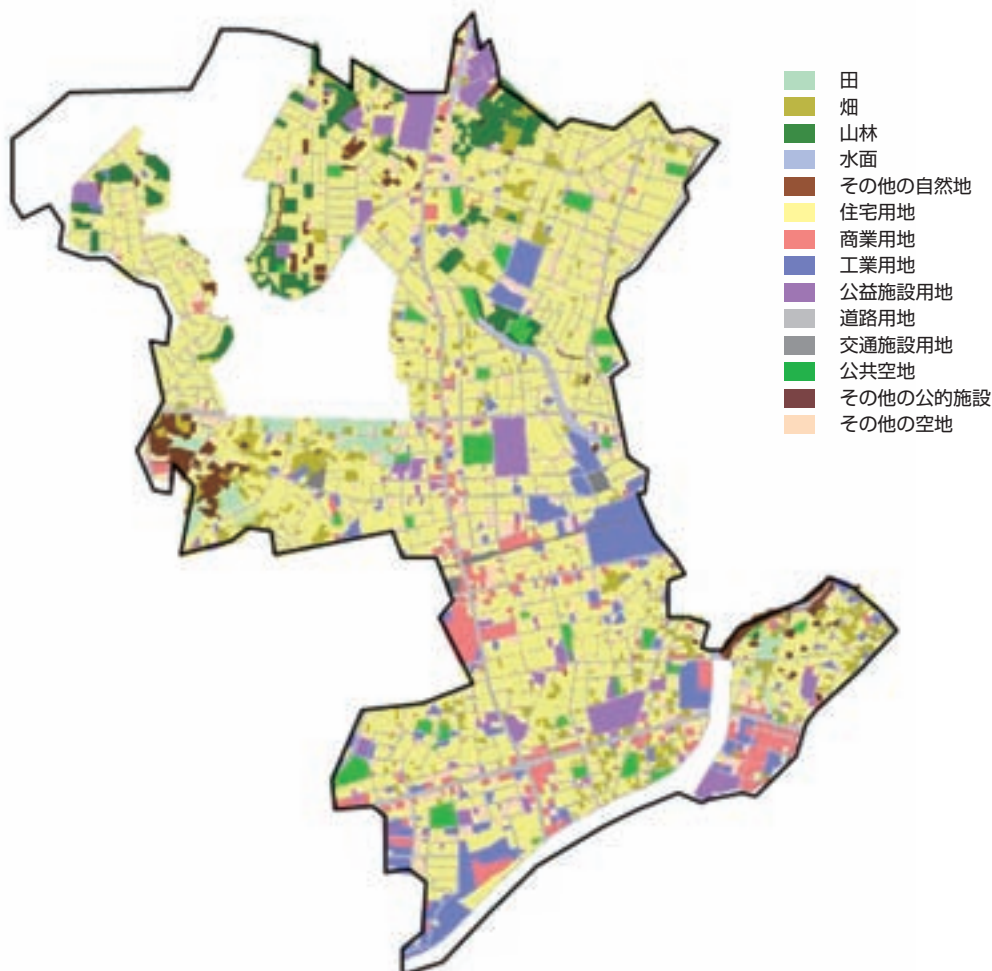
■高齢者人口比率図

資料：H19都市計画基礎調査

資料：H19都市計画基礎調査

(3) 土地利用

- 森林公園と隣接する旭ヶ丘町の一部や(都)瀬戸新居線の北側の大久手町の一部で緑地や農地の自然的土地利用がみられるものの、ほとんどが住宅や商業の都市的土地利用となっています。
- 大久手町周辺の農地や森林公園と隣接する一部を除く地域のほとんどが市街化区域となっており、市街化区域面積は334haと、地域の75.4%を占めています。
- 旭台地区や新居東部地区など、土地区画整理事業による整備割合が市街化区域の62.4%と高くなっています。また、その他の地区においても住宅団地として開発された地区が北部に多くみられるなど、基盤整備は充実していますが、三郷町や狩宿町などについては基盤整備が進んでいません。
- 昭和38年に市内で最初に土地区画整理事業が行われた旭台地区や新居東部地区では、道路や公園などの老朽化がみられます。
- 古くから窯業が盛んであった三郷町など、瀬戸市と隣接する地区では、住工混在地がみられます。



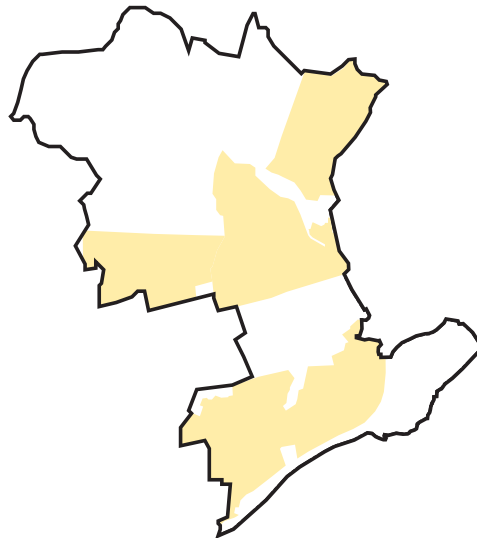
■土地利用現況図

資料：H19都市計画基礎調査

■土地利用の状況

土地利用		面積 (ha)	比率 (%)	土地利用	面積 (ha)	比率 (%)
農地	田	5.35	1.49	工業用地	21.89	6.11
	畑	18.24	5.09	公的・公益施設用地	17.09	4.77
山林		13.23	3.69	道路用地	61.08	17.05
水面		2.82	0.79	交通施設用地	1.87	0.52
その他自然地		8.19	2.29	公共用地	8.59	2.40
住宅用地		159.95	44.65	その他の空地	24.72	6.90
商業用地		15.19	4.24	総面積	358.21	

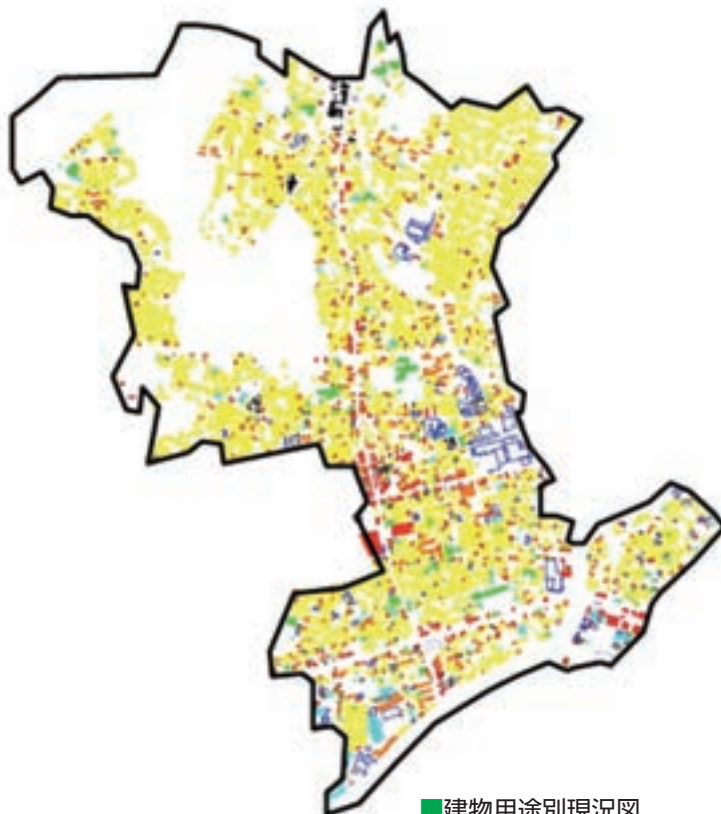
※市街化調整区域の一部を含む



■土地区画整理事業実施状況図

区画整理中又は区画整理済

資料：市 都市計画課



■建物用途別現況図

- 業務施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 娯楽施設
- 遊戯施設
- 商業系用途複合施設
- 住宅
- 共同住宅
- 官公庁施設
- 文教厚生施設
- 運輸倉庫施設
- 重工業施設
- 軽工業施設
- サービス工業施設
- 家内工業施設
- 危険物貯蔵・処理施設
- 農林漁業用施設
- その他

資料：H18都市計画基礎調査

(4) 交通・道路

- 地域のほぼ中央に名鉄瀬戸線三郷駅があり、瀬戸市や名古屋市とを結ぶ重要な交通拠点となっています。
- 三郷駅周辺では幹線道路が交差し、踏み切りと幹線道路の距離も近いことから、朝夕に慢性的な交通渋滞が発生しています。
- 幹線となる都市計画道路としては、(都)玉野川森林公園線、(都)平子線、(都)名古屋瀬戸線、(都)瀬戸新居線、(都)旭南線の5路線があり、(都)玉野川森林公園線、(都)瀬戸新居線及び(都)旭南線は整備済みとなっており、(都)平子線が未整備(一部整備済み)、(都)名古屋瀬戸線が一部供用開始と整備が進んでいます。



- 一般街路(幅員16m以上22m未満)完成
- - - 一般街路(幅員16m以上22m未満)概成済
- ⋯ 一般街路(幅員16m以上22m未満)未整備
- ⋯ 区画道路未整備

■都市計画道路整備状況図

資料：市 都市計画課

(5) 公園・緑地

- 公園としては、総合公園や近隣公園はないものの、土地区画整理事業などによって整備された街区公園が多くあります。
- 一人当たり公園面積は4.83㎡で、市平均の8.53㎡を下回っています。(平成20年度現在)

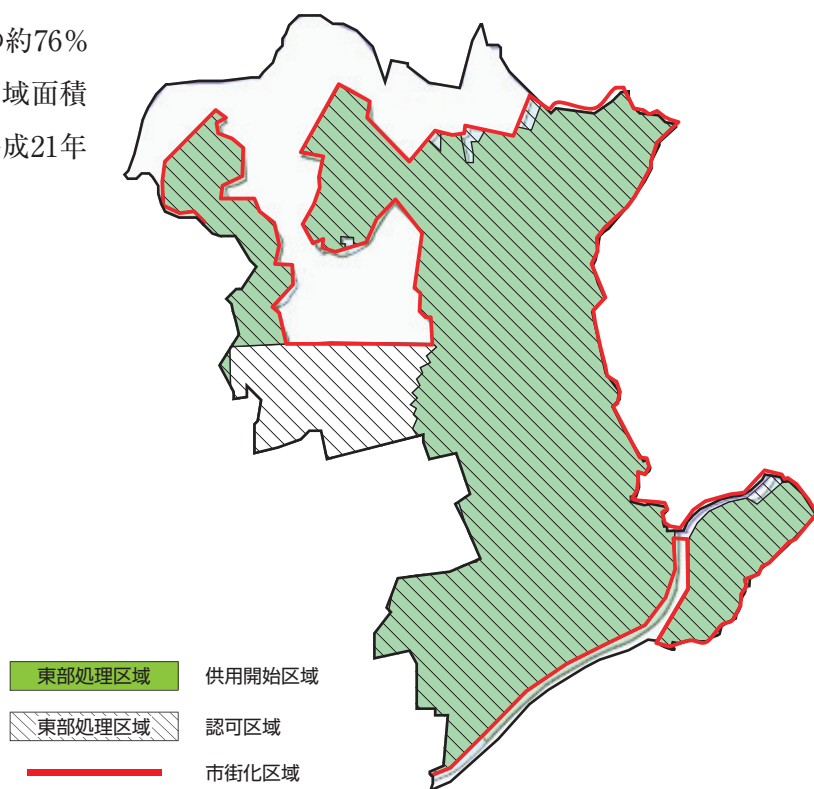


■公園緑地整備状況図

資料：市 都市計画課

(6) 下水道

- 認可区域面積は、総面積の約76%であり、そのうち供用開始区域面積は約88%となっています。(平成21年度現在)



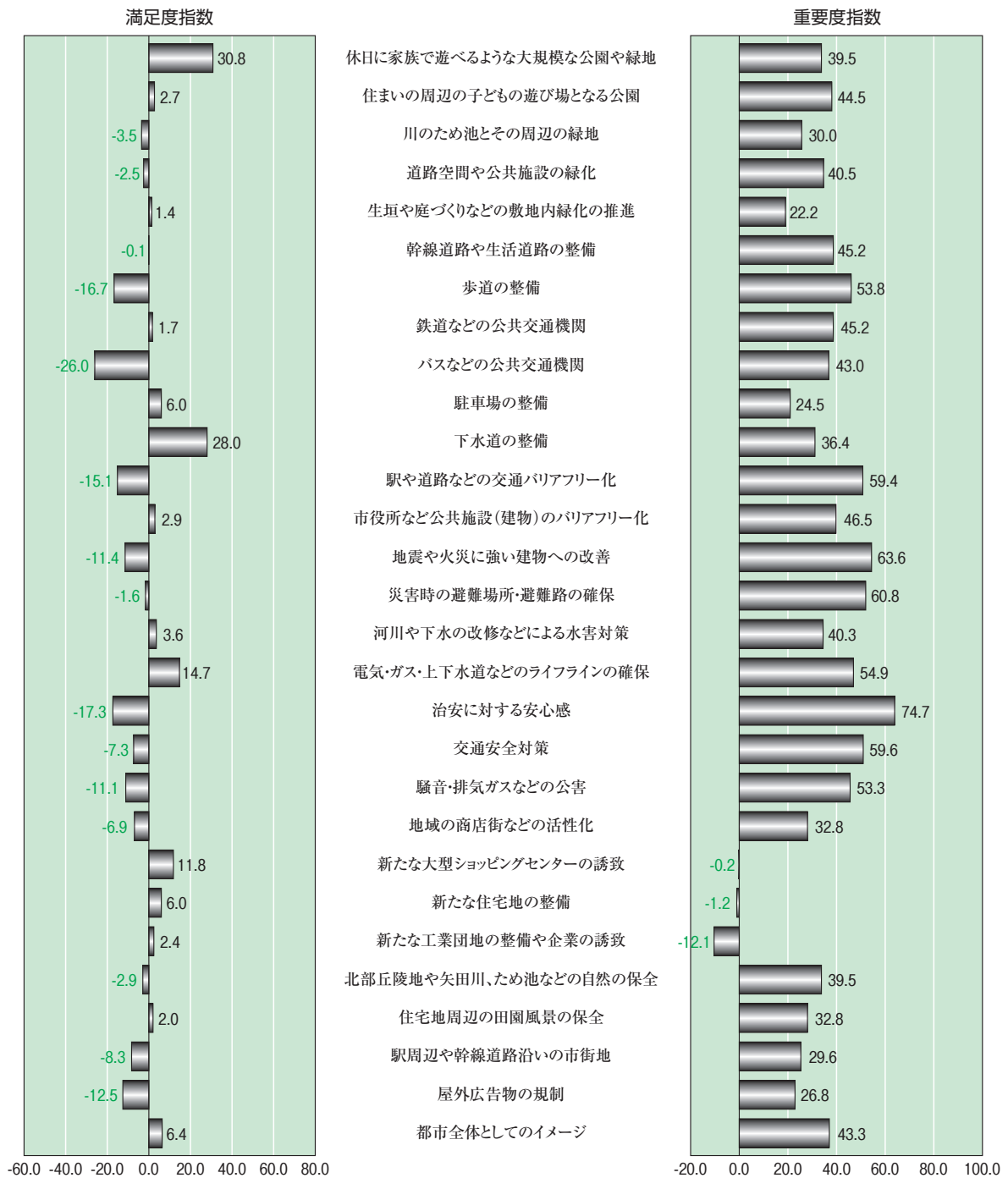
■ 下水道認可・供用開始区域図

資料：市 下水道課

2 市民の声

(1) 市民意識調査結果(平成19年12月実施)

- 個別施策について、満足度と重要度を点数化した結果は、次のとおりとなりました。
- 満足度指数が低く重要度指数が高い施策として、「バスなどの公共交通機関」「治安に対する安心感」「歩道の整備」「駅や道路などの交通バリアフリー化」などが挙げられていました。

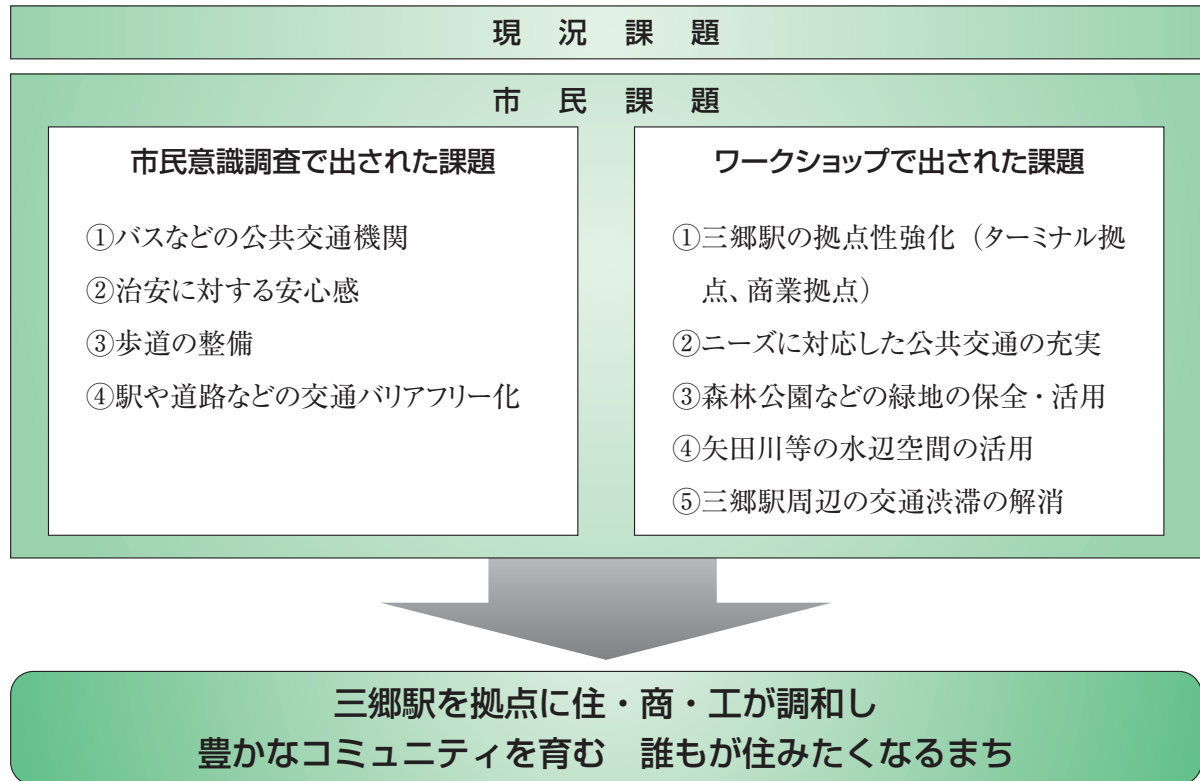


(2) ワークショップでの意見

	東部地域
まちの特色	三郷駅を拠点とした都市環境 自然環境のバランスのとれた地域 (生活便利、自然豊か、良好なコミュニティ)
まちの課題	三郷駅の拠点性強化(ターミナル拠点、商業拠点) ニーズに対応した公共交通の充実 森林公園などの緑地の保全・活用 矢田川等の水辺空間の活用 三郷駅周辺の交通渋滞の解消
まちの将来像	誰もが住みたくなるまち ・四季が味わえるまち ・利便性のあるまち ・高齢者にやさしいまち →心と体の健康なまち
プロジェクト提案	<p>◎花街道プロジェクト</p> <p>内容 緑化推進し、地球環境を守る</p> <p>市民の役割 ボランティアによる緑地の手入れ</p> <p>◎三郷駅再生プロジェクト</p> <p>内容 駅への送迎を容易にして公共交通の利用をやすくする</p> <p>市民の役割 公共交通を利用するように努める</p> <p>◎三世代交流プロジェクト</p> <p>内容 集会所・保育園などを活用して、ふれあい交流→防災・防犯</p> <p>市民の役割 市民主体(補助)</p>

3 地域の目標・方針

(1) 地域の目標



(2) 地域の重要方針

●北部丘陵地などの緑地の保全

北部丘陵地に残された緑地は、市街地にとって貴重な緑であるため、本市の重要なうるおい拠点として保全に努めます。

●矢田川などの水辺空間の活用

矢田川や濁池等の水辺は、市街地にうるおいを与える貴重な水辺空間であるため、その活用を促進します。

●三郷駅の拠点性強化

三郷駅周辺は交通ターミナル及び商業の拠点であることから、重要な活力拠点として商業・業務の拠点性の強化をめざします。

●三郷駅周辺の交通渋滞の解消

三郷駅周辺の交通渋滞は、朝夕に慢性的に発生し、地域住民の生活に大きな影響を与えていることから、さまざまな解決手法を検討します。

●高齢化に対応したまちづくり

古くから整備された団地等では高齢化が顕著となっているため、駅周辺のバリアフリー化や公共交通の充実など高齢化に対応したまちづくりをめざします。

4 土地利用の方針

(1) 課題

三郷駅周辺の拠点性強化のため、商業機能を充実することが求められています。
また、旭ヶ丘町などの市街化調整区域におけるスプロール化の抑制が求められています。

(2) 方針

■自然的土地利用

◆大久手町周辺の優良農地は、都市にうるおいを与える機能とともに、温暖化を抑制する機能や、水害を防ぐ保水機能など多面的な機能を有していることから、開発抑制を行うなど引き続き農地の保全に努めます。

■都市的土地利用

◆活力拠点である三郷駅周辺の商業地については、商業施設を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、駅前広場の整備検討を含め、商業集積を高めることにより、更なる活性化に努めます。

▽三郷町や狩宿町などの住工複合地においては、特別用途地区や地区計画などを活用することにより、業務環境と住環境双方の改善と調和を進め、環境保全と安全の確保のもと、バランスの取れた職住近接の環境維持に努めます。なお、土地利用の変化により、住宅地としての利用が顕著にみられる地区については、現在の土地利用状況と今後の動向を踏まえ、用途地域指定の見直しを検討します。

5 緑と水に彩られたまちづくりの方針

(1) 課題

北部丘陵地や大久手町の農地、矢田川河川緑地や濁池を市街地に憩いややすらぎを与える貴重な自然地として保全・活用していくことが求められています。

(2) 方針

■自然環境の保全・活用の方針

◆うるおい軸である矢田川の河川環境を保全するため、公共下水道や合併処理浄化槽の設置など生活排水処理施設の整備を進め、流域が一体となった公共用水域の水質保全に努めます。

◆大久手町の優良農地については、農産物の生産、供給のみならず、多様な公益的機能を有するため、農業の振興や適切な農地管理などを通じて、その積極的な保全を促進します。(※)

▽矢田川河川緑地の整備を進めることにより、やすらぎ歩道から続く緑のネットワークづくりを促進します。(※)

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

◆「濁池環境保全基本計画」に基づき、濁池と周辺の植生の保全を促進します。

■景観形成の方針

◆北部丘陵地の保全を図り、豊かな緑地景観の形成に努めます。また、矢田川や濁池などの水辺は、日常生活にうるおいとやすらぎを与える貴重な空間であるため、自然環境を保全しつつ、水に親しむことのできる空間の創出に努めます。(※)

▽三郷駅周辺については、店舗などが集積したにぎわいが感じられる魅力的な景観形成に努めます。

▽井田八幡神社などの歴史的資源の保存や活用を図るとともに、歴史を感じられる景観の保全に努めます。

■公園・緑地の整備方針

◆道路沿いにはポケットパークを設置し、道路用地の残地や都市公園内などにはスポットガーデンを設置するなど、環境美化や緑の創出に努めます。

▽北原山土地区画整理事業地内においては、土地区画整理事業との調整を図りながら、街区公園等の整備を進めます。

■下水道の整備方針

◎下水道の整備については、「尾張旭市公共下水道事業計画」に基づき整備を進め、水質の保全や周辺環境の整備改善に、より一層努めます。

6 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針

(1) 課題

三郷駅周辺の拠点性を強化するため、交通結節点としての機能を充実するとともに、駅周辺の商業や住宅を充実し、歩いて暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

(2) 方針

■市街地整備の方針

◎活力拠点である三郷駅においては、高齢者や子育て世代に配慮したまちづくりを進めるため、駅周辺のバリアフリー化に努めるとともに、にぎわいあふれる商業系施設の更なる集積を誘導します。(※)

◆現在施行中の北原山土地区画整理事業については、事業の円滑な進捗により、着実な市街化促進と人口の定着に努めます。

▽三郷駅周辺の商業施設が立地する工業系用途地域は、商業機能の維持、充実につなげるため、商業系用途地域への見直しを検討します。

交通体系の形成方針

- ▽名鉄瀬戸線の踏切による(都)玉野川森林公園線の慢性的な渋滞を解消するため、幅広い観点から研究します。(※)
- ▽三郷駅周辺の歩道整備について、関係機関への働きかけを進めます。
- 生活軸である(都)玉野川森林公園線などの幹線道路については、歩道と車道の段差解消を図るバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備に努めます。
- 現在、駅前広場が設置されていない三郷駅については、交通機関相互の連携を強化するため、駅前広場やアクセス道路の整備をめざします。(※)
- ◆三郷駅周辺の交通施設のバリアフリー化など環境整備に努めます。(※)
- ◆鉄道事業者や関係機関の協力を得ながら、三郷駅周辺における自転車駐車場の整備に努めます。(※)

安全安心のまちづくりの方針

- ◆一時避難場所となっている東栄公園などの街区公園や、緊急輸送道路である(都)瀬戸新居線などの幹線道路の維持管理に努めるとともに、沿道建物の耐震化を促進します。
- ◆公共施設の耐震化についても順次実施するように努めます。
- ◆大雨時に浸水の恐れがある地区住民が、安心して生活できるようにするため、排水施設の整備に努めます。
- 三郷駅周辺区域において、あんしん歩行エリア事業の実施をめざします。
- 三郷駅周辺での自転車盗・オートバイ盗などの対策として、防犯灯の設置を進めるとともに、防犯カメラの設置についても検討します。

高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの方針

- ◆三郷駅周辺については、高齢者や障がい者などが、安心して移動できるように、歩道の設置や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を進めるほか、すべての人が利用しやすいデザインの普及を促進します。(※)
- ▽市宮柏井住宅のバリアフリー化を進めます。

7 ともにつくるまちづくりの方針

(1) 課題

これからのまちづくりにおいては、市民、事業者、行政などの各主体が連携しながら責任と役割を担う「協働によるまちづくり」を基本に進める必要があります。また、「行政による規制を中心としたまちづくり」から、「民間、市民による管理運営を中心に捉えたまちづくり」へと移行する必要性が認識されています。

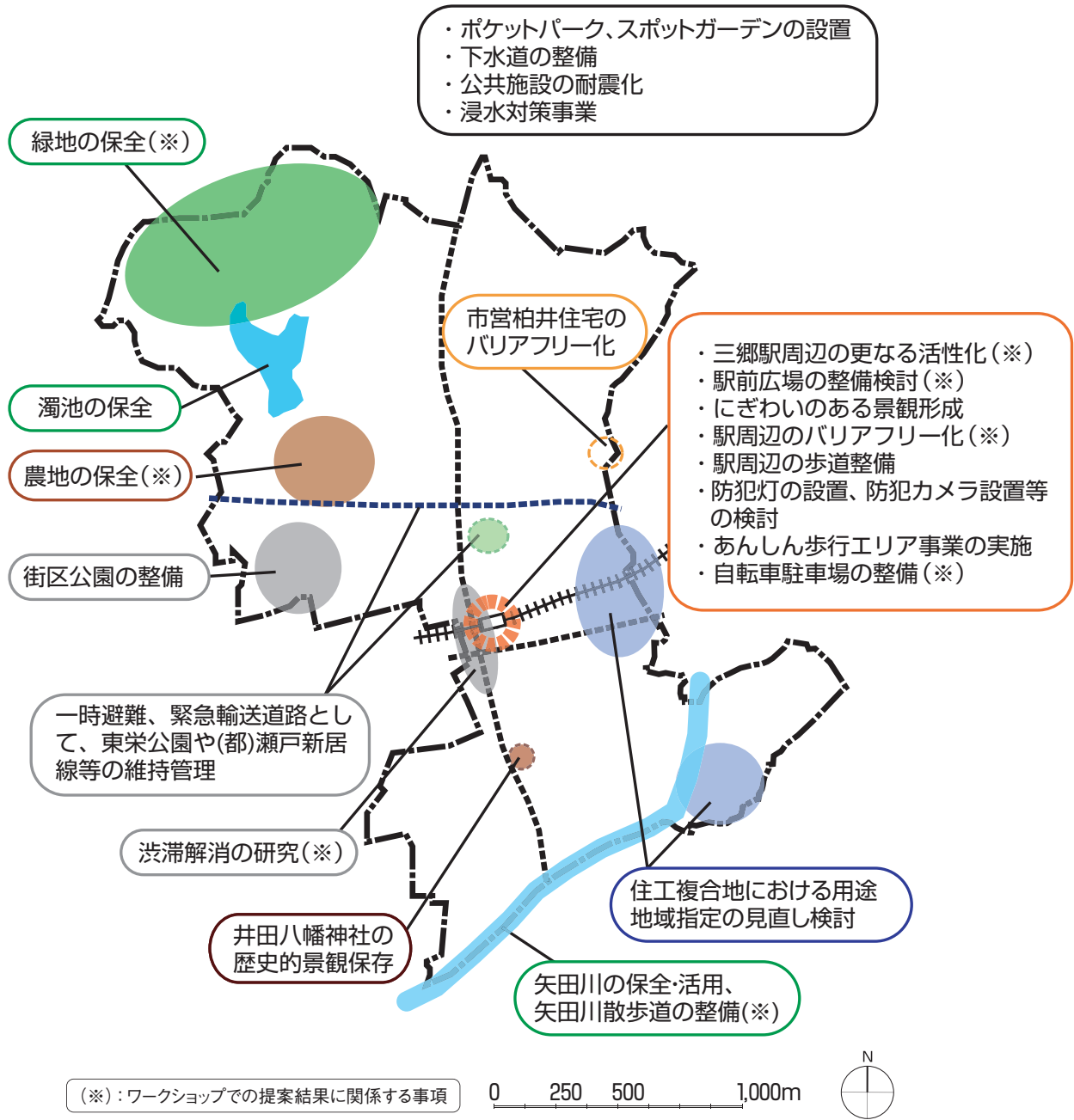
〈凡例〉 ◎…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

(2) 方針

■市民のまちづくりへの参加

- ◆市民は、ワークショップやパブリックコメントなどを通じて、積極的にまちづくりへの参加を行います。
(※)
- ◆市民は、主体となって三郷駅前広場の整備の検討を行います。(※)
- ◆市民は、濁池の環境整備のためのワークショップに参加し、主体となって事業計画の策定を行います。
- ◆地権者などで組織する土地区画整理組合によって、土地区画整理事業を行います。
- ▽市民は、土地区画整理区域内の都市公園の整備計画作りのため、積極的な参加を行います。
- ◆市民は、アダプトプログラムや公園愛護会制度に参加し、道路などの美化や公園管理を行います。
(※)
- ◆市民は、通学路の交通安全確保のため、登下校指導等への参加を行います。(※)
- ▽市民は、あんしん歩行エリア事業において、警察や行政と積極的に協力して、交通安全対策への取り組みを行います。(※)

8 東部地域の取り組み方針



■東部地域図

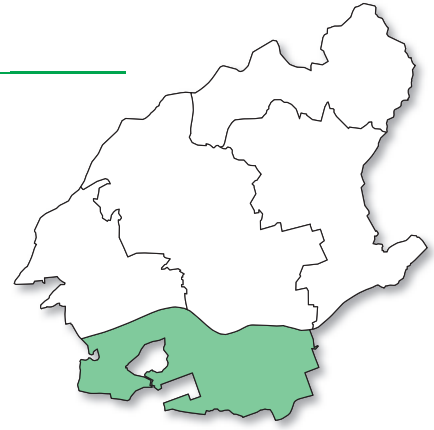


IV 南部地域

1 地域の概況

(1) 位置

- 本市の南部に位置し、東は瀬戸市、西は名古屋市に接する東西に長い地域となっています。
また、面積は365haで市域の17.4%を占めています。



(2) 人口特性

※()内は市平均

地域人口		地域世帯数		世帯人員		高齢化率(H17)
平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	
18,626人	18,917人	6,711世帯	7,162世帯	2.8人	2.6人	15.8% (16.4%)

- 平成17年国勢調査における人口は平成12年と比べ1.6%増加していますが、市平均の4.4%を下回っています。また、世帯数についても増加していますが、その割合は6.7%で市平均の8.4%を下回っています。
- 高齢化率は市平均を若干下回っています。
- 全域において、人口密度が60人/ha以上の地域が広がっています。また昭和40年代に土地区画整理事業が実施された地区においては、100人/ha以上の地域も見受けられます。
- 緑町や庄南町では、比較的高齢者人口比率が高くなっていますが、全体的に他地域と比較して、15%未満の地域が多数見受けられます。



ゾーン別人口密度分布

- 100人/ha以上
- 60~100人/ha
- 40~60人/ha
- 20~40人/ha
- 10~20人/ha
- 0~10人/ha
- 市街化区域

■人口密度分布図

資料：H19都市計画基礎調査



高齢者人口比率

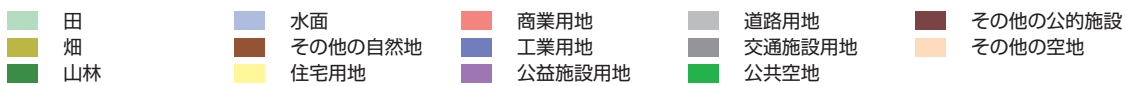
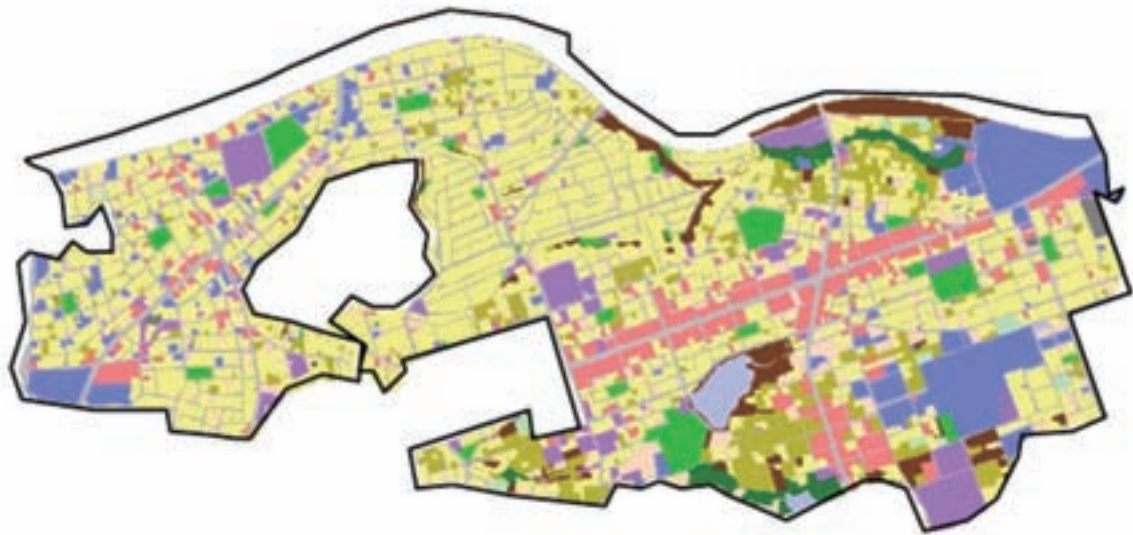
- 30%以上
- 25~30%
- 20~25%
- 15~20%
- 10~15%
- 10%未満
- 市街化区域

■高齢者人口比率図

資料：H19都市計画基礎調査

(3) 土地利用

- 晴丘町や南栄町、上の山町で農地が多くみられるなど自然的土地利用割合が高くなっています。都市的土地利用としては、住宅の土地利用が多く、商業と工業の土地利用も一部にみられます。
- 晴丘町や南栄町、上の山町を除いたほとんどが市街化区域となっており、市街化区域面積は253haと地域の69.3%を占めています。
- 印場第一地区や本地ヶ原北部地区など土地区画整理事業による整備割合が市街化区域の65.2%と高くなっています。
- 昭和40年代に土地区画整理事業が開始された印場第一地区などでは、整備から30年近く経過しており、一部に修繕が必要な道路や公園などがあります。



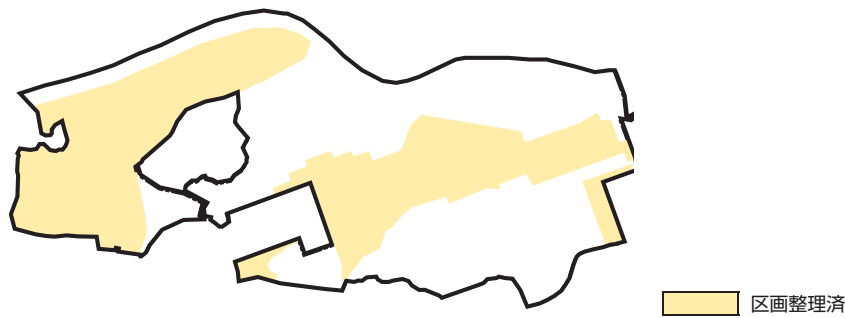
■土地利用現況図

資料：H19都市計画基礎調査

■土地利用の状況

土地利用		面積 (ha)	比率 (%)	土地利用	面積 (ha)	比率 (%)
農地	田	1.77	0.52	工業用地	31.08	9.08
	畑	21.56	6.30	公的・公益施設用地	16.69	4.87
山林		5.08	1.48	道路用地	61.47	17.95
水面		3.66	1.07	交通施設用地	0.95	0.28
その他自然地		11.73	3.43	公共用地	11.53	3.37
住宅用地		131.75	38.47	その他の空地	20.32	5.93
商業用地		24.87	7.26	総面積	342.46	

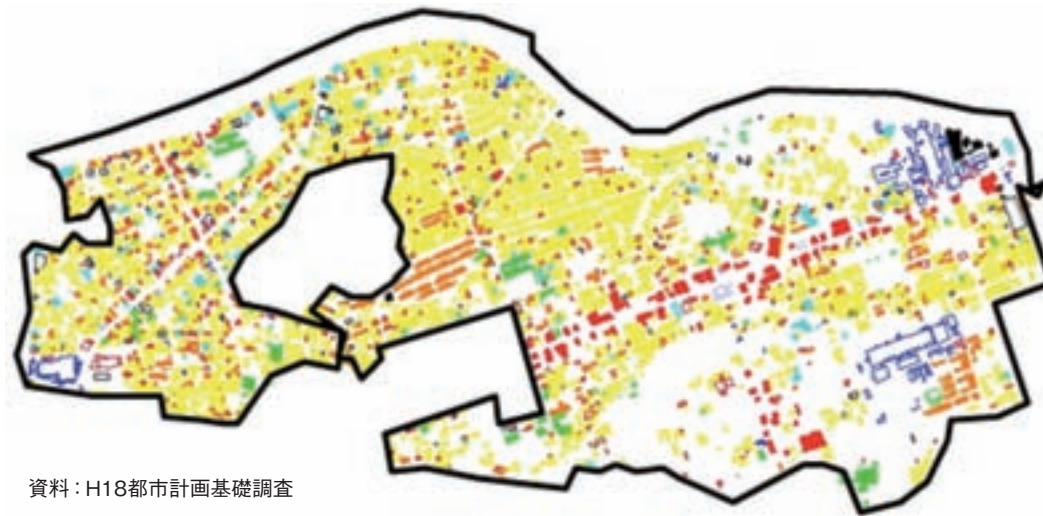
※市街化調整区域の一部を含む



■土地区画整理事業実施状況図

区画整理済

資料：市 都市計画課



資料：H18都市計画基礎調査

 業務施設	 共同住宅	 サービス工業施設
 娯楽施設	 店舗併用住宅	 家内工業施設
 宿泊施設	 官公庁施設	 危険物貯蔵・処理施設
 娯楽施設	 文教厚生施設	 農林漁業用施設
 遊戯施設	 運輸倉庫施設	 その他
 商業系用途複合施設	 重工業施設	
 住宅	 軽工業施設	

■建物用途別現況図

(4) 交通・道路

- 鉄道駅が地域内に存在しないため、公共交通手段はバス交通に依存しています。
- (都) 稲葉線と(都) 瀬港線の交差付近では、朝夕に交通渋滞が発生しています。
- 幹線となる都市計画道路としては、(都) 印場線、(都) 川南線、(都) 稲葉線、(都) 瀬港線の4路線があり、全てが整備済みとなっています。



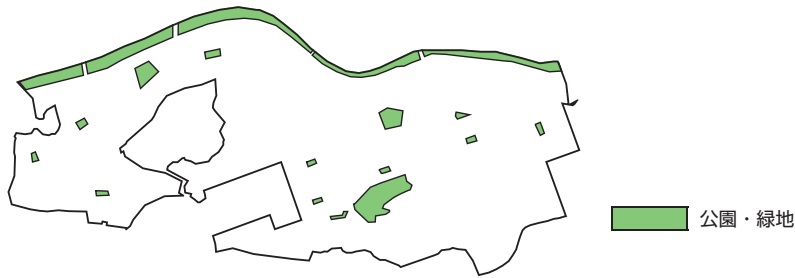
■都市計画道路整備状況図

一般街路(幅員16m以上22m未満)完成

資料：市 都市計画課

(5) 公園・緑地

- 公園としては、地区公園と土地区画整理事業などによって整備された近隣公園、街区公園がいくつかあります。また、本地ヶ原緑地が地域の南部に、矢田川河川緑地が地域の北部にあります。
- 一人当たり公園面積は7.64㎡で、市平均の8.53㎡と、ほぼ同等となっています。(平成20年度現在)

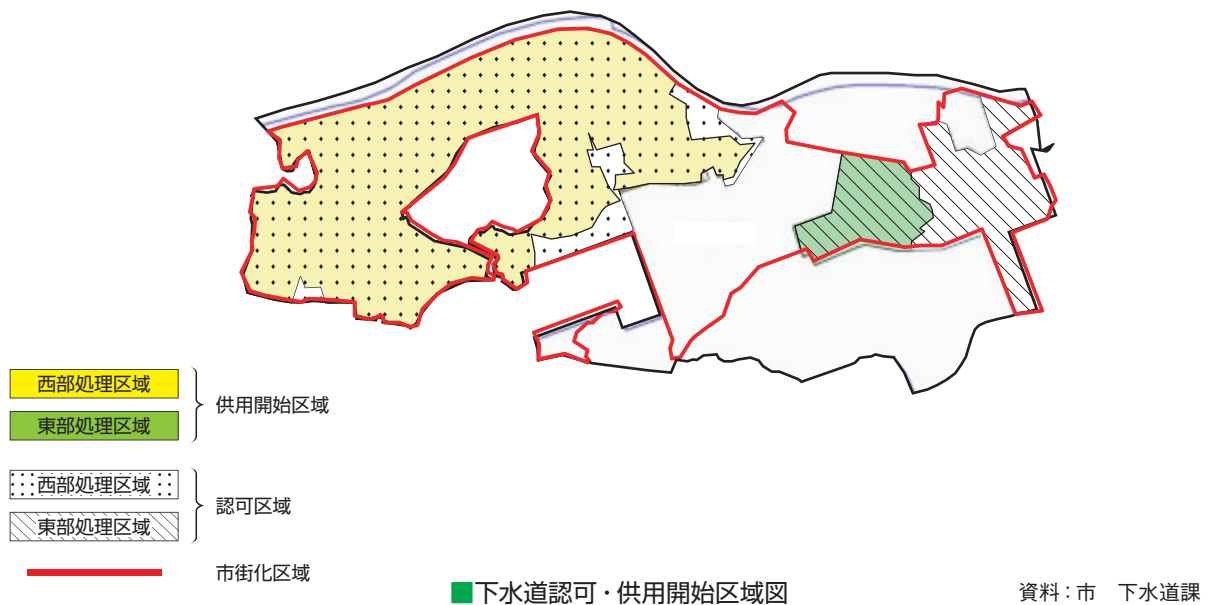


■公園緑地整備状況図

資料：市 都市計画課

(6) 下水道

- 認可区域面積は、総面積の約54%であり、そのうち供用開始区域面積は約79%となっています。(平成21年度現在)

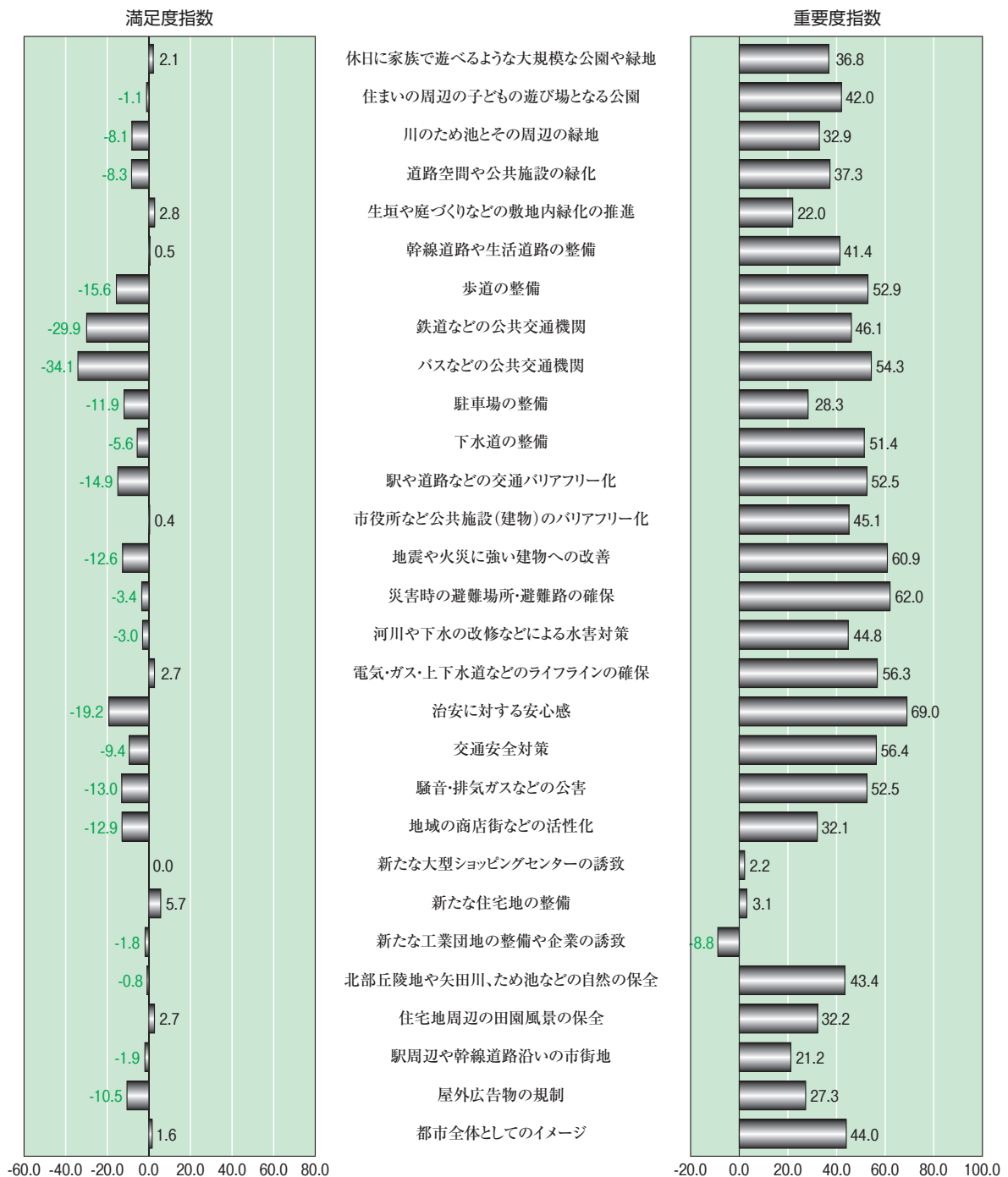


資料：市 下水道課

2 市民の声

(1) 市民意識調査結果(平成19年12月実施)

- 個別施策について、満足度と重要度を点数化した結果は、次のとおりとなりました。
- 満足度指数が低く重要度指数が高い施策として、「バスなどの公共交通機関」「鉄道などの公共交通機関」「治安に対する安心感」「駅や道路などの交通バリアフリー化」「歩道の整備」などが挙げられていました。

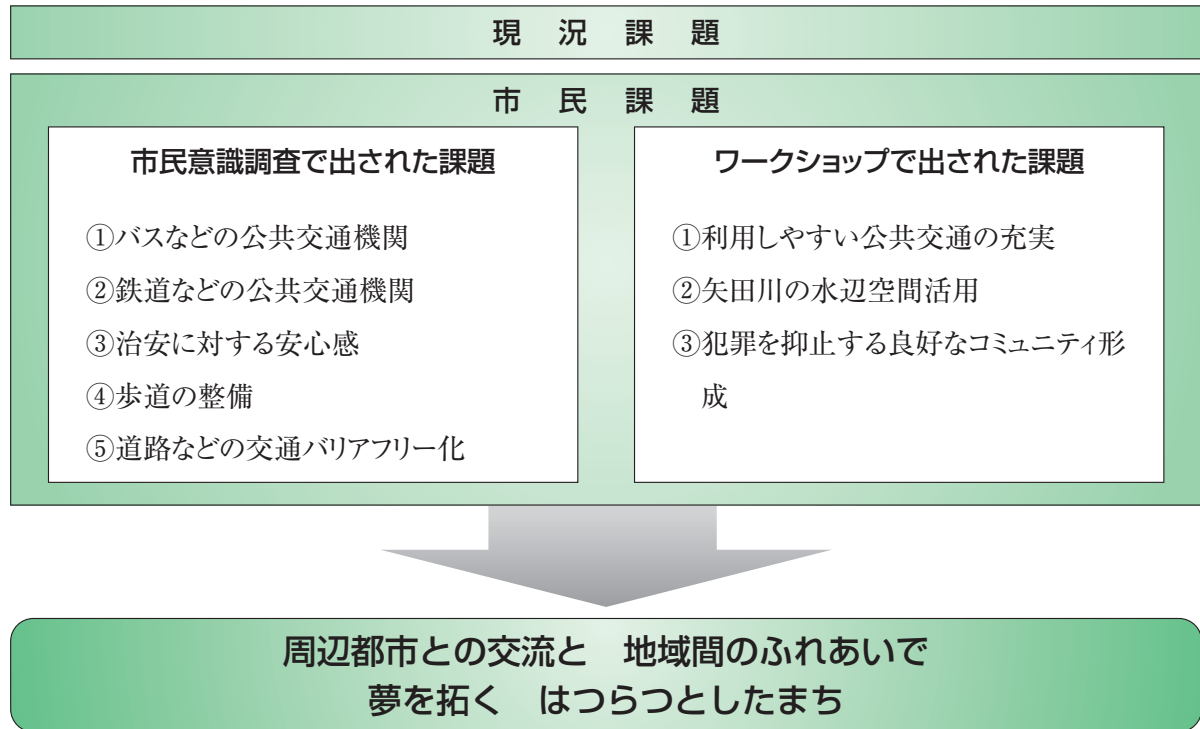


(2) ワークショップでの意見

	南部地域
まちの特色	<p>お店が多いまち 生活に車が必要なまち 買い物、外食に便利なまち 緑が少ないまち 川のあるまち</p>
まちの課題	<p>利用しやすい公共交通の充実 矢田川の水辺空間活用 犯罪を抑止する良好なコミュニティ形成</p>
まちの将来像	<p>夢を拓く安全安心、澁刺、南部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通 市民が手をあげて乗れるバス運行 ベロタクシー、坂道不便、電動サイクル利用で、行政指導で、坂の上の町まで走られるように
プロジェクト提案	<p>◎矢田川プロジェクト</p> <p>内容 矢田川を憩い、散策の場として整備し、市民の利用を促進する。</p> <p>市民の役割 近隣住民やボランティアで河川設備の管理</p> <p>◎公共交通連携プロジェクト</p> <p>内容 民間などが運営する施設運行バスなど利用者目線での利用連携を行う。</p> <p>市民の役割 市民の公共交通の利用</p>

3 地域の目標・方針

(1) 地域の目標



(2) 地域の重要方針

● 矢田川の水辺空間の活用

地域北部を流れる矢田川の水辺は、市街地にうるおいを与える貴重な水辺空間であるため、その活用を促進します。

● 新池公園の保全・活用

新池公園は、市街地における貴重な緑であるため、本市の重要なうるおい拠点として保全に努めます。

● 公共交通の充実

地域内に鉄道駅のない地域であることから、最寄駅や主要施設とのバス交通ネットワークの充実をめざします。

● 沿道サービスの充実

活力軸である(都)瀬港線等の商業系の沿道サービスの充実により、地域の生活利便性の向上をめざします。

● 高齢化に対応したまちづくり

古くから整備された団地等では高齢化が顕著となっているため、道路のバリアフリー化や公共交通の充実など高齢化に対応したまちづくりをめざします。

4 土地利用の方針

(1) 課題

晴丘町や南栄町、上の山町などの市街化調整区域における農地の宅地化が進行する一方で、市街化区域内には低未利用地が残っています。このため、市街化調整区域におけるスプロール化を抑制することが求められています。

(2) 方針

■自然的土地利用

◆晴丘町や南栄町、上の山町の優良農地は、都市にうるおいを与える機能とともに、温暖化を抑制する機能を有していることから、開発抑制を行うなど引き続き農地の保全に努めます。

■都市的土地利用

◆面的整備を前提とした庄南町四丁目の建ぺい率⁴⁹30%、容積率⁵⁰50%の暫定用途地域については、今後の基盤整備のあり方について検討します。

◆(都) 瀬港線沿いの沿道的サービスを提供する商業施設を主体とした土地利用の維持に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、その立地環境の維持に努めます。

◆晴丘町の工業地区においては、工業地としての土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続し、業務環境の維持に努めます。

5 緑と水に彩られたまちづくりの方針

(1) 課題

地区公園である新池公園、近隣公園である大塚公園及び本地ヶ原公園の適正な管理とともに、自然緑地である本地ヶ原緑地や矢田川河川緑地を市街地に憩いややすらぎを与える貴重な自然地として保全・活用していくことが求められています。

(2) 方針

■自然環境の保全・活用の方針

◆うるおい軸である矢田川の河川環境を保全するため、公共下水道や合併処理浄化槽の設置など生活排水処理施設の整備を進め、流域が一体となった公共用水域の水質保全に努めます。

▽矢田川河川緑地の整備を進めることにより、やすらぎ歩道から続く緑のネットワークづくりを促進します。(※)

49 建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

50 容積率：建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

■景観形成の方針

◆矢田川や新池などの水辺は、日常生活にうるおいとやすらぎを与える貴重な空間であるため、自然環境を保全しつつ、水に親しむことのできる空間の創出に努めます。(※)

▽印場大塚古墳などの歴史的資源の保存や活用を図るとともに、歴史を感じられる景観の保全に努めます。

■公園・緑地の整備方針

◆新池公園については、憩いやレクリエーション、スポーツの場などとしての利用を図るため、その特徴を活かしつつ、適正な管理と活用を進めます。

◆道路沿いにはポケットパークを設置し、道路用地の残地や都市公園内などにはスポットガーデンを設置するなど、環境美化や緑の創出に努めます。

■下水道の整備方針

◎下水道の整備については、「尾張旭市公共下水道事業計画」に基づき、基盤整備の完了している地域から順次整備を進め、水質の保全や周辺環境の整備改善に、より一層努めます。

6 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針

(1) 課題

地域と鉄道駅や公共公益施設とをつなぐバス交通の充実が求められています。また、地域内での生活利便性を確保するため、(都)瀬港線沿道の沿道サービスを充実することが求められています。

(2) 方針

■市街地整備の方針

◆地区計画が定められていない地区については、市民と協働で地区計画の策定を検討するなど、住環境の維持向上に努めます。

■交通体系の形成方針

▽主要幹線道路へアクセスし、ネットワークを形成する道路については、道路拡幅や交差点改良などの整備に努めます。

◎生活軸である(都)稲葉線などの幹線道路については、歩道と車道の段差解消を図るバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備に努めます。

◆効率的なネットワークの形成をめざすとともに、藤が丘駅へのアクセスについても研究します。(※)

■安全安心のまちづくりの方針

◆一時避難場所となっている大塚公園などの公園や、緊急輸送道路である(都)稲葉線などの幹線道路の維持管理に努めるとともに、沿道建物の耐震化を促進します。

◆公共施設の耐震化を順次実施するように努めます。

- ◆(都) 瀬港線周辺の飲食店での車上狙い・部品狙いの対策として、商工会による街路灯の設置を進めるとともに、防犯カメラの設置についても検討します。

7 ともに作るまちづくりの方針

(1) 課題

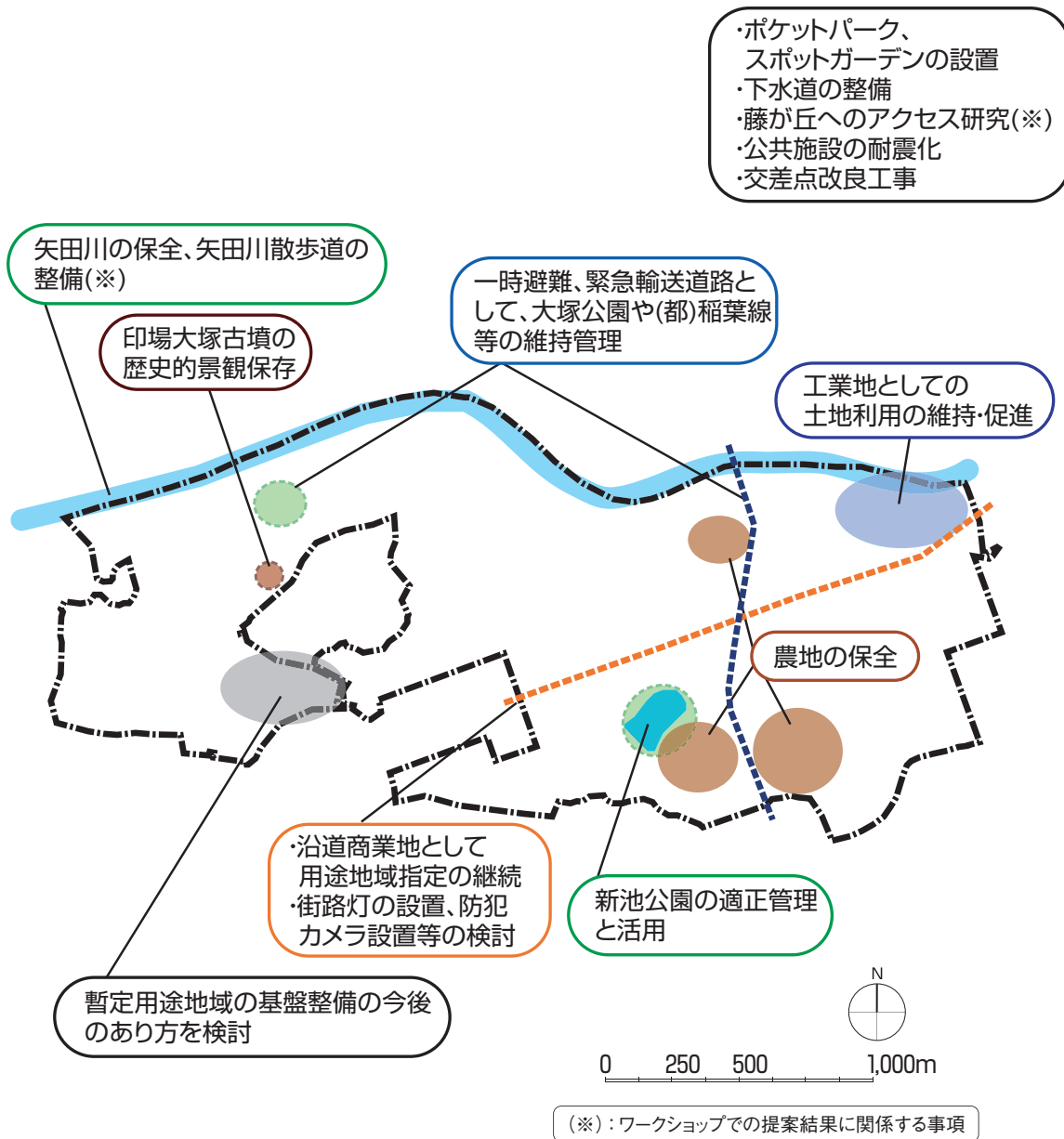
これからのまちづくりにおいては、市民、事業者、行政などの各主体が連携しながら責任と役割を担う「協働によるまちづくり」を基本に進める必要があります。また、「行政による規制を中心としたまちづくり」から、「民間、市民による管理運営を中心に捉えたまちづくり」へと移行する必要性が認識されています。

(2) 方針

■市民のまちづくりへの参加

- ◆市民は、ワークショップやパブリックコメントなどを通じて、積極的にまちづくりへの参加を行います。
(※)
- ◆市民は、憩いやレクリエーション、スポーツの場として重要な区域である矢田川河川緑地について、行政との協働により保全を行います。(※)
- ◆市民は、アダプトプログラムや公園愛護会制度に参加し、道路などの美化や公園管理を行います。
(※)
- ◆市民は、あんしん歩行エリア事業において、警察や行政と積極的に協力して、交通安全対策への取り組みを行います。(※)
- ◆市民は、公共交通を積極的に利用し、その維持と活性化のための取り組みを行います。(※)

8 南部地域の取り組み方針



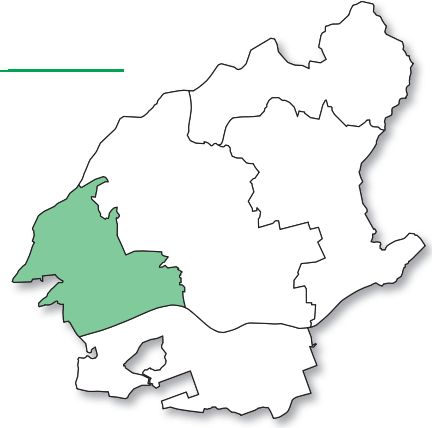


V 西部地域

1 地域の概況

(1) 位置

- 本市の西部に位置し、小幡緑地を含む北部の丘陵地から矢田川北側の平坦地までの南北に長い地域となっています。また、面積は296haで市域の14.1%を占めています。



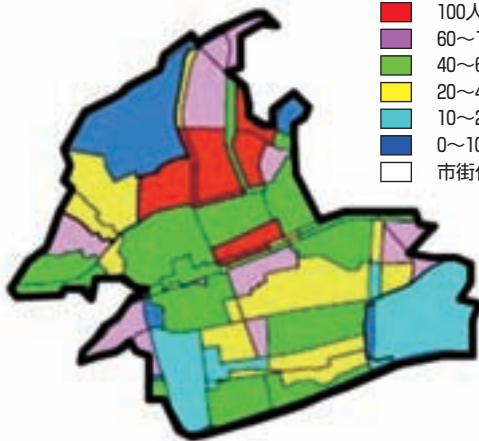
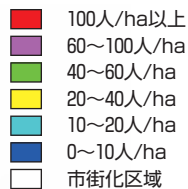
(2) 人口特性

※()内は市平均

地域人口		地域世帯数		世帯人員		高齢化率(H17)
平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	
11,357人	13,189人	3,986世帯	4,771世帯	2.8人	2.8人	13.9%(16.4%)

- 平成17年国勢調査における人口は平成12年に比べ16.1%増加しており、市内で最も高くなっています。また、世帯数の増加割合は19.7%で、こちらも市平均の8.4%を大きく上回っています。
- 高齢化率は市内で最も低くなっています。
- 全域において、人口密度が60人/ha未満の地域が広がっていますが、昭和50年代に土地区画整理事業が実施された地区などにおいては、100人/ha以上の地域も見受けられます。
- 昭和40年代に開発された地域では、比較的高齢者人口比率が高くなっていますが、全体的に高齢者人口比率が15%未満の地域が広がっています。

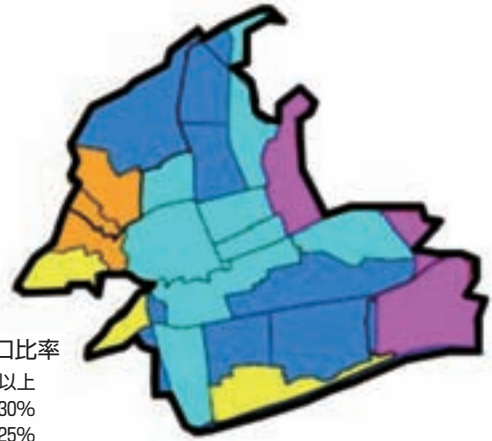
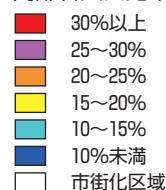
ゾーン別人口密度分布



■人口密度分布図

資料：H19都市計画基礎調査

高齢者人口比率

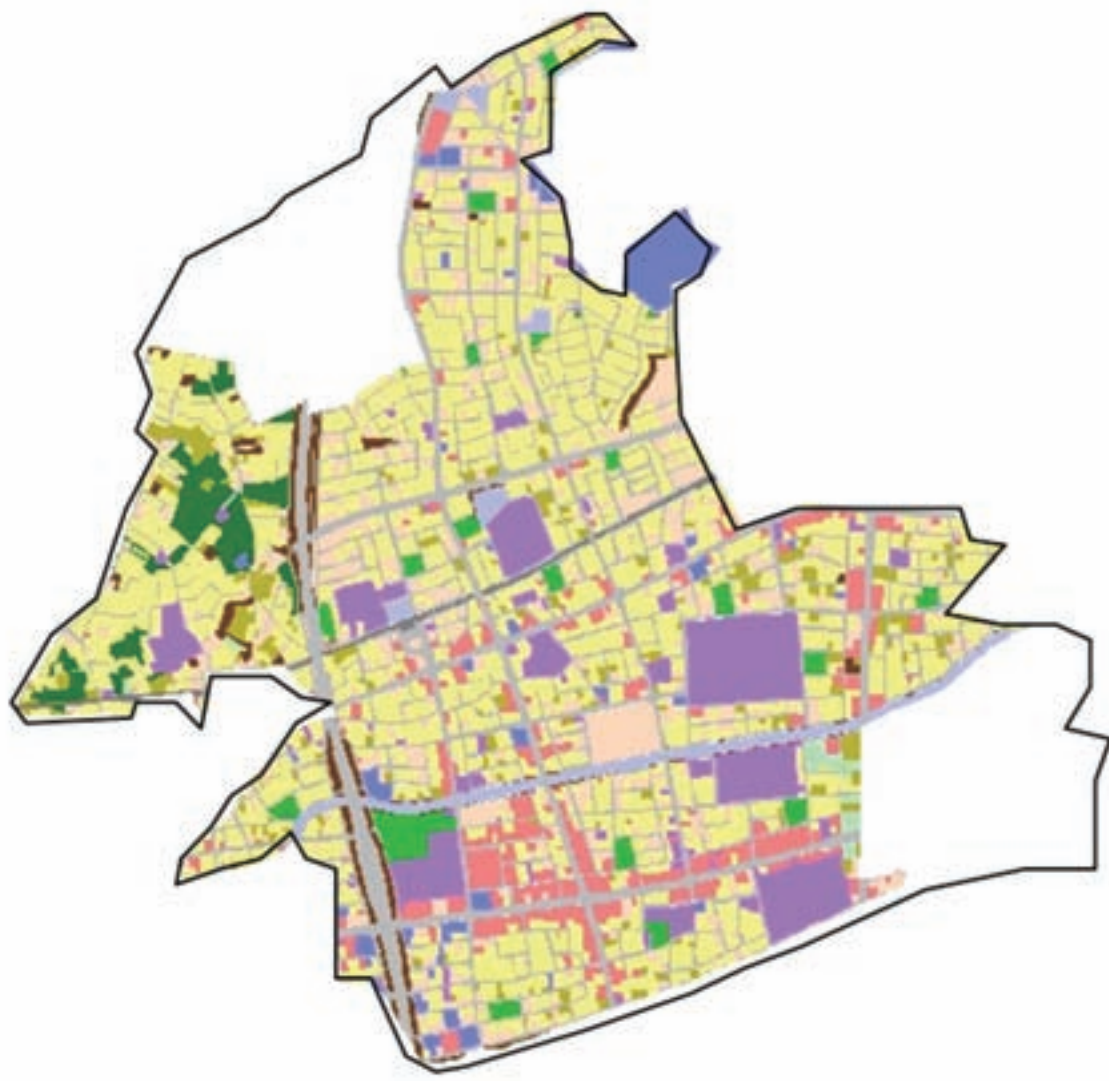


■高齢者人口比率図

資料：H19都市計画基礎調査

(3) 土地利用

- 土地利用としては、ほとんどが住宅や商業の都市的土地利用となっています。
- 霞ヶ丘町の一部、東印場町の一部を除いたほとんどが市街化区域となっており、市街化区域面積は225haと、地域の76.2%を占めています。
- 印場地区など土地区画整理事業による整備割合（整備中を含む）が、市街化区域の79.5%と高くなっています。
- 近年土地区画整理事業が実施された卓ヶ洞東部地区や印場地区では、道路や公園などの基盤水準が高くなっています。



田	水面	商業用地	道路用地	その他の公的施設
畑	その他の自然地	工業用地	交通施設用地	その他の空地
山林	住宅用地	公益施設用地	公共空地	

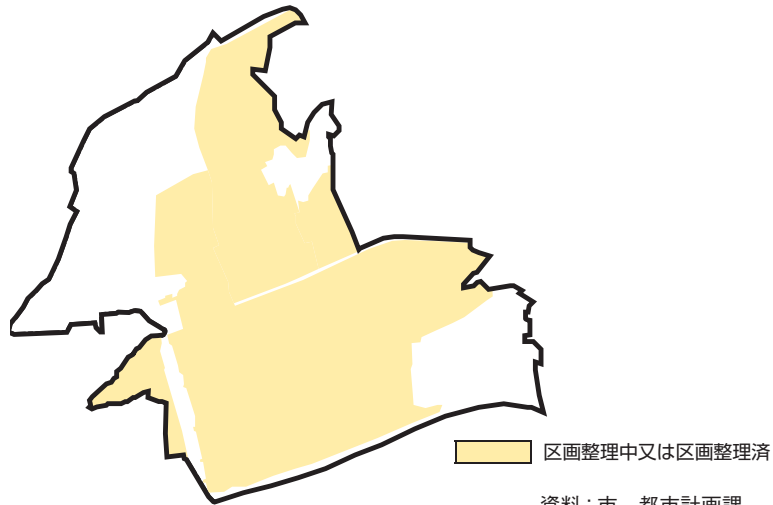
■土地利用現況図

資料：H19都市計画基礎調査

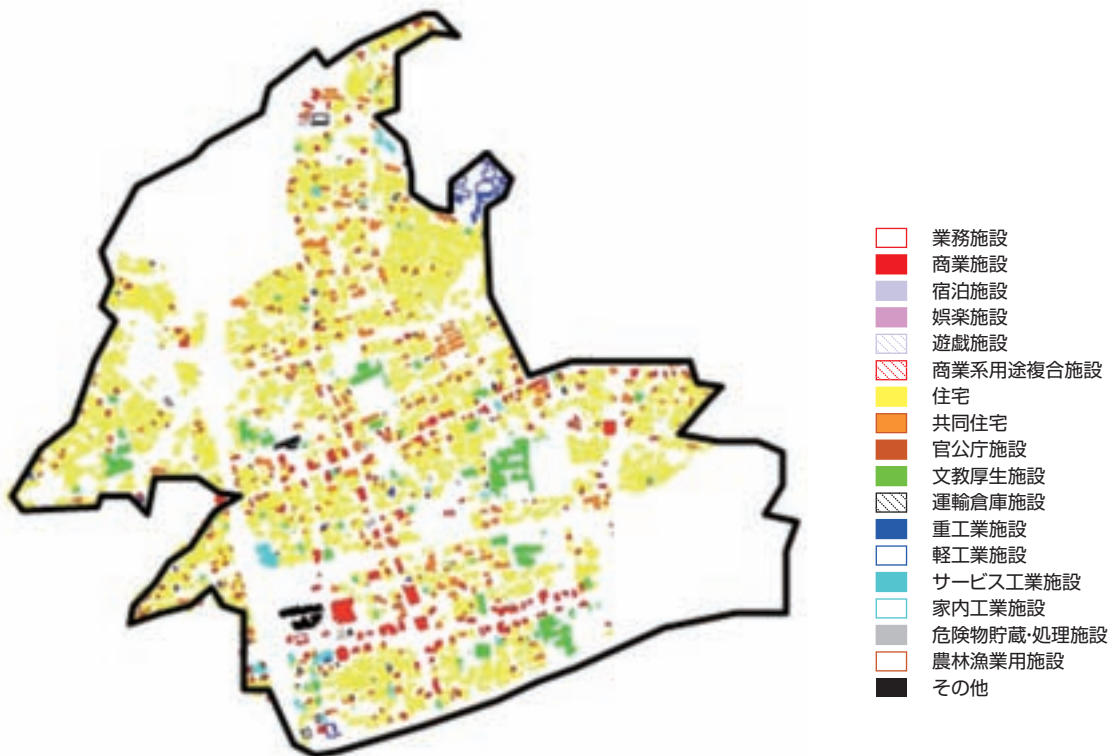
■土地利用の状況

土地利用		面積 (ha)	比率 (%)	土地利用	面積 (ha)	比率 (%)
農地	田	0.9	0.37	工業用地	5.91	2.42
	畑	8.17	3.34	公的・公益施設用地	20.13	8.24
山林		5.57	2.28	道路用地	51.79	21.19
水面		4.64	1.90	交通施設用地	1.68	0.69
その他自然地		10.57	4.32	公共用地	4.21	1.72
住宅用地		89.68	36.69	その他の空地	26.59	10.88
商業用地		14.59	5.97	総面積	244.43	

※市街化調整区域の一部を含む



■土地区画整理事業実施状況図



(4) 交通・道路

- 地域のほぼ中央に名鉄瀬戸線印場駅があり、瀬戸市や名古屋市を結ぶ重要な交通拠点となっています。
- 印場駅周辺では幹線道路が交差し、踏み切りと幹線道路の距離も近いことから、朝夕に慢性的な交通渋滞が発生しています。
- 幹線となる都市計画道路としては、(都)印場線、(都)名古屋瀬戸線、(都)瀬戸新居線、(都)旭南線、(都)平子線、(都)川南線、(都)霞ヶ丘線及び(都)霞ヶ丘南線の8路線があります。このうち(都)霞ヶ丘線と(都)霞ヶ丘南線が未整備で、(都)名古屋瀬戸線が一部供用開始となっている以外は、全て整備済みとなっています。



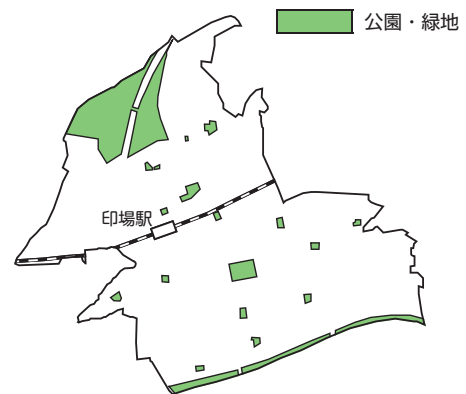
- 一般街路(幅員16m以上22m未満)完成
- - 一般街路(幅員16m以上22m未満)概成済
- ⋯ 一般街路(幅員16m以上22m未満)未整備
- 一般街路(幅員16m未満)完成
- 特殊街路完成

■都市計画道路整備状況図

資料：市 都市計画課

(5) 公園・緑地

- 公園としては、近隣公園と土地区画整理事業などによって整備された街区公園が多くあります。また、地域の北部には小幡緑地が、南部には矢田川河川緑地があります。
- 地域内に小幡緑地があるため、一人当たり公園面積は22.54㎡と、市平均の8.53㎡を大幅に上回っています。(平成20年度現在)

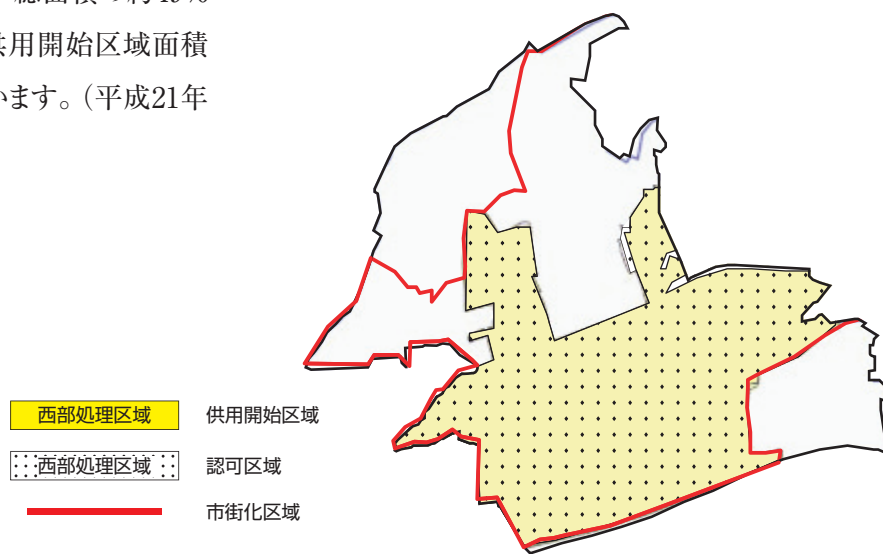


■公園緑地整備状況図

資料：市 都市計画課

(6) 下水道

- 認可区域面積は、総面積の約49%であり、そのうち供用開始区域面積は約99%となっています。(平成21年度現在)



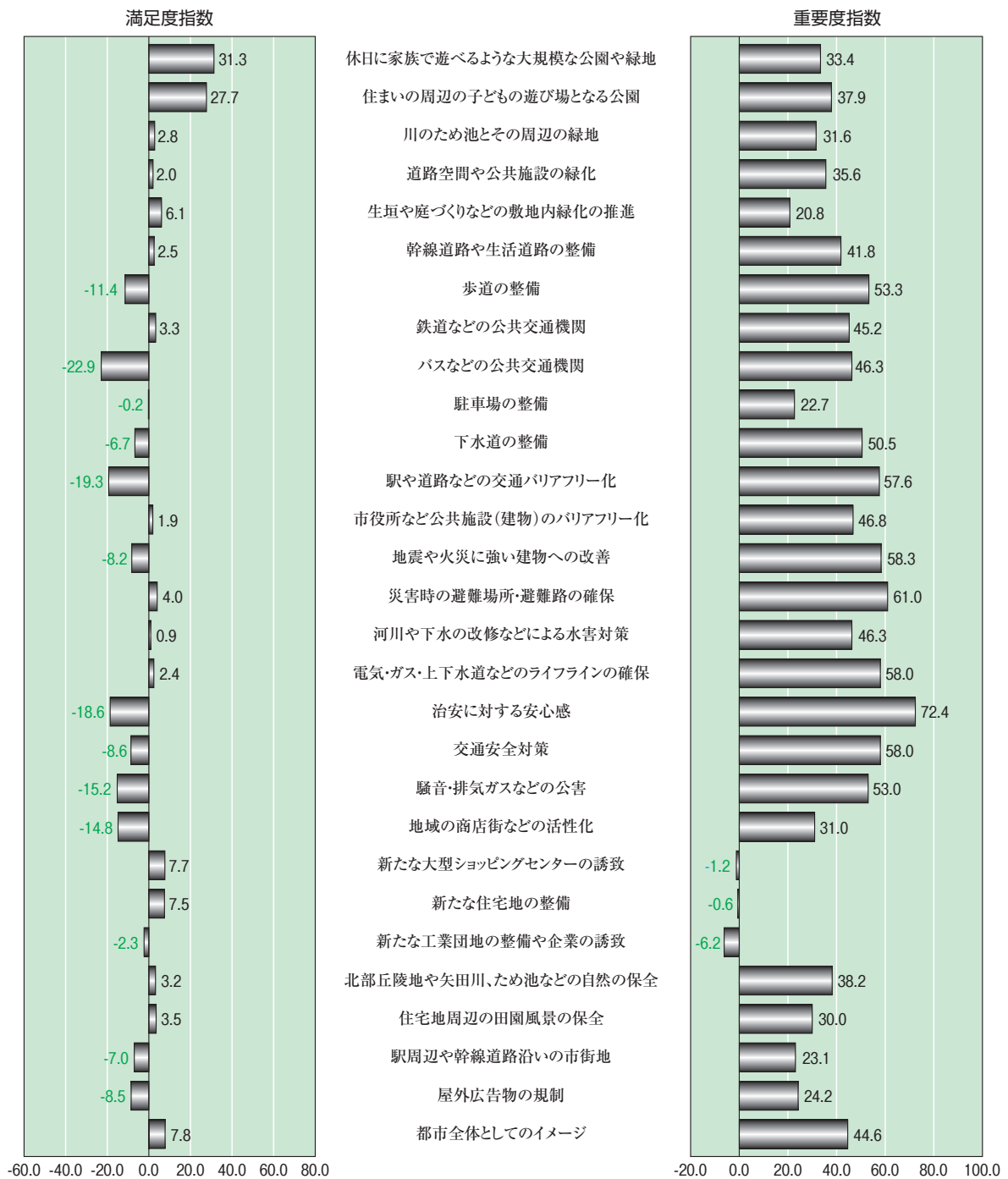
■ 下水道認可・供用開始区域図

資料：市 下水道課

2 市民の声

(1) 市民意識調査結果(平成19年12月実施)

- 個別施策について、満足度と重要度を点数化した結果は、次のとおりとなりました。
- 満足度指数が低く重要度指数が高い施策として、「バスなどの公共交通機関」「駅や道路などの交通バリアフリー化」「治安に対する安心感」「騒音・排気ガスなどの公害」などが挙げられています。

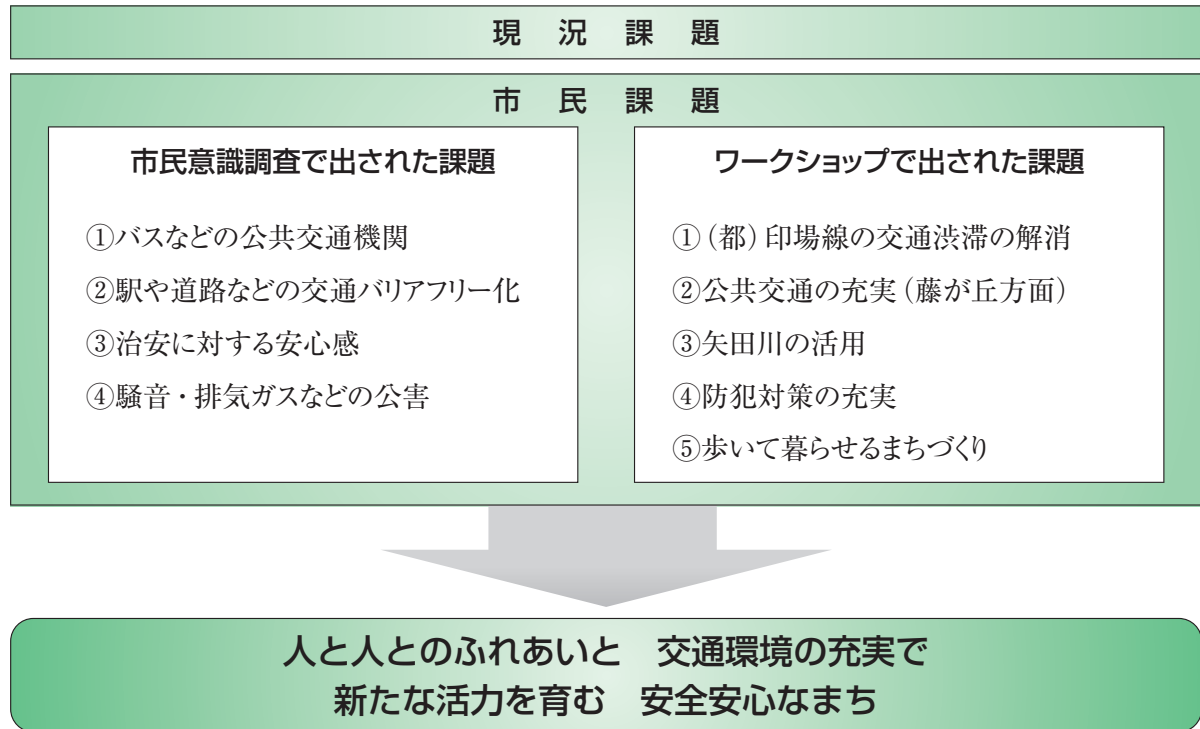


(2) ワークショップでの意見

	西部地域
まちの特色	坂 緑(小幡緑地) 村(古い地区)とまち(新しい地区) 騒音があるまち にぎやかなまち
まちの課題	(都)印場線の交通渋滞の解消 公共交通の充実(藤が丘方面) 矢田川の活用 防犯対策の充実 歩いて暮らせるまちづくり
まちの将来像	安全安心まちづくりの総仕上げ ・歩行者優先、道路と小学校との連絡性向上 ・広場が少ない→矢田川河川敷を活用 ・顔づくり(印場駅前) ・歴史(寺社)を活かす ・新旧共存、文化が違う
プロジェクト提案	◎安全ヒッチハイク制度 内容 近隣住民が隣りの老人に声をかけ、一緒に車に乗せてあげる配慮、心配りを制度化 市民の役割 サポート隊への登録

3 地域の目標・方針

(1) 地域の目標



(2) 地域の重要方針

●小幡緑地などの緑地の保全

小幡緑地などの北部丘陵地に残された緑地は、市街地にとって貴重な緑であるため、本市の重要なおい拠点として保全に努めます。

●矢田川等の水辺空間の活用

矢田川や天神川の水辺は、市街地にうるおいを与える貴重な水辺空間であるため、その活用を促進します。

●(都)印場線の交通渋滞の解消

印場駅周辺の(都)印場線の交通渋滞は、朝夕に慢性的に発生し、地域住民の生活に大きな影響を与えていることから、さまざまな解決手法を検討します。

●印場駅の拠点性強化

印場駅周辺については、地域拠点としての強化を促進します。

●歩いて暮らせるまちづくり

本地域は近年整備された市街地が多く、充実した歩道がみられることから、印場駅を中心に歩いて暮らせるまちづくりをめざします。

4 土地利用の方針

(1) 課題

印場駅周辺の拠点性強化のため、商業機能を充実することが求められています。また、土地区画整理事業が完了した印場地区を、良好な住宅地として誘導することが求められています。

(2) 方針

■自然的土地利用

◆東印場町周辺の優良農地は、都市にうるおいを与える機能とともに、温暖化を抑制する機能や、水害を防ぐ保水機能など多面的な機能を有していることから、開発抑制を行うなど引き続き農地の保全に努めます。

■都市的土地利用

◆地域拠点である印場駅周辺の商業地については、商業施設を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、商業集積を高めることにより、更なる活性化に努めます。

5 緑と水に彩られたまちづくりの方針

(1) 課題

小幡緑地、東印場町の農地、矢田川河川緑地を市街地に憩いややすらぎを与える貴重な自然地として保全・活用していくことが求められています。

(2) 方針

■自然環境の保全・活用の方針

◆うるおい軸である矢田川や天神川の河川環境を保全するため、公共下水道や合併処理浄化槽の設置など生活排水処理施設の整備を進め、流域が一体となった公共用水域の水質保全に努めます。

■景観形成の方針

◎印場駅前については、地域拠点としてふさわしい、にぎわいとるおいのある景観形成に努めます。

(※)

◆矢田川や天神川は、日常生活にうるおいとやすらぎを与える貴重な空間であるため、自然環境を保全しつつ、水に親しむことのできる空間の創出に努めます。(※)

▽良福寺や渋川神社などの歴史的資源の保存や活用を図るとともに、歴史を感じられる景観の保全に努めます。(※)

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

■公園・緑地の整備方針

- ◆小幡緑地については、憩いやレクリエーション、スポーツの場などといった総合的な利用を図るため、公園の特徴を活かしつつ、その保全と活用を進めます。
- ◆道路沿いにはポケットパークを設置し、道路用地の残地や都市公園内などにはスポットガーデンを設置するなど、環境美化や緑の創出に努めます。

■下水道の整備方針

- 下水道の整備については、「尾張旭市公共下水道事業計画」に基づき、整備地域を拡大し、水質の保全や周辺環境の整備改善に、より一層努めます。

6 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針

(1) 課題

印場駅周辺の拠点性を強化するため、交通結節点としての機能を充実するとともに、駅周辺の商業や住宅を充実し、歩いて暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

(2) 方針

■市街地整備の方針

- 地域拠点である印場駅においては、にぎわいあふれる商業系施設の更なる集積を誘導します。
- 既成市街地内には、道路や公園などの基盤施設が不足する地区や老築住宅が密集する地区もみられることから、地域住民の意向把握に努めながら、居住環境の改善を促進します。
- ▼印場駅周辺については、人口減少や超高齢化社会の到来に備え、歩いて暮らせるまちづくりの実現に努めます。(※)

■交通体系の形成方針

- 生活軸である(都)印場線などの渋滞解消を図るため、(都)霞ヶ丘線の整備に努めます。(※)
- ▼名鉄瀬戸線の踏切による(都)印場線の慢性的な渋滞を解消するため、幅広い観点から研究します。(※)
- ◆印場駅の駅舎のバリアフリー化を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、鉄道事業者と協議し進めます。
- ◆効率的なネットワークの形成をめざすとともに、藤が丘駅へのアクセスについても研究します。(※)
- ◆鉄道事業者や関係機関の協力を得ながら印場駅周辺における自転車駐車場の整備に努めます。(※)

■安全安心のまちづくりの方針

- ◆一時避難場所となっている印場中央公園などの公園や、緊急輸送道路である(都)旭南線などの幹線道路の維持管理に努めるとともに、沿道建物の耐震化を促進します。

◆大雨時に浸水の恐れがある地区住民が、安心して生活できるようにするため、排水施設の整備に努めます。

◎印場駅周辺での自転車盗・オートバイ盗などの対策として、防犯灯の設置を進めるとともに、防犯カメラの設置についても検討します。

■高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの方針

◆印場駅周辺については、高齢者や障がい者などが、安心して移動できるように、歩道の設置や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を進めるほか、すべての人が利用しやすいデザイン
の普及を促進します。

◆印場駅の歩行環境の改善を図り、高齢者や障がい者などが利用しやすい整備を行うよう、鉄道事業者と協議を進めます。

7 ともにつくるまちづくりの方針

(1) 課題

これからのまちづくりにおいては、市民、事業者、行政などの各主体が連携しながら責任と役割を担う「協働によるまちづくり」を基本に進める必要があります。また、「行政による規制を中心としたまちづくり」から、「民間、市民による管理運営を中心に捉えたまちづくり」へと移行する必要性が認識されています。

(2) 方針

■市民のまちづくりへの参加

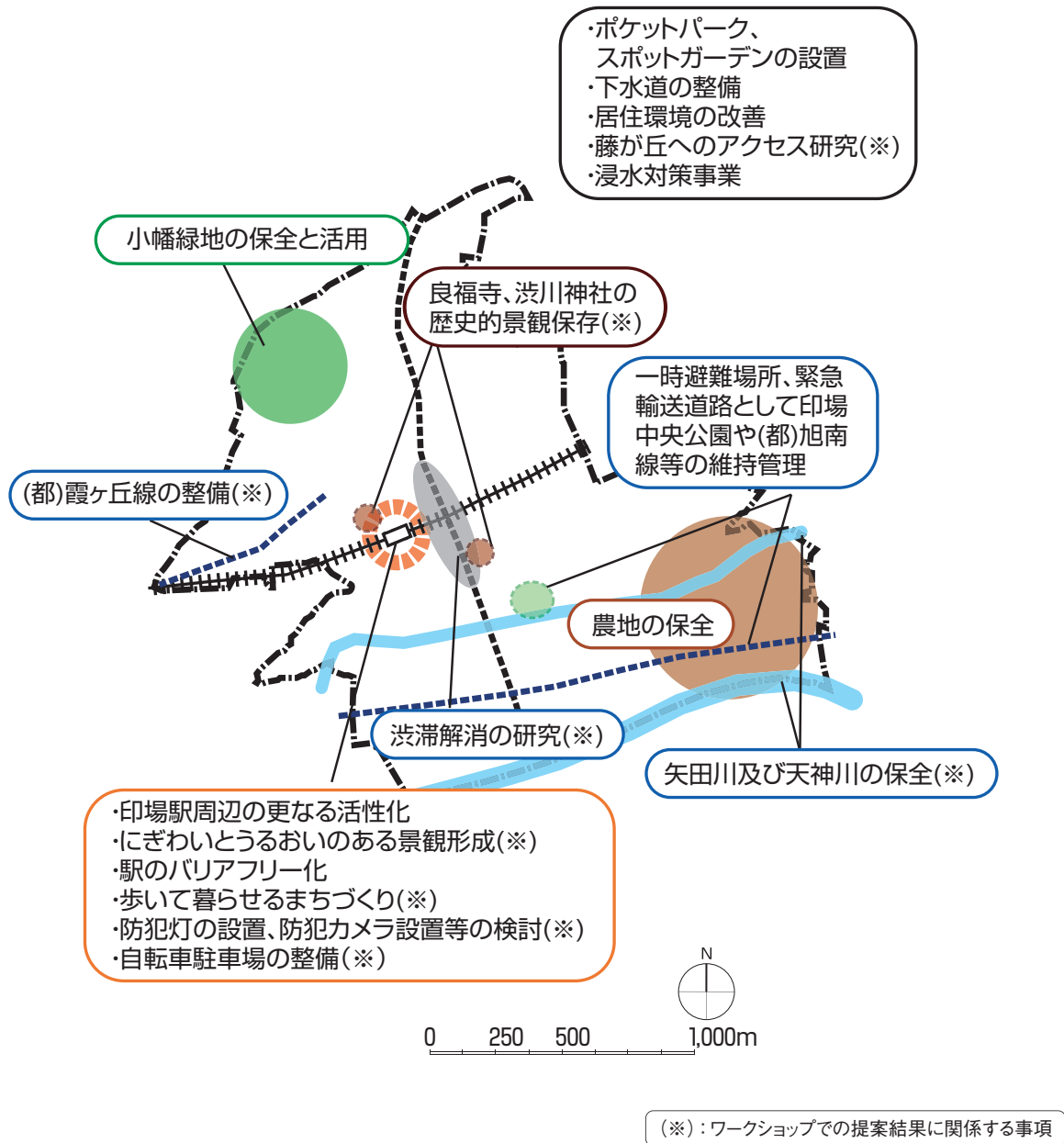
◆市民は、ワークショップやパブリックコメントなどを通じて、積極的にまちづくりへの参加を行います。
(※)

◆市民は、アダプトプログラムや公園愛護会制度に参加し、道路などの美化や公園管理を行います。
(※)

◆市民は、通学路の交通安全確保のため、登下校指導等への参加を行います。(※)

▽市民は、登録を行った住民が近隣の高齢者に声をかけ、登録者の車に同乗できる制度の研究に参画します。(※)

8 西部地域の取り組み方針



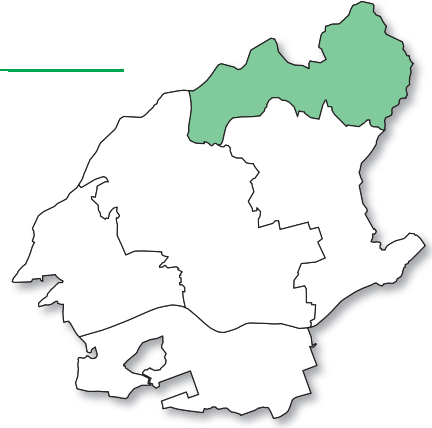


VI 北部地域

1 地域の概況

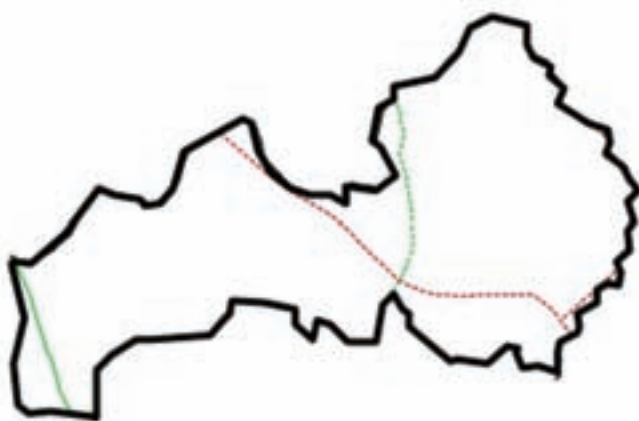
(1) 位置

- 本地域は市の最北部に位置し、東西に長い地域となっています。また、面積は343haで市域の16.3%を占めています。
- 地域の大部分を愛知県森林公園が占め、その他についても山林などが多く、本市における貴重な緑地となっています。
- 愛知県森林公園内には運動施設や一般公園、植物園、ゴルフ場などが整備され、公園内には大道平池や岩本池、大広見池がみられるなど市民の憩いの場となっています。
- 森林公園周辺には貴重な樹林地がみられ、一部に鳥獣特別保護地区⁵¹が指定されています。



(2) 都市計画状況

- 全域が市街化調整区域となっています。
- 都市計画道路としては、(都) 稲葉線、(都) 玉野川森林公園線、(都) 第3環状線、(都) 瀬戸環状西部線の4路線があり、(都) 稲葉線以外は未整備となっています。



- 一般街路(幅員22m以上)未整備
- 一般街路(幅員16m以上22m未満)完成
- 一般街路(幅員16m以上22m未満)未整備

■ 都市計画道路整備状況図

資料：市 都市計画課

51 鳥獣特別保護地区：鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息域の保護を図るために特に必要があると認める区域。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

2 地域の目標・方針

(1) 地域の目標

豊かな自然環境の保全と活用で
やすらぎと活力のある暮らしを支えるまち

(2) 地域の重要方針

● 良好な自然環境の保全

森林公園を中心とする北部地域については、豊かな緑地を保全するとともに、水辺と一体となつて織り成す自然景観を守り育てることをめざします。

● 憩いの場としての森林公園の利用促進

森林公園については、市民の憩いの場として、より利用しやすい施設となるよう誘導します。

● 自然とふれあう空間づくり

森林公園については、うるおい拠点として市民が自然と身近にふれあうことができるよう、自然環境に配慮しつつ活用を促進します。

3 土地利用の方針

(1) 課題

現在の自然的土地利用を保全していくことが求められています。

(2) 方針

◆ 緑豊かな自然環境が残され、貴重な動植物が多く生息し、本市ならではの重要な景観資源でもある森林公園については、引き続き現在の自然環境を保全し、緑地空間としての活用を促進します。

◆ 大道平池や岩本池、大広見池などの池については、引き続きその保全を行うとともに、市民の生活にうるおいを与える親水・緑地空間としての活用を促進します。

4 緑と水に彩られたまちづくりの方針

(1) 課題

森林公園周辺は、緑と水辺が調和した環境として、市民がより快適に活用できるよう保全していくことが求められています。

(2) 方針

■景観形成の方針

◆森林公園については、恵まれた緑地の保全を図り、豊かな緑地景観の形成を促進します。

■公園・緑地の整備方針

◎森林公園を拠点とした緑のネットワークを形成するため、森林公園と繋がる（都）玉野川森林公園線や（都）稲葉線の緑化をめざします。

◎森林公園周辺の北部丘陵地を、市民が自然に親しみながらウォーキングを楽しめる場所とするため、一体的な整備を進めます。

◆森林公園については、憩いやレクリエーション、スポーツの場などといった総合的な利用を図るため、公園の特徴を活かしつつ、その保全と活用を促進します。

◆森林公園周辺の樹林地やため池などは、多様な動植物の生息環境となっていることから、適切な保全に努めます。

5 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針

(1) 課題

森林公園を全ての市民が、安全に安心して、より便利に利用できるようにしていくことが求められています。

(2) 方針

■交通体系の形成方針

◎森林公園がより利用しやすい施設となるよう、鉄道駅や各地域からのアクセス向上を目指し、必要に応じて尾張旭市営バスの運行ルートなどの見直しを研究します。

◆（都）玉野川森林公園線、（都）第3環状線、（都）瀬戸環状西部線の整備については、関係機関への働きかけを進めます。

6 ともにつくるまちづくりの方針

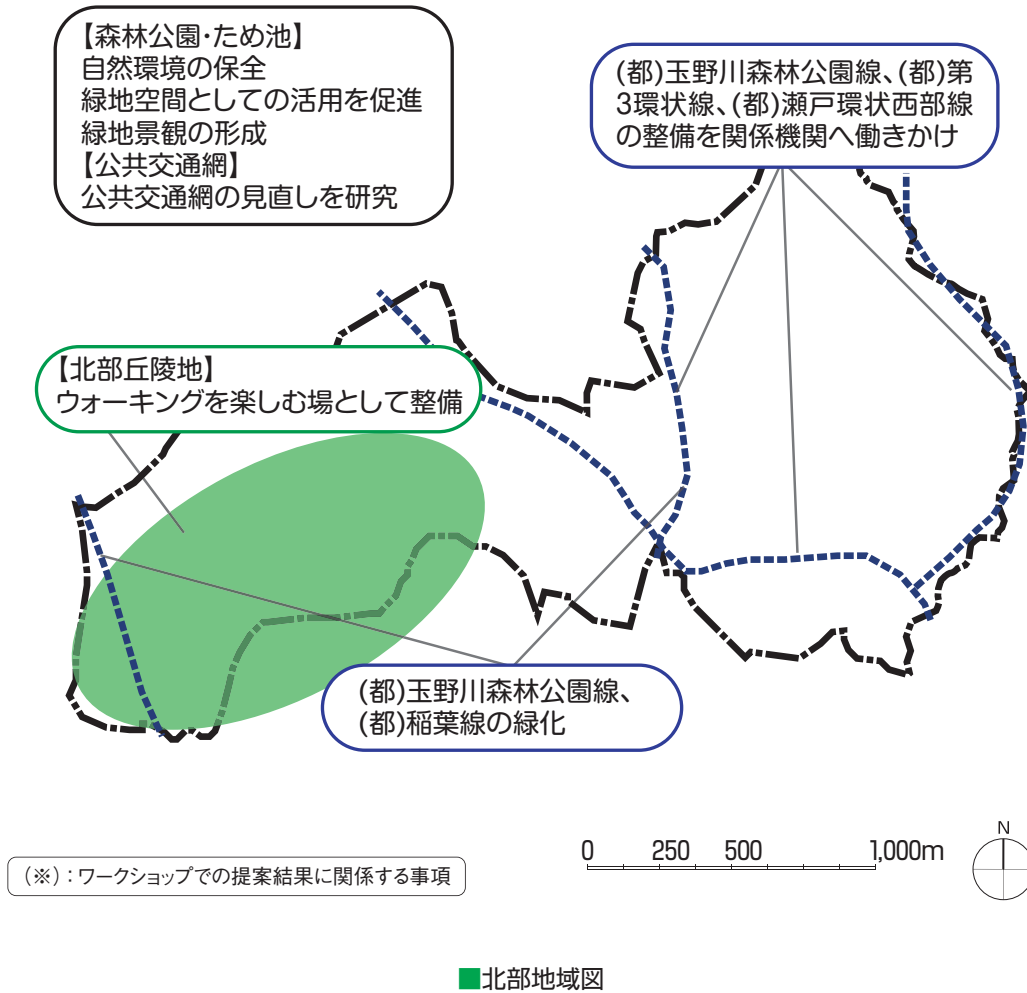
(1) 課題

美しい自然環境を次の世代に引き継いでいくためには、市民が積極的に維持管理に参画する必要があります。

(2) 方針

◆市民は、本市の重要な資源である森林公園の保全活動に対し、積極的に参加を行います。（※）

7 北部地域の取り組み方針



第5章



都市計画マスタープランの実現に向けて

5 都市計画マスタープランの実現に向けて



I 都市づくりの実現に向けて

1 都市づくりの実現に向けて

これまでの章では、都市づくりの目標や方針、地域別構想を体系的に示してきましたが、今後、これらを着実に実現へとつなげていくためには、行政による取り組みだけでなく、市民や事業者等がコミュニティ活動や事業活動などを通じて、積極的にまちづくりに参画、協力することが必要となります。

そこで、本章では、市民・事業者等・行政の役割について示すとともに、着実な進行のための運用・連携の方策や、主要な施策の実施スケジュールについて示します。

2 都市づくりにおける役割

(1) 市民の役割

市民には、自らまちづくり事業に協力するとともに、自主的に組織する団体などを通じて参画するといった「主体」としての役割が期待されます。また、NPOなどの市民活動団体の情報を積極的に収集し、活動に参画していくことが求められています。

(2) 事業者等の役割

事業者等は、市民と同様に尾張旭市の一員であり、その社会的役割や影響の大きさを認識し、地域社会との調和を図るとともに、暮らしやすい地域の実現に寄与することが求められています。また、まちづくりの主体として事業活動を行うとともに、周辺環境への配慮や環境保全・環境改善、都市施設の整備に対し貢献・協力することが期待されています。

(3) 行政の役割

行政は、市民や事業者等と同様、まちづくりの主体としての役割に加え、市民、事業者等との協働のもと、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施していく役割を担っています。

このため、まちづくりに関する情報提供や市民参画の機会の提供等のほか、市民主体のまちづくり活動の支援等を推進していきます。

また、国・県・周辺市町及び関係機関との広域的な連携、調整のもとに、計画的で効率的なまちづくりを進めていきます。

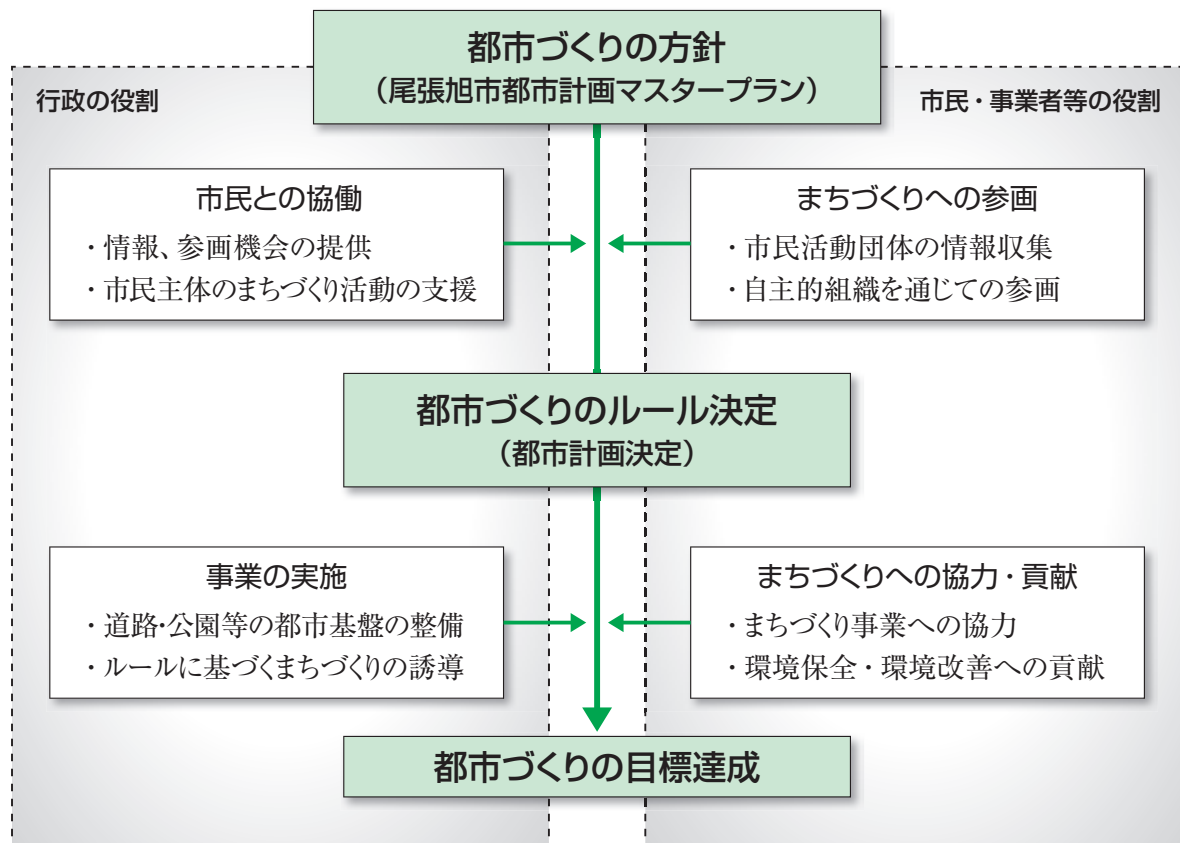


図35 都市づくりの役割の考え方

3 計画の推進に向けた運用・連携の方策

次の視点に十分留意し、都市計画マスタープランに基づく事業の計画的かつ効率的な実施に向け、着実に都市づくりの推進を図るための体制づくりを進めます。

(1) 都市計画マスタープランに基づく都市計画の運用

都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。そのため、今後は、都市計画マスタープランに示された方針に基づき、計画策定手法や誘導手法、整備手法などの様々な手法・制度の中から、本市や地域の実情に最もふさわしい手法を選択するとともに、総合的で一体的な都市計画を運用していきます。

(2) 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランに基づく各種まちづくり施策を効果的に実践していくため、上位計画である市総合計画における施策評価や事務事業評価をもとに、達成状況の評価を行います。

また、その達成状況などの結果に基づき、必要に応じて柔軟に都市計画マスタープランを見直すなど、適切な進行管理に努めます。

(3) 関係機関等との連携

ア 国や県、周辺市町との連携・協力

国・県をはじめとする関係機関との調整を図り、必要な事項について協力を要請するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

イ 関係部署との連携

都市計画マスタープランに示された内容は、都市計画分野だけではなく、自然保護や農業・農政、住宅、福祉、防災、産業、観光振興など広範な行政分野にわたっています。このため、関係部署との調整や連携を密にし、効果的で効率的な事業の推進に努めます。

ウ 事業者等との連携

都市計画マスタープランに基づき開発行為などを実施しようとする事業者等に対しては、円滑な事業推進を促すため、必要な支援を検討します。

また、拠点整備などの際には、商工会やJAなどと連携を図るとともに、民間の資金やノウハウを有効に活用した効率的なまちづくりの推進方策を検討します。



II 実施スケジュール

1 基本的な考え方

第3章の「都市づくりの方針」において、具体的な施策例として掲げた事業について、市民、事業者等、行政の各主体別の役割を整理するとともに、実施スケジュールの目安を示します。

ただし、現時点での社会経済状況等を考慮して作成していることから、今後の情勢変化や上位計画の改訂にあわせて、その内容を変更する場合があります。

2 実施スケジュール

◇主体別役割凡例

◎ 実施主体	○ 制度利用・参加・協力・支援
--------	-----------------

◇実施スケジュール凡例

⇨ 計画・研究	➡ 事業実施・整備実施
---------	-------------

●緑と水に彩られたまちづくり

■自然環境の保全・活用

(58～59ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
自然環境への負荷軽減	公共交通網整備事業〈利用促進〉	全市	◎	◎	○	➡	➡	➡	➡	➡
	生ごみ処理補助事業	全市(北部除く)								
	資源ごみ分別収集事業		◎	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
	資源ごみ回収団体活動奨励事業									
	太陽光発電システム設置推進事業	全市(北部除く)	◎	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
浄化槽雨水貯留施設転用補助事業	全市(北部除く)	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡	
河川環境の保全	河川水質の浄化推進事業	全市(北部除く)	◎	◎	○	➡	➡	➡	➡	➡
	矢田川散歩道整備事業	東部(P102)、南部(P114)	○	○	◎	➡	➡	➡		
農地の保全	地域農業活性化事業	全市(北部除く)		◎	○	➡	➡	➡	➡	➡

■景観形成

(60ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
景観形成推進施策の展開	都市景観啓発事業	全市(北部除く)	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
	景観計画の作成(景観行政団体へ移行)	全市	○	○	◎		➡	➡		
違反屋外広告物の除却	屋外広告物適正化事業	全市	◎	◎	○	➡	➡	➡	➡	➡
公共施設などにおける景観配慮	緑化推進事業	全市	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
地域特性に応じた景観形成	駅前広場景観形成事業	中部(P90)	◎	◎	◎	➡	➡	➡	➡	➡

■公園・緑地の整備

(62～63ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
緑のネットワークの形成	緑化推進事業<緑の基本計画の実施>	全市	◎	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
公園などの整備	矢田川散歩道整備事業(再掲)	東部(P102)、南部(P114)	○	○	◎	➡	➡	➡		
	濁池整備事業	東部(P103)	○		◎	➡	➡			
	都市公園新設事業	中部(P90)、東部(P103)	○	○	◎		➡	➡	➡	➡
		南部	○		◎	➡				
	公園維持管理事業	全市	◎		○	➡	➡	➡	➡	➡
緑地の保全・活用	自然林保全事業	全市	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
	保存樹等保全助成金	全市	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
	生垣設置助成事業	全市(北部除く)	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡

■下水道・河川の整備

(64ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
下水道の整備	汚水管渠整備事業	全市			◎	➡	➡	➡	➡	➡
	取付管設置事業	全市	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
	管渠施設維持管理事業	全市			◎	➡	➡	➡	➡	➡
河川改修の促進	矢田川散歩道整備事業<関係機関へ働きかけ>	東部(P102)、南部(P114)	○	○	◎	➡	➡	➡		

●活力とやすらぎのあるまちづくり

■市街地整備

(66～67ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
拠点的な市街地の整備	歩道バリアフリー推進事業(駅周辺)	中部(P90)、 東部(P103)	○		◎		⇒	⇒	⇒	⇒
	まちなか居住の推進研究事業	全市(北部除く)	○	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
その他の市街地の整備	都市計画検討・策定事務	全市	○	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	地区計画審査事業	全市(北部除く)	○	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	各土地区画整理事業	中部(P91)、 東部(P103)	○	◎	○	⇒	⇒	⇒	⇒	

■交通体系の形成

(68～72ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
総合的な交通ネットワークの形成	公共交通網整備事業(交通網再構築)	全市	○	◎	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
主要幹線道路網の形成	霞ヶ丘線整備事業	西部(P127)	○		◎	⇒	⇒	⇒		
	交差点改良事業	中部(P91)、 南部(P115)	○		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	歩道バリアフリー推進事業	全市	○		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	橋梁長寿命化修繕事業	全市(北部除く)			◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公共交通体系の確立	公共交通網整備事業	全市	○	◎	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	三郷駅前広場整備事業	東部(P104)	◎	○	◎	⇒	⇒	⇒		
その他交通施設の整備	自転車駐車場維持管理事業	中部(P91)、 東部(P104)、 西部(P127)	○		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

■安全安心のまちづくり

(73～74ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
防災の推進	公共施設耐震診断補強計画調査進行管理事業	全市			◎	→	→	→	→	→
	排水施設維持補修事業	全市(北部除く)			◎	→	→	→	→	→
	都市計画検討・策定事務(既成市街地)	全市	○	○	◎	→	→	→	→	→
	民間木造住宅耐震改修費補助事業	全市(北部除く)	○	○	◎	→	→	→	→	→
治水対策の推進	排水施設維持補修事業	全市			◎	→	→	→	→	→
雨水対策の推進	浄化槽雨水貯留施設転用補助事業(再掲)	全市(北部除く)	○	○	◎	→	→	→	→	→
	浸水対策事業	中部(P91)、 東部(P104)、 西部(P128)			◎	→	→	→	→	→
交通安全などの対策の推進	あんしん歩行エリア整備事業	東部(P104)	○		◎	→	→	→		
		南部	○		◎	→				
	防犯灯設置・維持管理補助事業	全市(北部除く)	○		◎	→	→	→	→	→

■高齢者や障がい者にやさしいまちづくり

(75ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
誰もが活動しやすい都市空間の整備	歩道バリアフリー推進事業(再掲)	全市(北部除く)	○		◎	→	→	→	→	→
	生活道路改良事業	全市(北部除く)			◎	→	→	→	→	→
誰もが利用しやすい公共交通機関の充実	歩道バリアフリー推進事業(駅周辺)	中部(P92)、 東部(P104)、 西部(P128)	○	○	◎	→	→	→	→	→
誰もが利用しやすい住宅の供給	市営住宅施設管理事業	東部(P104)			◎	→	→	→		
	高齢者住宅整備資金借受者利子補給補助事業	全市(北部除く)	○		◎	→	→			

● ともにつくるまちづくり

■ 市民と行政の協働によるまちづくり

(77ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
市民のまちづくりへの参加 まちづくりへの支援	市民活動支援事業	全市(北部除く)	○		○	➡	➡	➡	➡	➡
その他の取り組み	道路清掃事業	全市	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
	三郷駅前広場整備事業(再掲)	東部(P105)	○	○	○	➡	➡	➡		
	北山地区まちづくり運営委託事業	中部(P92)	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
	都市公園新設事業(再掲)	中部(P92)、東部(P105)	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
南部		○	○	○	➡					

■ 事業者等と行政の協働によるまちづくり

(78ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
事業者等のまちづくりへの参加	都市計画検討・策定事務(再掲)	全市(北部除く)	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
	道路清掃事業(再掲)	全市	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡

● まちづくりワークショップで提案された事業(市民、事業者等主体)

方針	具体的な施策名	実施スケジュール				
		H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
自然環境への負荷軽減	地域の清掃活動等への積極的な参加	➡	➡	➡	➡	➡
河川環境の保全	近隣住民やボランティアで河川整備の管理	➡	➡	➡	➡	➡
公共施設などにおける景観配慮	ボランティアによる緑地の手入れ	➡	➡	➡	➡	➡
公共交通体系の確立	公共交通を利用するよう努める	➡	➡	➡	➡	➡
交通安全などの対策の推進	通学路の交通安全確保のための活動に参加	➡	➡	➡	➡	➡
誰もが利用しやすい公共交通機関の充実	近隣の高齢者に声かけし、登録者の車に同乗できる制度の研究		➡	➡	➡	➡



参考資料

1 策定の経緯

年度	年月	内容
平成19年度	平成19年12月	市民意識調査の実施(回収率 約47%)
平成20年度	平成20年6月～7月	まちづくり懇談会(11回開催)
	7月	学生懇談会(名古屋産業大学)
	8月	第1回まちづくりワークショップ(全市課題の洗い出し)
	9月	第2回まちづくりワークショップ(全市重点課題の共通認識)
	11月	第1回策定検討会議
	平成21年1月	第2回策定検討会議
	3月	第3回策定検討会議
平成21年度	4月	第3回まちづくりワークショップ(地域課題の洗い出し)
	5月	第4回まちづくりワークショップ(地域重点課題の共通認識)
	7月	第5回まちづくりワークショップ(まちづくり施策案の抽出)
	10月	第4回策定検討会議
	平成22年2月	第5回策定検討会議
平成22年度	3月～4月	パブリックコメント
	6月	第6回策定検討会議
	7月	平成22年第1回都市計画審議会
	11月	平成22年第2回都市計画審議会

2 策定検討会議

(1) 策定検討会議名簿

区分	役職等	氏名
座長	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部教授	加藤 哲男
構成員	中部大学人文学部准教授	大塚 俊幸
	尾張旭市商工会	曾我 長生
	尾張旭市農業委員会	松原 時夫
	尾張旭市地域婦人団体連絡協議会	西山 妙子
	(社)愛知建築士会瀬戸支部	岩橋 広造
	(福)尾張旭市社会福祉協議会	榎本 博文
	(社)尾張旭青年会議所	長江 康紀
	市民公募(まちづくりワークショップ代表者)	清水 美千代
	市民公募(まちづくりワークショップ代表者)	松原 孝
	愛知県建設部都市計画課長	堀田 信寿
	愛知県尾張建設事務所企画調整監	森 令治
	尾張旭市企画部長	秋田 誠
	尾張旭市市民生活部長	酒井 敏幸
尾張旭市都市整備部長	桜井 政則	

平成22年4月1日現在

(2) 策定検討会議開催要綱

尾張旭市都市計画マスタープラン策定検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、広範若しくは専門的な見地からの意見を聴取するため、「尾張旭市都市計画マスタープラン策定検討会議」（以下「策定検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 策定検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都市整備の方針に関すること。
- (2) 将来都市像に関すること。
- (3) その他策定検討会議において必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 策定検討会議は次に掲げる者により構成する。

- (1) 優れた識見を有する者
 - (2) 公共的団体等の役員又は職員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
- 2 策定検討会議は、策定検討会議の構成員の中から、座長を依頼する。
- 3 策定検討会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 策定検討会議の庶務は、都市整備部都市計画課が処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会議の運営に関し必要な事項は、策定検討会議が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月5日から施行する。
- 2 この要綱は、都市計画マスタープラン策定及び公表をもって、その効力を失う。

尾張旭市都市計画マスタープラン

平成23年3月

発行 尾張旭市

編集 都市整備部 都市計画課

〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1

TEL (0561) 53-2111 (代表)

FAX (0561) 52-0831

URL <http://www.city.owariasahi.lg.jp/>